

令和 6 年度

鹿児島県交通安全実施計画



鹿児島県交通安全対策会議

は じ め に

この計画は、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第25条第3項の規定に基づき、第11次鹿児島県交通安全計画（令和3年度～令和7年度）を踏まえ、令和6年度において、国の指定地方行政機関及び県並びに関係機関が、本県の陸上交通の安全に関して講ずべき交通安全に関する各種施策を計画的に推進するために必要な事項について定めたものである。

この計画の実施に当たっては、人命尊重の理念に基づき、交通事故がもたらす大きな社会的・経済的損失をも勘案して、関係機関・団体が相互に緊密な連携のもと、県民の理解と協力を得て、各般にわたる諸施策を適切かつ効果的に推進し、交通事故のない社会を目指すものとする。

目 次

第 1 章 道路交通の安全

第 1 節 道路交通環境の整備

- (1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備…………… 1
 - ア 生活道路における交通安全対策の推進
 - イ 通学路等における交通安全確保
 - ウ 高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備
- (2) 高速道路の更なる活用推進による生活道路との機能分化…………… 3
- (3) 幹線道路における交通安全対策の推進…………… 5
 - ア 事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）の推進
 - イ 事故危険箇所（事故多発地点）対策の推進
 - ウ 幹線道路における交通規制
 - エ 重大事故の再発防止
 - オ 適切に機能分担された道路網の整備
 - カ 高速道路等における事故防止対策の推進
 - キ 改築等による交通事故対策の推進
 - ク 交通安全施設等の高度化
- (4) 交通安全施設等整備事業の推進…………… 1 0
 - ア 交通安全施設等の戦略的維持管理
 - イ 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進
 - ウ 幹線道路対策の推進
 - エ 農道対策の推進
 - オ ITS 化の推進による安全で快適な道路環境の実現
 - カ 道路交通環境整備への住民参加の促進
 - キ 連絡会議等の活用
 - ク 将来の交通流の変化を見据えた交通環境の整備
- (5) 高齢者等の移動手段の確保・充実…………… 1 4
- (6) 歩行者空間のユニバーサルデザイン化…………… 1 6
- (7) 無電柱化の推進…………… 1 6
- (8) 効果的な交通規制の推進…………… 1 7
- (9) 自転車利用環境の総合的整備…………… 1 7
 - ア 安全で快適な自転車利用環境の創出
- (10) ITS の活用 …………… 1 8
- (11) 交通需要マネジメントの推進…………… 1 8
 - ア 貨物自動車利用の効率化
- (12) 災害に備えた道路交通環境の整備…………… 1 8
 - ア 災害に備えた道路の整備
 - イ 災害に強い交通安全施設等の整備
 - ウ 災害発生時における交通規制
 - エ 災害発生時における情報提供の充実
- (13) 総合的な駐車対策の推進…………… 2 1
 - ア きめ細かな駐車規制の推進
 - イ 違法駐車対策の推進
 - ウ 駐車場等の整備

エ	違法駐車を排除しようとする気運の醸成・高揚	
オ	ハード・ソフト一体となった駐車対策の推進	
(14)	道路交通情報の充実	2 2
ア	情報収集・提供体制の充実	
イ	ITSを活用した道路交通情報の高度化	
(15)	交通安全に寄与する道路交通環境の整備	2 3
ア	道路の使用及び占用の適正化等	
イ	休憩施設等の整備の推進	
ウ	子どもの遊び場等の確保	
エ	道路法に基づく通行の禁止又は制限	
オ	降灰除去活動の推進	
第2節 交通安全思想の普及徹底		
(1)	段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	2 7
ア	幼児に対する交通安全教育	
イ	小学生に対する交通安全教育	
ウ	中学生に対する交通安全教育	
エ	高校生に対する交通安全教育	
オ	成人に対する交通安全教育	
カ	高齢者に対する交通安全教育	
キ	障害者に対する交通安全教育	
ク	外国人に対する交通安全教育	
(2)	効果的な交通安全教育の推進	3 7
(3)	交通安全に関する普及啓発活動の推進	3 8
ア	交通安全運動の推進	
イ	横断歩行者の安全確保	
ウ	自転車の安全利用の推進	
エ	特定小型原動機付自転車に関する交通ルールの周知と安全教育の徹底	
オ	後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底	
カ	チャイルドシートの正しい使用の徹底	
キ	反射材用品の普及促進	
ク	飲酒運転の根絶に向けた交通安全教育及び広報啓発活動等の推進	
ケ	農耕車の安全利用の推進	
コ	効果的な広報の実施	
サ	その他の普及啓発活動の推進	
(4)	交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進	4 8
(5)	地域における交通安全活動への参加・協働の推進	4 9
第3節 安全運転の確保		
(1)	運転者教育等の充実	5 0
ア	運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実	
イ	運転者に対する再教育等の充実	
ウ	二輪車安全運転対策の推進	
エ	高齢運転者対策の充実	
オ	シートベルト、チャイルドシート及び乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底	
カ	自動車運送業者等に従事する運転者に対する適性診断の充実	
キ	危険な運転者の早期排除等	

(2)	運転免許業務の改善	5 6
(3)	安全運転管理の推進	5 6
(4)	事業用自動車の安全プランに基づく安全対策の推進	5 7
	ア 「新たな日常」における安全・安心な輸送サービスの実現	
	イ 抜本的対策による飲酒運転，迷惑運転等悪質な法令違反の根絶	
	ウ I C T，自動運転等新技術の開発・普及促進	
	エ 超高齢社会におけるユニバーサルサービス連携強化を踏まえた事故の防止対策	
	オ 原因分析に基づく事故防止対策の立案と関係者の連携による安全体質の強化	
	カ 道路交通環境の改善	
(5)	交通労働災害の防止等	5 8
	ア 交通労働災害の防止	
	イ 運転者の労働条件の適正化等	
(6)	道路交通に関連する情報の充実	5 9
	ア 危険物輸送に関する情報提供の充実等	
	イ 気象情報等の充実	
第 4 節 車両の安全性の確保		
(1)	自動車アセスメント情報の提供等	6 1
(2)	自動車の検査及び点検整備の充実	6 1
	ア 自動車の検査の充実	
	イ 自動車点検整備の充実	
(3)	リコール制度の充実・強化	6 2
(4)	自転車の安全性の確保	6 2
第 5 節 道路交通秩序の維持		
(1)	交通の指導取締りの強化等	6 3
	ア 一般道路における効果的な指導取締りの強化等	
	イ 高速道路における指導取締りの強化等	
(2)	交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進	6 4
	ア 危険運転致死傷罪の立件を視野に入れた捜査の徹底	
	イ 交通事故事件等に係る捜査力の強化等	
	ウ 交通事故事件等に係る科学的捜査の推進	
(3)	暴走族対策の推進	6 4
	ア 暴走族追放気運の高揚及び家庭，学校等における青少年の指導の充実	
	イ 暴走行為阻止のための環境整備	
	ウ 暴走族に対する指導取締りの推進	
	エ 暴走族関係事犯者の再犯防止	
	オ 車両の不正改造の防止	
第 6 節 救助・救急活動の充実		
(1)	救助・救急体制の整備	6 5
	ア 救助体制の整備・拡充	
	イ 多数傷者発生時における救助・救急体制の充実	
	ウ 自動体外式除細動器の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進	
	エ 救急救命士の養成・配置等の促進	
	オ 救助・救急用資機材の整備の推進	

カ	消防・防災ヘリコプターによる救急業務の推進	
キ	救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実	
(2)	救急医療体制の整備	6 7
(3)	救急関係機関の協力関係の確保等	6 8
第 7 節	被害者支援の充実と推進	
(1)	自動車損害賠償保障制度の充実等	6 8
ア	無保険（無共済）車両対策の徹底	
イ	任意の自動車保険（自動車共済）の広報・啓発等	
(2)	損害賠償の請求についての援助等	6 9
ア	交通事故相談活動の推進	
イ	損害賠償請求の援助活動等の強化	
(3)	交通事故被害者支援の充実強化	6 9
ア	自動車事故被害者等に対する援助措置の充実	
イ	交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進	
第 8 節	交通事故分析の高度化	7 0

第 2 章 鉄道交通の安全

第 1 節	鉄道交通環境の整備	
(1)	鉄道施設等の安全性の向上	7 1
(2)	運転保安設備の整備	7 3
第 2 節	鉄道交通の安全に関する知識の普及	7 4
第 3 節	鉄道の安全な運行の確保	
(1)	保安監査の実施	7 7
(2)	運転士の資質の保持	7 8
(3)	安全上のトラブル情報の共有・活用	7 9
(4)	気象情報等の充実	8 1
(5)	大規模な事故等が発生した場合の適切な対応	8 4
(6)	運輸安全マネジメント評価の実施	8 5
(7)	計画運休への取組	8 3, 8 6
第 4 節	救助・救急活動の充実	8 8

第 3 章 踏切道における交通の安全

第 1 節	踏切道の立体交差化，構造の改良及び歩行者横断施設の整備の促進	8 9
第 2 節	踏切保安設備の整備及び交通規制の実施	8 9, 9 1
第 3 節	踏切道の統廃合の促進	8 9, 9 2
第 4 節	その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置	8 9, 9 2

章	1 道路交通の安全
節	1 道路交通環境の整備
項 目	(1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
細 目	ア 生活道路における交通安全対策の推進 イ 通学路等における交通安全確保 ウ 高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備

実施機関	県土木部道路維持課
【計画の実施方針】 通学路の合同点検において、要対策とされた箇所や、各市町村にて作成している通学路交通安全プログラムに記載されている箇所を中心に、児童や幼児の通行の安全を確保するための歩道等の整備推進を図り、安全かつ円滑・快適な交通環境の確立を図る。 【令和6年度事業計画の内容】 特定交通安全施設等整備事業及び県単交通安全施設整備事業 整備系：1,231,710千円 保全系：1,130,000千円	

章	1 道路交通の安全
節	1 道路交通環境の整備
項 目	(1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
細 目	ア 生活道路における交通安全対策の推進 イ 通学路における交通安全確保 ウ 高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備

実施機関	県警察本部交通規制課
【計画の実施方針】 歩行者の視点に立った交通安全対策を推進していくため、通学路等、特に交通の安全を確保する必要がある道路において、交通安全施設の整備や効果的な交通規制の実施等きめ細かな事故防止対策を実施する。 【令和6年度事業計画の内容】 1 生活道路、通学路における交通安全対策として、交通事故発生状況や地域の関係者等からの要望等を踏まえ、道路管理者と連携し、最高速度30キロメートル毎時の区域規制とハンプや狭さく、スムーズ横断歩道といった物理的デバイスとの適切な組み合わせによる「ゾーン30プラス」の整備の推進を図る。 信号機の改良、リアルタイムの交通情報提供等の交通流円滑化対策を実施する。 2 通学路における安全確保について、教育委員会等の関係機関と連携した合同点検を実施し、安全対策を検討の上、横断歩道の補修等の的確な交通規制及び安全対策を講じる。 あわせて、バス停留所における安全確保について、バス事業者等の関係機関で構成する合同検討会により、必要な対策を検討し、推進する。 3 バリアフリー法に定められた生活関連経路を構成する道路を中心に視認性を向上させるための信号灯器のLED化、道路標識の高輝度化を推進する。	

章	1 道路交通の安全
節	1 道路交通環境の整備
項 目	(1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
細 目	イ 通学路等における交通安全確保 ウ 高齢者，障害者等の安全に資する歩行空間等の整備

実施機関	九州地方整備局
【計画の実施方針】 通学路における交通安全を確保するため，定期的な合同点検の実施や対策の改善・充実等の継続的な取組を支援するとともに，道路交通実態に応じ，警察，教育委員会，学校，道路管理者等の関係機関が連携し，ハード・ソフトの両面から必要な対策を推進する。 高校，中学校に通う生徒，小学校，幼稚園，保育所や児童館等に通う児童・幼児の通行の安全を確保するため，通学路等の歩道整備等を積極的に推進するとともに，カラー舗装，防護柵の設置，自転車道・自転車専用通行帯・自転車の通行位置の明示等の対策を推進する。 【令和6年度事業計画の内容】 1 鹿児島国道事務所 (1) 歩道・自転車通行空間整備 事業費：522,000千円 ・国道3号境町歩道整備（出水市境町） ・国道3号下神殿歩道整備（日置市伊集院町） ・国道10号野久美田自転車通行空間整備（霧島市隼人町） ・国道225号平山歩道整備（南九州市川辺町） ・国道225号両添地区事故対策（南九州市川辺町） ・国道225号南林寺自転車通行空間整備（鹿児島市南林寺町） ・国道226号北十町歩道整備（指宿市十町） ・国道226号瀬々串歩道整備（鹿児島市喜入瀬々串町） 2 大隅河川国道事務所 (1) 歩道整備 事業費：415,000千円 ・国道220号野井倉歩道整備（志布志市有明町野井倉） ・国道220号菱田歩道整備（曾於郡大崎町菱田） ・国道220号益丸自歩道整備（曾於郡大崎町益丸） ・国道220号永吉歩道整備（曾於郡大崎町永吉） ・国道220号磯脇歩道整備（垂水市牛根麓） ・国道224号持木歩道整備（鹿児島市東桜島町）	

章	1 道路交通の安全
節	1 道路交通環境の整備
項 目	(1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
細 目	イ 通学路等における交通安全確保 ウ 高齢者，障害者等の安全に資する歩行空間等の整備

実施機関	県土木部都市計画課
【計画の実施方針】 通学路に指定されている区間等を，児童や幼児の通行の安全を確保するため，街路事業等により歩道や交通広場の整備を行い，安全かつ円滑・快適な歩行空間の整備を促進する。 【令和6年度事業計画の内容】	

街路事業等による歩行空間整備の促進

(単位：千円)

事業名	事業量	事業費	備考
街路事業	9箇所	1,447,400	県事業3箇所, 市事業6箇所
都市構造再編集中支援事業	7箇所	1,403,600	市事業7地区
まちなかウォークカブ推進事業	3箇所	1,029,600	市事業3地区
土地区画整理事業	10箇所	758,401	市町事業10箇所
都市再生区画整理事業	2箇所	1,627,200	市事業2箇所
計	31箇所	5,976,301	

章	1 道路交通の安全
節	1 道路交通環境の整備
項目	(1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
細目	イ 通学路等における交通安全確保

実施機関 九州運輸局鹿児島運輸支局

【計画の実施方針】

路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業におけるバス停留所の交通安全上の実態把握及び安全性確保対策を講じるため、令和2年12月15日に国、県、県警察等の関係機関や道路管理者と乗合バス事業者及びその組織する団体で構成された「鹿児島県バス停留所安全性確保合同検討会」を活用し必要な対策を推進する。

【令和6年度事業計画の内容】

令和2年12月15日の「鹿児島県バス停留所安全性確保合同検討会」にて、安全上の優先度からABCのランクにて、それぞれ7バス停、29バス停、12バス停の合計48バス停が危険なバス停として公表された。

個別のバス停毎にバス事業者や関係機関と連携してバス停の移設等安全性が確保されるよう取り組んだ結果、令和5年9月29日現在でABCのそれぞれ7バス停、18バス停、6バス停の合計31バス停の安全対策が終了した。

必要な安全対策が完了するまでの間は、ソフト対策として、バス停やバス車内における注意喚起のためのチラシの設置や、車内放送による旅客降車時のアナウンスなどの対策を指示するとともに、関係機関で実施される小中高における交通安全教育や横断歩行者の安全確保にも連携して取り組む。

章	1 道路交通の安全
節	1 道路交通環境の整備
項目	(2) 高速道路の更なる活用推進による生活道路との機能分化
細目	

実施機関 九州地方整備局

【計画の実施方針】

高規格道路から生活道路に至る道路ネットワークを体系的に整備し、道路の適切な機能分化を推進する。

特に、高規格道路等、事故率の低い道路利用を促進するとともに、生活道路においては、車両速度の抑制や通過交通を排除し、歩行者、自転車中心の道路交通を形成する。

【令和6年度事業計画の内容】

1 鹿児島国道事務所

- (1) 高規格道路（南九州西回り自動車道） 事業費15,399,000千円
 - ・ 芦北出水道路
 - ・ 阿久根川内道路
 - ・ 鹿児島東西道路
- (2) バイパス等 事業費：1,754,000千円
 - ・ 国道10号 白浜拡幅
 - ・ 国道10号 鹿児島北バイパス
 - ・ 国道220号 亀割峠防災
 - ・ 国道226号 喜入防災
- (3) 歩道・自転車通行空間整備 事業費：522,000千円
 - ・ 国道3号境町歩道整備（出水市境町）
 - ・ 国道3号下神殿歩道整備（日置市伊集院町）
 - ・ 国道10号野久美田自転車通行空間整備（霧島市隼人町）
 - ・ 国道225号平山歩道整備（南九州市川辺町）
 - ・ 国道225号両添地区事故対策（南九州市川辺町）
 - ・ 国道225号南林寺自転車通行空間整備（鹿児島市南林寺町）
 - ・ 国道226号北十町歩道整備（指宿市十町）
 - ・ 国道226号瀬々串歩道整備（鹿児島市喜入瀬々串町）
- (4) 交差点改良 事業費：278,000千円
 - ・ 国道10号末吉町深川交差点改良（曾於市末吉町）
 - ・ 国道10号磯地区事故対策（鹿児島市吉野町磯）
- (5) 視距改良 事業費：50,000千円
 - ・ 国道225号清水視距改良（南九州市川辺町1箇所）

2 大隅河川国道事務所

- (1) バイパス等 事業費：6,632,000千円
 - ・ 国道220号 古江バイパス
 - ・ 国道220号 日南・志布志道路
 - ・ 国道220号 油津・夏井道路
 - ・ 国道220号 牛根境防災
- (2) 歩道整備 事業費：415,000千円
 - ・ 国道220号野井倉歩道整備（志布志市有明町野井倉）
 - ・ 国道220号菱田歩道整備（曾於郡大崎町菱田）
 - ・ 国道220号益丸自歩道整備（曾於郡大崎町益丸）
 - ・ 国道220号永吉歩道整備（曾於郡大崎町永吉）
 - ・ 国道220号磯脇歩道整備（垂水市牛根麓）
 - ・ 国道224号持木歩道整備（鹿児島市東桜島町）

章	1 道路交通の安全
節	1 道路交通環境の整備
項 目	(2) 高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化
細 目	

実施機関	県土木部道路建設課
【計画の実施方針】 高規格道路から生活道路に至る道路ネットワークを体系的に整備し、道路の適切な機能分化を図る。 県においては、高規格道路の整備を推進することにより、広域移動を目的とした道路利用者の利便性向上を図る。 それにより移動目的に応じた通過交通と域内交通を効果的に分散させ、生活道路の利用者の安全性	

を向上させる。

【令和6年度事業計画の内容】

【高規格道路】

- ・北薩横断道路（阿久根高尾野道路，溝辺道路，宮之城道路）の整備推進
- ・都城志布志道路（志布志道路）の整備推進
- ・大隅縦貫道（吾平道路，吾平大根占田代道路）の整備推進

○ 令和6年度高規格道路事業費

高規格道路	8,215百万円
-------	----------

※ 上記数値は令和6年度県当初予算による。

章	1 道路交通の安全
節	1 道路交通環境の整備
項目	(3) 幹線道路における交通安全対策の推進
細目	ア 事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）の推進 イ 事故危険箇所（事故多発地点）対策の推進 オ 適切に機能分担された道路網の整備 キ 改築等による交通事故対策の推進 ク 交通安全施設等の高度化

実施機関 九州地方整備局

【計画の実施方針】

1 事故ゼロプランの推進

交通安全に資する道路整備事業の実施に当たっては、効果を科学的に検証しつつ、マネジメントサイクル（一連の業務を行う上で、計画を立てて実行し、結果を評価して改善し、次期業務へ反映させること）を適用することにより、効率的・効果的な実施に努め、少ない予算で最大の効果を獲得できるよう「事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）」を推進する。

2 事故危険箇所対策の推進

特に事故の発生割合の大きい幹線道路の区間や、ビッグデータの活用により潜在的な危険区間等を事故危険箇所として指定し、都道府県公安委員会と道路管理者が連携して集中的な事故抑止対策を実施する。事故危険箇所においては、道路標識の高輝度化等、歩道等の整備、交差点改良、視距の改良、付加車線等の整備、中央帯の設置、バス路線等における停車帯の設置及び防護柵、区画線等の整備、道路照明・視線誘導標等の設置等の対策を推進する。

3 適切に機能分担された道路網の整備

高規格道路から居住地域内道路に至るネットワークを体系的に整備するとともに、歩道や自転車道等の整備を積極的に推進し、歩行者、自転車、自動車等の異種交通の分離を図る。一般道路に比較して死傷事故率が低く安全性の高い高規格道路等の整備やインターチェンジの増設等による利用しやすい環境を整備し、より多くの交通量を分担させることによって道路ネットワーク全体の安全性を向上させる。

通過交通の排除と交通の効果的な分散により、円滑で安全な道路交通環境を確保するため、バイパス及び環状道路等の整備を推進する。

幹線道路で囲まれた居住地域内や歩行者等の通行の多い商業地域内等においては、通過交通をできる限り幹線道路に転換させるなど道路機能の分化により、生活環境を向上させるため、補助的な幹線道路、区画道路、歩行者専用道路等の系統的な整備を行うとともに、都道

府県公安委員会により実施される交通規制及び交通管制との連携を強化し、通過交通の抑制等の整備を総合的に実施する。

国民のニーズに応じた効率的な輸送体系を確立し、道路混雑の解消等円滑な交通流が確保された良好な交通環境を形成するため、道路交通、鉄道、海運、航空等複数の交通機関の連携を図るマルチモーダル施策を推進し、鉄道駅等の交通結節点、空港、港湾の交通拠点へのアクセス道路の整備等を実施する。

4 改築等による交通事故対策の推進

交通事故の多発等を防止し、安全かつ円滑・快適な交通を確保するため、次の方針により道路の改築等による交通事故対策を推進する。

歩行者及び自転車利用者の安全と生活環境の改善を図るため、歩道等を設置するための既存道路の拡幅、バイパスの整備と併せた道路空間の再配分、自転車の通行を歩行者や車両と分離するための自転車道や自転車専用通行帯、自転車の通行位置を示した道路の整備等の道路交通の安全に寄与する道路の改築事業を推進する。

交差点及びその付近における交通事故の防止と交通渋滞の解消を図るため、交差点のコンパクト化等を推進する。

商業系地区等における歩行者及び自転車利用者の安全で快適な通行空間を確保するため、これらの者の交通量や通行の状況に即して、歩道、自転車道、自転車専用通行帯等の整備を推進する。

5 交通安全施設等の高度化

道路の構造、交通の状況等に応じた交通の安全を確保するために、道路標識の高輝度化等、高視認性区画線の整備等を推進するほか、交通事故発生地点を容易に把握し、速やかな事故処理及び的確な事故調査が行えるようにするとともに、自動車の位置や目的地までの距離を容易に確認できるようにするためのキロポスト（地点標）の整備を推進する。

【令和6年度事業計画の内容】

1 鹿児島国道事務所

(1) 高規格道路（南九州西回り自動車道） 事業費：15,399,000千円

- ・ 芦北出水道路
- ・ 阿久根川内道路
- ・ 鹿児島東西道路

(2) バイパス等 事業費：1,754,000千円

- ・ 国道10号 白浜拡幅
- ・ 国道10号 鹿児島北バイパス
- ・ 国道220号 亀割峠防災
- ・ 国道226号 喜入防災

(3) 交差点改良 事業費：278,000千円

- ・ 国道10号末吉町深川交差点改良（曾於市末吉町）
- ・ 国道10号磯地区事故対策（鹿児島市吉野町磯）

(4) 視距改良 事業費：50,000千円

- ・ 国道225号清水視距改良（南九州市川辺町1箇所）

2 大隅河川国道事務所

(1) バイパス等 事業費：6,632,000千円

- ・ 国道220号 古江バイパス
- ・ 国道220号 日南・志布志道路
- ・ 国道220号 油津・夏井道路
- ・ 国道220号 牛根境防災

章	1 道路交通の安全
節	1 道路交通環境の整備
項目	(3) 幹線道路における交通安全対策の推進
細目	イ 事故危険箇所（事故多発地点）対策の推進

実施機関	県土木部道路維持課
【計画の実施方針】 事故の発生割合の大きい幹線道路の区間等を事故危険箇所として指定し、県公安委員会と道路管理者が連携して集中的な事故抑止対策を図る。 【令和6年度事業計画の内容】 令和3年度末に指定された第5次事故危険箇所について、整備を進める。	

章	1 道路交通の安全
節	1 道路交通環境の整備
項 目	(3) 幹線道路における交通安全対策の推進
細 目	イ 事故危険箇所（事故多発地点）対策の推進

実施機関	県警察本部交通規制課
【計画の実施方針】 交通死亡事故等の重大事故が発生した場合に、同一場所における交通事故の再発防止対策を講ずるため実施している現場点検、現地検討会等（一次点検）に加えて、一次点検の結果を警察本部、警察署等で共有することにより、道路交通環境の改善を図るべき危険箇所を発見し、当該危険箇所においても同様の交通事故の発生を防止するため、必要と認められる措置を講ずる二次点検プロセスの実施を推進する。 【令和6年度事業計画の内容】 一次点検の結果を踏まえ、危険箇所における交通事故の発生を防止するため、必要と認められる交通安全施設や道路整備について道路管理者へ働き掛ける。	

章	1 道路交通の安全
節	1 道路交通環境の整備
項 目	(3) 幹線道路における交通安全対策の推進
細 目	ウ 幹線道路における交通規制

実施機関	県警察本部交通規制課・高速道路交通警察隊
【計画の実施方針】 高速自動車道、一般国道等の幹線道路については、道路構造、交通安全施設の整備状況等を勘案し、安全で円滑な交通を確保するため、適正な交通規制を実施するとともに、交通流の変動、道路構造の改良状況、交通安全施設の整備状況、交通事故の発生状況等を総合的に勘案して、交通実態の変化等に即した交通規制となるよう見直しを推進する。 【令和6年度事業計画の内容】 幹線道路の交通事故多発区間においては、事故原因の分析に基づき、交通規制の新設や変更について検討する。 また、幹線道路沿いの生活環境の保全や交通特性等を踏まえた速度規制等の見直しを推進する。 高速道路については、交通流の変動、道路構造の改良状況、交通安全施設の整備状況、交通事故の発生状況等を総合的に勘案して、交通実態に即した交通規制となるよう、見直しの必要性を検討する。	

章	1 道路交通の安全
節	1 道路交通環境の整備
項 目	(3) 幹線道路における交通安全対策の推進
細 目	エ 重大事故の再発防止

実施機関	県警察本部交通企画課
【計画の実施方針】 社会的に大きな影響を与える重大事故が発生した際は、速やかに当該事故の発生原因について調査するとともに、発生要因に即した所要の対策を早急に講ずることにより同種事故の再発防止を図る。 【令和6年度事業計画の内容】 1 交通死亡事故現場診断の実施 交通死亡事故が発生した際、発生直後の交通事故防止に関する関心が高い時期を捉え、当該死亡事故現場付近の住民や交通事故防止の任に当たる道路管理者等関係機関・団体と合同で、事故の原因や道路環境等を診断し、これに基づき速やかな安全対策を講ずることにより、交通事故の再発防止を図る。 2 令和5年度交通事故多発地点等特別対策合同現場診断実施箇所における安全対策進捗状況等 安全対策 対策事項件数 115件 実施済件数 52件 実施率 45.2%	

章	1 道路交通の安全
節	1 道路交通環境の整備
項 目	(3) 幹線道路における交通安全対策の推進
細 目	オ 適切に機能分担された道路網の整備 キ 改築等による交通事故対策の推進

実施機関	県土木部道路建設課				
【計画の実施方針】 高規格道路から生活道路に至る道路交通ネットワークを体系的に整備するとともに、道路改良に合わせて歩道の整備を推進し、自動車、歩行者、自転車等の異種交通の分離を図る。 道路の改築（拡幅やバイパス工事等）による交通事故対策を推進することにより、交通事故を防止し、安全かつ円滑・快適な交通の確保を図り、利用者の安全性を向上させる。 【令和6年度事業計画の内容】 1 歩道等の整備 歩道等の設置が必要な箇所については、拡幅やバイパス工事に併せて整備を推進。 2 未改良道路等の整備 車両等の離合・交通に支障をきたしている区間の整備を推進。 ○ 令和6年度道路建設課所管事業 <table border="1"> <tr> <td>箇所</td><td>134 箇所</td></tr> <tr> <td>予算</td><td>12,980 百万円</td></tr> </table> ※ 上記数値は令和6年度県当初予算による。（国直轄事業負担金、高規格道路を除く）		箇所	134 箇所	予算	12,980 百万円
箇所	134 箇所				
予算	12,980 百万円				

章	1 道路交通の安全
節	1 道路交通環境の整備
項 目	(3) 幹線道路における交通安全対策の推進
細 目	カ 高速道路等における事故防止対策の推進 ク 交通安全施設等の高度化

実施機関 西日本高速道路株式会社九州支社鹿児島高速道路事務所

【計画の実施方針】

交通安全対策を総合的に実施する観点から、適切な道路の維持管理を積極的に推進するとともに、交通安全施設等の整備を計画的に進め、安全水準の維持、向上を図ります。

【令和6年度事業計画の内容】

- 1 安全で円滑な自動車交通の確保
高機能舗装化および舗装補修 (501百万円)
- 2 視認性低下等劣化標識の取替 (12百万円)

章	1 道路交通の安全
節	1 道路交通環境の整備
項 目	(3) 幹線道路における交通安全対策の推進
細 目	キ 改築等による交通事故対策の推進

実施機関 県土木部道路維持課

【計画の実施方針】

通学路プログラム等における、歩行者及び自転車利用者の安全で快適な通行空間を確保するための整備を推進する。

【令和6年度事業計画の内容】

特定交通安全施設等整備事業及び県単交通安全施設整備事業
整備系：1,231,710千円
保全系：1,130,000千円

章	1 道路交通の安全
節	1 道路交通環境の整備
項 目	(3) 幹線道路における交通安全対策の推進
細 目	キ 改築等による交通事故対策の推進

実施機関 県土木部都市計画課

【計画の実施方針】

狭小な道路の拡幅、歩道の整備等による道路交通環境の整備を引き続き行う。

【令和6年度事業計画の内容】

歩行者の安全確保のための街路整備

市街地交通の隘路となっている街路の整備を行い、歩行者等の安全を確保する。

車道及び歩道の整備		(単位：千円)
事業名	事業量	事業費
街路事業	9箇所	1,447,400
都市構造再編集集中支援事業	7箇所	1,403,600
まちなかウォークアップ推進事業	3箇所	1,029,600
土地区画整理事業	10箇所	758,401
都市再生区画整理事業	2箇所	1,627,200
計	31箇所	5,976,301

章	1 道路交通安全
節	1 道路交通環境の整備
項目	(3) 幹線道路における交通安全対策の推進
細目	ク 交通安全施設等の高度化

実施機関	県警察本部交通規制課
【計画の実施方針】 道路の構造、交通の状況等に応じた交通の安全を確保するため、道路標識の高輝度化等の交通安全施設等の整備を推進する。 また、信号機について、交通状況の変化に合理的に対応できるよう、集中制御化、系統化、多現示化等の高度化を推進するとともに、信号灯器のLED化を推進する。 【令和6年度事業計画の内容】 1 交通管制システムの整備 2 交通信号機の新設・改良 3 道路標識・標示の整備	

章	1 道路交通安全
節	1 道路交通環境の整備
項目	(4) 交通安全施設等整備事業の推進
細目	ア 交通安全施設等の戦略的維持管理 イ 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進 ウ 幹線道路対策の推進 オ ITS化の推進による安全で快適な道路環境の実現 カ 道路交通環境整備への住民参加の促進 キ 連絡会議等の活用

実施機関	九州地方整備局
【計画の実施方針】 1 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進 生活道路において人優先の考えの下、通過交通の抑制・排除等の面的かつ総合的な交通事故対策を推進するとともに、少子高齢社会の進展を踏まえ、歩行空間のバリアフリー化及び通学路における安全・安心な歩行空間の確保、自転車利用環境の整備を図る。 2 幹線道路対策の推進	

幹線道路では交通事故が特定の区間に集中して発生していることから、事故危険箇所等の事故の発生割合の大きい区間において重点的な交通事故対策を実施する。この際、事故データの客観的な分析による事故原因の検証に基づき、交差点改良等の対策を実施する。

3 道路交通環境整備への住民参加の促進

地域住民や道路利用者の主体的な参加の下に交通安全施設等の点検を行う交通安全総点検を積極的に推進するとともに、「標識BOX」等を活用して、道路利用者等が日常から抱いている意見を道路交通環境の整備に反映する。

4 連絡会議等の活用

都道府県警察と道路管理者が設置している「都道府県道路交通環境安全推進連絡会議」やその下に設置されている「アドバイザー会議」を活用し、学識経験者のアドバイスを受けてつち施策の企画、評価、進行管理等に関して協議を行い、的確かつ着実に安全な道路交通環境の実現を図る。

【令和6年度事業計画の内容】

1 鹿児島国道事務所

(1) 高規格道路（南九州西回り自動車道） 事業費：15,399,000千円

- ・芦北出水道路
- ・阿久根川内道路
- ・鹿児島東西道路

(2) バイパス等 事業費：1,754,000千円

- ・国道10号 白浜拡幅
- ・国道10号 鹿児島北バイパス
- ・国道220号 亀割峠防災
- ・国道226号 喜入防災

(3) 歩道・自転車通行空間整備 事業費：522,000千円

- ・国道3号境町歩道整備（出水市境町）
- ・国道3号下神殿歩道整備（日置市伊集院町）
- ・国道10号野久美田自転車通行空間整備（霧島市隼人町）
- ・国道225号平山歩道整備（南九州市川辺町）
- ・国道225号両添地区事故対策（南九州市川辺町）
- ・国道225号南林寺自転車通行空間整備（鹿児島市南林寺町）
- ・国道226号北十町歩道整備（指宿市十町）
- ・国道226号瀬々串歩道整備（鹿児島市喜入瀬々串町）

(4) 交差点改良 事業費：278,000千円

- ・国道10号末吉町深川交差点改良（曾於市末吉町）
- ・国道10号磯地区事故対策（鹿児島市吉野町磯）

(5) 視距改良 事業費：50,000千円

- ・国道225号清水視距改良（南九州市川辺町1箇所）

2 大隅河川国道事務所

(1) バイパス等 事業費：6,632,000千円

- ・国道220号 古江バイパス
- ・国道220号 日南・志布志道路
- ・国道220号 油津・夏井道路
- ・国道220号 牛根境防災

(2) 歩道整備 事業費：415,000千円

- ・国道220号野井倉歩道整備（志布志市有明町野井倉）
- ・国道220号菱田歩道整備（曾於郡大崎町菱田）
- ・国道220号益丸自歩道整備（曾於郡大崎町益丸）
- ・国道220号永吉歩道整備（曾於郡大崎町永吉）
- ・国道220号磯脇歩道整備（垂水市牛根麓）
- ・国道224号持木歩道整備（鹿児島市東桜島町）

章	1 道路交通の安全
節	1 道路交通環境の整備
項 目	(4) 交通安全施設等整備事業の推進
細 目	ア 交通安全施設等の戦略的維持管理

実施機関	県土木部道路維持課
【計画の実施方針】 防護柵等の交通安全施設について、小規模構造物個別施設計画に基づく点検を実施したうえで修繕し、安全な交通環境の確立を図る。 【令和6年度事業計画の内容】 県単交通安全施設整備事業 保全系： 1,130,000千円	

章	1 道路交通の安全
節	1 道路交通環境の整備
項 目	(4) 交通安全施設等整備事業の推進
細 目	イ 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進

実施機関	県土木部道路維持課
【計画の実施方針】 近年、自転車は環境負荷の低い交通手段として見直され、健康志向の高まりを背景に、その利用ニーズが高まっているが、歩行者と自転車の交通事故が急増しているため、自転車・歩行者が安心して通行できる環境に見直していく必要があることから、自転車走行空間を確保できる区間については、警察と連携しながら、路肩部を着色した自転車専用通行帯を設置するなど、安全かつ円滑・快適な交通環境の確立を図る。 【令和6年度事業計画の内容】 県管理道路において、自転車活用推進計画等により、自転車通行空間の整備を行う。	

章	1 道路交通の安全
節	1 道路交通環境の整備
項 目	(4) 交通安全施設等整備事業の推進
細 目	ウ 幹線道路対策の推進

実施機関	県土木部道路維持課
【計画の実施方針】 幹線道路では、交通事故が特定の区間に集中して発生していることから、事故危険箇所など、事故の発生割合の大きい区間において交通事故対策を図る。 【令和6年度事業計画の内容】 特定交通安全施設等整備事業及び県単交通安全施設整備事業 整備系：1,231,710千円 保全系：1,130,000千円	

章	1 道路交通の安全
節	1 道路交通環境の整備
項 目	(4) 交通安全施設等整備事業の推進
細 目	カ 道路交通環境整備への住民参加の促進

実施機関	県土木部道路維持課
【計画の実施方針】 地域住民や道路利用者の主体的な参加のもとに、交通安全施設等の点検を行う交通安全総点検を積極的に推進する。 【令和6年度事業計画の内容】 各市町村が実施するための周知・調整を行う。	

章	1 道路交通の安全
節	1 道路交通環境の整備
項 目	(4) 交通安全施設等整備事業の推進
細 目	キ 連絡会議等の活用

実施機関	県土木部道路維持課
【計画の実施方針】 「道路交通環境安全推進連絡協議会」やその下に設置される「アドバイザー会議」を活用し、学識経験者のアドバイスを受けつつ施策の企画、評価、進行管理等に関して協議を行い、的確かつ着実に安全な道路交通環境の実現を図る。	

章	1 道路交通の安全
節	1 道路交通環境の整備
項 目	(4) 交通安全施設等整備事業の推進
細 目	エ 農道対策の推進

実施機関

県農政部農地保全課

【計画の実施方針】

農道では、道路整備計画時点から交通安全面での関係機関協議を十分に行い、事故防止対策を実施する。

また、交差点改良や施設整備等については管理主体である市町村とも協議を行った上で各種対策を推進する。

【令和6年度事業計画の内容】

未整備農道の改良の実施と既設農道の路面や橋梁等各種施設の点検診断による補修や更新整備、交通安全対策の実施により道路交通環境の整備を行う。

事業区分	事業量	事業費
農道改良	5箇所	333,800
農道保全（補修・更新）	15箇所	627,428
農道保全（点検診断）	16箇所	294,700
計		1,255,928

章	1 道路交通の安全
節	1 道路交通環境の整備
項 目	(4) 交通安全施設等整備事業の推進
細 目	ア 交通安全施設等の戦略的維持管理 イ 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進 ウ 幹線道路対策の推進 オ ITS化の推進による安全で快適な道路環境の実現 カ 道路交通環境整備への住民参加の促進 キ 連絡会議等の活用 ク 将来の交通流の変化を見据えた交通環境の整備

実施機関	県警察本部交通規制課
【計画の実施方針】 社会資本整備重点計画に即して、道路管理者と連携し、事故実態の調査・分析を行いつつ、重点的、効果的かつ効率的に交通安全施設等整備事業等を推進することにより、交通環境を改善し、交通事故の防止と交通の円滑化を図る。 【令和6年度事業計画の内容】 「警察庁インフラ長寿命化基本計画」等に即して、老朽化した交通安全施設について、必要性を勘案の上、現状に沿った規制となるよう見直し、更新等を推進する。 特に、横断歩道の道路標示等が破損、摩耗等の理由により、その効用が損なわれないよう、効果的かつ適切な管理を行うとともに、計画的な改修を推進する。 また、交通環境の変化等により効果が低下した施設の撤去、施設の長寿命化等によるストック管理、維持管理・更新に係るトータルコストの削減等を推進する。 - 生活道路における「ゾーン30プラス」の整備を推進するとともに、横断歩道の設置や効果的かつ適切な管理等により、未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路や通学路における安全・安心な歩行空間の確保を図る。 - 事故危険箇所等における信号機のサイクル、スプリット、オフセット等の設定の見直しを推進するとともに、系統化等の必要な改良を推進する。 - 複数の信号機を面的・線的に連動させる集中制御化・プログラム多段系統化等の信号制御の改良を図るほか、交通管制センターの高度化、道路交通情報提供の充実等を推進し、安全で快適な道路環境の実現を図る。 - 警察署協議会や各種交通安全関連会議、「信号機BOX」、「標識BOX」、警察安全相談等を活用して道路利用者の意見・要望を把握する。 - 地域住民及び道路利用者が主体的に参加する交通安全総点検等において道路利用者と道路行政関係機関等が合同で現場確認の上、安全対策についての意見要望を把握する。 - 新設道路や道路改良については、供用開始後の交通流の変化等を十分に考慮し、信号柱・標識柱の建柱場所や歩行者滞留スペースの確保などについて、事前協議の段階から道路管理者との間で十分な調整を実施する。	

章	1 道路交通の安全
節	1 道路交通環境の整備
項 目	(5) 高齢者等の移動手手段の確保・充実
細 目	

実施機関	県警察本部交通企画課
【計画の実施方針】	

高齢運転者の交通事故防止対策を推進するに当たり、高齢運転者の運転免許自主返納は有効な施策であることから、申請による運転免許の取消し及び運転経歴証明書制度について積極的な広報に努めるとともに、地方公共団体をはじめとする関係機関・団体等の協力を得て、運転免許の自主返納者に対する公共交通機関の運賃割引等の支援措置を充実させることにより、加齢により運転に不安を覚える高齢者等が、運転免許を返納しやすい環境の整備を図る。

【令和6年度事業計画の内容】

- 1 運転免許を自主返納した高齢者に対する支援の拡充
各警察署において、関係機関・団体等への働き掛けを実施し、支援の拡充を図る。
- 2 関係機関への働き掛け
運転免許を自主返納した高齢者の代替交通手段を確保するため、自治体の関係機関に対し、コミュニティバス、デマンド型交通の導入等を働き掛ける。
- 3 広報啓発活動の実施
県警ウェブサイトや警察署の広報紙による広報啓発活動を展開し、「自主返納者に対する各種支援制度」等の周知を図る。
- 4 買い物支援制度の働き掛け
社会福祉協議会等の機関に対し、高齢者への買い物支援施策の拡充を働き掛ける。
- 5 地域包括支援センターへの情報連絡制度の運用促進

章	1 道路交通安全
節	1 道路交通環境の整備
項 目	(5) 高齢者等の移動手段の確保・充実
細 目	

実施機関 県総合政策部交通政策課

【計画の実施方針】

- 1 地方バス路線維持対策
地域住民の日常生活に必要なバス路線のうち、複数の市町村を運行する広域的・幹線的なバス路線の維持を図るため、同路線の運行費等に対し、国と協調して助成を行う。
- 2 地方公共交通特別対策
過疎地域における地域住民の日常生活に必要な交通手段の確保を図るため、市町村が地域の実情に応じて実施する廃止路線代替バスの運行費等に対し、助成等を行う。
- 3 自家用有償旅客運送対策
バス・タクシー等が運行されていない過疎地域等において、住民の日常生活における移動手段を確保するため、道路運送法第79条に基づき、市町村、NPO等が自家用車を用いて有償で運送する際の事業所の登録、更新等に係る手続きを実施。
本県は、権限移譲により、平成28年度から県において、登録等の事務を行っている。
- 4 地域公共交通計画の推進
地域公共交通計画を推進し、地域公共交通の維持・確保を図る。

【令和6年度事業計画の内容】

- 1 地方バス路線維持対策 (268,160千円)
広域的・幹線的なバス路線の維持を図るため、同路線の運行費や車両購入に係る減価償却費等を補助する。
- 2 地方公共交通特別対策 (281,669千円)
廃止路線代替バス等の運行に係る運行費及び車両購入費等の一部を補助する。
- 3 自家用有償旅客運送対策
自家用有償を実施している事業所の更新等に係る手続き及び市町村が実施する運営協議会への参加。

4 地域公共交通計画の推進 (3,942千円)

令和5年度に策定した鹿児島県地域公共交通計画を基に、地域公共交通の維持・確保のため、必要な施策を推進する。

章	1 道路交通の安全
節	1 道路交通環境の整備
項 目	(6) 歩行者空間のユニバーサルデザイン化
細 目	

実施機関 県土木部道路維持課

【計画の実施方針】

高齢者、障害者等を含めた全ての人が安全に、安心して参加し活動できる社会を実現するため、歩道の段差解消を図り、バリアフリー化を推進する。

【令和6年度事業計画の内容】

人にやさしい道づくり事業 110,000千円

章	1 道路交通の安全
節	1 道路交通環境の整備
項 目	(7) 無電柱化の推進
細 目	

実施機関 九州地方整備局

【計画の実施方針】

歩道の幅員の確保や歩行空間のバリアフリー化等により歩行者の安全を図るため、安全で快適な通行空間の確保、道路の防災性の向上、良好な景観の形成、情報通信ネットワークの信頼性の向上、観光振興の観点から、新たな無電柱化計画を国や地域で策定するとともに、電線共同溝の浅層埋設等低コスト手法の導入によるコスト削減等を図るほか、地上機器の小型化による歩行者の安全性確保に取り組む。

【令和6年度事業計画の内容】

鹿児島国道事務所

無電柱化事業 556,000千円

- ・国道3号薩摩川内市上川内地区無電柱化
- ・国道3号鹿児島市伊敷脇田地区無電柱化
- ・国道225号鹿児島市宇宿地区無電柱化
- ・国道225号鹿児島市新栄地区無電柱化

章	1 道路交通の安全
節	1 道路交通環境の整備
項 目	(7) 無電柱化の推進
細 目	

実施機関 県土木部道路維持課

【計画の実施方針】

安全で快適な通行空間の確保等の観点から、無電柱化の一層の推進を図るべく、関係事業者と連携し、「無電柱化の推進に関する法律」に基づく無電柱化推進計画に関する事業を推進する。

【令和6年度事業計画の内容】

無電柱化推進計画事業 106,780千円

章	1 道路交通の安全
節	1 道路交通環境の整備
項目	(8) 効果的な交通規制の推進
細目	

実施機関 県警察本部交通規制課

【計画の実施方針】

道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑化を図り、道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるときは、交通実態の変化等に即した交通規制を推進する。

【令和6年度事業計画の内容】

- 1 交通実態を調査・分析し、交通規制の実施及び交通安全施設等の設置に係る合理性を点検した上で、交通実態に即した交通規制の実施を推進する。
- 2 信号制御については、歩行者・自転車の横断実態等を踏まえ、信号現示の調整等の運用改善を推進する。
- 3 県公安委員会が行う交通規制の情報についてデータベース化を推進し、効果的な交通規制を行う。

章	1 道路交通の安全
節	1 道路交通環境の整備
項目	(9) 自転車利用環境の総合的整備
細目	ア 安全で快適な自転車利用環境の創出

実施機関 県警察本部交通規制課

【計画の実施方針】

良好な自転車交通秩序を自転車の通行環境の面から実現するため、自転車の役割と位置付けを明確にしつつ、交通状況に応じて、歩行者、自転車及び自動車の適切な分離を図り、歩行者と自転車の事故防止対策を講じるなど、安全で快適な自転車利用環境を創出する。

また、令和5年7月1日から特定小型原動機付自転車に係る交通ルール等が施行されたところであり、自転車と通行空間を共有する特定小型原動機付自転車をはじめとする新たな電動モビリティの交通の安全を確保する上でも、自転車の交通秩序を整序化する必要がある。

【令和6年度事業計画の内容】

自転車通行の安全性を向上させるため、普通自転車専用通行帯等の設置区間では、周辺の交通実態等を踏まえ、駐車禁止又は駐停車禁止の規制の実施を検討する。

自転車関連事故の発生状況や自転車の交通実態等を調査・分析した上で、各地方公共団体が策定する自転車活用推進計画や自転車ネットワークに関する計画及び道路管理者が策定する自転車通行空間の整備に関する計画に交通管理上必要な意見が反映されるよう、関係機関に必要な情報を提供するとともに、これらの計画の策定又は改定の検討段階から積極的に協議を行うほか、道路管理者と連携し、歩行者、自転車及び自動車が適切に分離された自転車通行空間の計画的な整備を推進する。

章	1 道路交通の安全
節	1 道路交通環境の整備
項 目	(10) I T S の活用
細 目	

実施機関	県警察本部交通規制課
【計画の実施方針】 最先端の情報通信技術を用いた「高度道路交通システム」(I T S)を引き続き推進し、道路交通の安全性、輸送効率及び快適性の向上を実現するとともに、渋滞の軽減等の交通の円滑化を図る。 【令和6年度事業計画の内容】 安全で円滑な道路交通を確保するため、広範囲な道路交通情報を集約・配信する。	

章	1 道路交通の安全
節	1 道路交通環境の整備
項 目	(11) 交通需要マネジメントの推進
細 目	ア 貨物自動車利用の効率化

実施機関	九州運輸局鹿児島運輸支局
【計画の実施方針】 効率的な貨物自動車利用等を促進するため、共同輸配送による貨物自動車の積載率向上や、置き配や宅配ボックスの活用による宅配便の再配達削減に資する取組等による物流効率化を推進します。 【令和6年度事業計画の内容】 トラック輸送における取引環境・労働時間改善鹿児島県地方協議会にて、物流効率化に向け実証実験を含めた協議を実施するとともに、鹿児島県トラック協会にて開催される一般利用者向けセミナーと連携した、宅配便の再配達削減への取組を検討する。	

章	1 道路交通の安全
節	1 道路交通環境の整備
項 目	(12) 災害に備えた道路交通環境の整備
細 目	ア 災害に備えた道路の整備

実施機関	県土木部道路維持課
【計画の実施方針】 平成7年の兵庫県南西部地震を期に大規模災害時における緊急輸送を行う道路を緊急輸送道路と定め、防災・震災対策を行っているところである。また、大規模災害時における落橋等の甚大な被害の防止に加え、地震後に速やかに橋としての機能回復が可能な対策を進め、緊急輸送道路としての機能を確保するために緊急輸送道路上の橋梁を優先し耐震補強をさらに推進する。 【令和6年度事業計画の内容】 県管理道路における、平成8年道路橋示方書より古い基準を適用した複数径間の橋梁について、橋脚及び支承部の補強を行う。	

章	1 道路交通の安全
節	1 道路交通環境の整備
項 目	(12) 災害に備えた道路交通環境の整備
細 目	ア 災害に備えた道路の整備 イ 災害に強い交通安全施設等の整備 エ 災害発生時における情報提供の充実

実施機関	九州地方整備局
【計画の実施方針】 1 災害に備えた道路の整備 地震、豪雨、豪雪、津波等の災害が発生した場合においても安全で安心な生活を支える道路交通の確保を図る。地震発生時の応急活動を迅速かつ安全に実施できる信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、緊急輸送道路にある橋梁の耐震対策を推進する。 また、豪雨・豪雪時等においても、安全・安心で信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、道路斜面等の防災対策や災害の恐れのある区間を回避・代替する道路の整備を推進する。 津波に対しては、津波による人的被害を最小化するため、道路利用者への早期情報提供、迅速な避難を行うための避難路の整備及び津波被害発生時においても緊急輸送道路を確保するため、津波浸水域を回避する高規格道路等の整備を推進する。 また、地震・津波等の災害発生時に、避難場所等となる「道の駅」について防災拠点としての活用を推進する。 なお、令和4年3月には、道の駅「阿久根」「すえよし」「くにの松原おおさき」「たるみずはまびら」「たるみず」「川辺やすらぎの郷」「いぶすき」について、防災拠点自動車駐車場の指定。 2 災害発生時における情報提供の充実 災害発生時において、道路の被災状況や道路交通状況を迅速かつ的確に収集・分析・提供し、復旧や緊急交通路、緊急輸送道路等の確保及び道路利用者等に対する道路交通情報の提供等に資するため、地震計、交通監視カメラ、車両感知器、道路交通情報提供装置、道路管理情報システム等の整備を推進するとともに、インターネット等を活用した道路・交通に関する災害情報等の提供を推進する。 【令和6年度事業計画の内容】 1 鹿児島国道事務所 降雨時による道路交通障害の情報の収集及び広報 ・危険箇所、工事箇所等による交通規制を把握し、関係機関に通報する。 ・道路巡視員によるパトロール密度を高めるとともに、ＣＣＴＶによる地域状況の把握に努める。 ・事前通行規制区間における規制雨量が基準に達した場合、又はその他の危険が予想された場合は、迅速な広報の徹底を図るとともに、道路情報板により一般通行者に広報する。 2 大隅河川国道事務所 降雨時による道路交通障害の情報の収集及び広報 ・危険箇所、工事箇所等による交通規制を把握し、関係機関に通報する。 ・道路巡視員によるパトロール密度を高めるとともに、ＣＣＴＶによる地域状況の把握に努める。 ・事前通行規制区間における規制雨量が基準に達した場合、又はその他の危険が予想された場合は、迅速な広報の徹底を図るとともに、道路情報板により一般通行者に広報する。	

章	1 道路交通の安全
節	1 道路交通環境の整備
項 目	(12) 災害に備えた道路交通環境の整備
細 目	イ 災害に強い交通安全施設等の整備 エ 災害発生時における情報提供の充実

実施機関	県土木部道路維持課
【計画の実施方針】 災害が発生した場合においても安全で円滑な道路交通を確保するため、道路情報板等の交通安全施設の整備を推進する。 【令和6年度事業計画の内容】 豪雨、台風等の異常気象時において、落石、崩土等があり、道路の通行が困難であると認められた場合、状況に応じて通行規制を行う。 また、通行規制箇所については道路情報総合システム、道路情報提供装置により情報提供を行う。 特定交通安全施設等整備事業 187,343千円	

章	1 道路交通の安全
節	1 道路交通環境の整備
項 目	(12) 災害に備えた道路交通環境の整備
細 目	イ 災害に強い交通安全施設等の整備 ウ 災害発生時における交通規制 エ 災害発生時における情報提供の充実

実施機関	県警察本部交通規制課
【計画の実施方針】 災害発生時において、住民の避難路や緊急交通路を的確に確保するため、道路交通情報の収集・提供を行う交通情報板等の交通安全施設等の整備や、通行止め等の交通規制を効果的に実施するための交通規制資機材の整備を推進する。 【令和6年度事業計画の内容】 1 災害発生時においては、安全で円滑な道路交通を確保するため、交通管制センター、交通情報板等の交通安全施設の整備を推進する。あわせて、災害発生時の停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置の整備や老朽化した信号機、道路標識・道路標示等の計画的な更新を推進する。 2 災害発生時においては、被災地域への流入規制を行うとともに、早期に被害状況や道路交通状況を把握した上で、通行禁止等の必要な交通規制及び速やかな緊急交通路の確保を迅速かつ的確に実施する。 3 災害発生時においては、道路の被災状況や道路交通状況を迅速かつ的確に収集・分析・提供し、復旧や緊急交通路、緊急輸送路等の確保及び道路利用者等に対する道路交通情報の提供等に資するため、車両感知器及び道路交通情報板の整備を推進するとともに、インターネット等を活用した道路・交通に関する災害情報等の提供を推進する。	

章	1 道路交通の安全
節	1 道路交通環境の整備
項 目	(13) 総合的な駐車対策の推進
細 目	ア きめ細かな駐車規制の推進 オ ハード・ソフト一体となった駐車対策の推進

実施機関	県警察本部交通規制課
【計画の実施方針】 地域住民等の意見要望等を十分に踏まえつつ、駐車規制の点検・見直しを実施するとともに、物流の必要性や自動二輪車の駐車需要等にも配慮し、地域の交通実態等に応じたきめ細やかな駐車規制を促進する。 【令和6年度事業計画の内容】 貨物集配中の車両の駐車需要への対応が十分でない場所を中心に、安全かつ円滑な交通を確保しつつ、駐車させることが可能な場所については駐車規制を見直すなど、地域住民等の意見要望を十分に踏まえた上で、道路環境、交通量、駐車需要等に応じたきめ細やかな駐車規制を引き続き推進するとともに、関係事業者等による路外における駐車場所の確保のための自主的な取組、地方公共団体及び道路管理者に対して、路外駐車場や路上荷さばきスペースの整備等について働きかけを行う。	

章	1 道路交通の安全
節	1 道路交通環境の整備
項 目	(13) 総合的な駐車対策の推進
細 目	イ 違法駐車対策の推進

実施機関	県警察本部交通指導課
【計画の実施方針】 違法駐車取締りについては、地域の実態に応じた取締り活動ガイドラインに沿って、悪質性、危険性、迷惑性の高い違反に重点を指向して実施する。 また、悪質な運転者に対する責任追及の徹底とともに、放置違反金制度による使用者責任の追及に努め、地域の駐車秩序の確立を図る。 【令和6年度事業計画の内容】 1 取締り活動ガイドラインは地域住民の意見・要望等を踏まえて定期的な見直しを行い、公表する。 2 違法駐車取締りに当たっては、悪質性・危険性・迷惑性の高い違反に重点を指向してメリハリをつけた取締りを推進する。 3 運転者の責任を追及できない放置駐車については、当該車両の使用者に対する放置違反金納付命令や使用制限命令等を迅速に行い、使用者責任の追及を行う。	

章	1 道路交通の安全
節	1 道路交通環境の整備
項 目	(13) 総合的な駐車対策の推進
細 目	ウ 駐車場等の整備

実施機関	県土木部都市計画課
------	-----------

【計画の実施方針】

駐車場整備計画の調査を推進し、自動車交通が輻輳する地区等において、駐車場整備地区の指定を促進するとともに、当該地区において計画的、総合的な駐車対策を行うため、駐車場整備計画の策定を促進する。

大規模な建築物に対し駐車場の整備を義務づける附置義務条例の制定の促進等を行うとともに、各種補助制度、融資制度や税制上の優遇措置等を活用した民間駐車場の整備を促進する。

【令和6年度事業計画の内容】

- 1 駐車場整備地区の指定（都市計画法第8条，駐車場法第3条，同法第4条）

現在の指定地区 鹿児島市

整備計画策定市町村 鹿児島市

- 2 都市計画駐車場の設置（都市計画法第11条）

現在設置されているもの

都 市 名	駐 車 場 名	台 数
指宿市	長崎鼻公共駐車場	316
鹿児島市	鹿児島中央地下駐車場	602

- 3 大規模建築物の建築における附置義務条例の制定（駐車場法第20条）

現在の制定都市：鹿児島市，奄美市

章	1 道路交通安全
節	1 道路交通環境の整備
項 目	(13) 総合的な駐車対策の推進
細 目	エ 違法駐車を排除しようとする気運の醸成・高揚

実施機関 県警本部交通企画課

【計画の実施方針】

違法駐車の排除及び自動車の保管場所の確保に関し、関係機関・団体と密接に連携し、県民への広報・啓発活動を行うとともに、地域交通安全活動推進委員の積極的な活用等により、県民の理解と協力を得ながら、違法駐車を排除する気運の醸成・高揚を図る。

【令和6年度事業計画の内容】

- 1 広報・啓発活動の推進

違法駐車の排除及び自動車の保管場所の確保に関し、マスコミ，市町村広報誌等を活用し、県民への広報・啓発を推進する。

- 2 地域交通安全活動推進委員の効果的な運用

地域交通安全活動推進委員の効果的な運用を図り、違法駐車排除の気運の醸成を図る。

章	1 道路交通安全
節	1 道路交通環境の整備
項 目	(14) 道路交通情報の充実
細 目	ア 情報収集・提供体制の充実 イ ITSを活用した道路交通情報の高度化

実施機関 県警察本部交通規制課

【計画の実施方針】

交通管制センター機能の一層の高度化を図り、道路利用者のニーズに対応したリアルタイムで高度な交通情報の提供を図る。

【令和6年度事業計画の内容】

1 関係機関との連携による道路交通情報の迅速・的確な収集

限られた道路空間を効率的に活用するため、道路管理者、その他関係機関等との連携を密にし、道路交通（障害）に関する情報収集活動を強化する。

2 広報活動の強化

交通管制センターで収集した情報を基に、光ビーコンや交通情報板を活用したタイムリーな交通情報提供に努めるほか、テレビ・ラジオ等のマスコミや、日本道路交通情報センター等を活用した広報を推進し、道路利用者の適時適切な分散誘導を図る。

章	1 道路交通の安全
節	1 道路交通環境の整備
項 目	(15) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備
細 目	ア 道路の使用及び占用の適正化等

実施機関	九州地方整備局
------	---------

【計画の実施方針】

工作物の設置、工事等のための道路の使用及び占用の許可に当たっては、道路の構造を保全し、安全かつ円滑な道路交通を確保するために適正な運用を行うとともに、許可条件の履行、占用物件等の維持管理の適正化について指導する。

【令和6年度事業計画の内容】

1 道路占用工事現場における掘さく工法及び保安設備についての点検指導

道路の構造を保全し、安全かつ円滑な道路交通を確保するため、道路の掘削を伴うものについては、占用連絡協議会における工期の調整を図るとともに、無秩序な掘り返しを規制し、掘及び復旧工事の指導監督を強化する。

2 違反広告物の指導取締り

道路管理者等関係機関及び警察と連携して違反広告物の一掃に努めるほか、広告主や屋外広告業者に対する指導を強化することにより再発防止を図る。

3 不法占用物件等の排除及び取締りの強化

道路交通の妨害となる不法占用物件等について、指導取締りを行うとともに不法占用の防止を図るための啓発活動を積極的に行う。

章	1 道路交通の安全
節	1 道路交通環境の整備
項 目	(15) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備
細 目	ア 道路の使用及び占用の適正化等

実施機関	県警察本部交通規制課
------	------------

【計画の実施方針】

道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、工作物の設置又は工事等の道路使用許可の適切な運用に努める。

【令和6年度事業計画の内容】

道路環境、交通量、交通規制等の諸条件を総合的に勘案し、道路における危険の防止及び交通の

安全と円滑の確保のため、道路使用許可の適正な運用を行うとともに、許可条件の履行について指導を強化するなど、安全対策の徹底を期する。

特に、幹線道路における大規模工事や路上競技等については、関係機関・団体等と緊密に連携し、工事方法や実施期間、コース変更等の事前調整を実施するとともに、道路管理者及び工事施工者（主催者）等に対して交通保安上必要な措置を講じさせる。

また、自動運転の公道実証実験に関し、「自動走行システムに関する公道実証実験のためのガイドライン」に沿った実証実験を行おうとする実施主体に対する必要な助言・指導、「自動運転の公道実証実験に係る道路使用許可基準」に沿った道路使用許可の申請に対する適切な対応等、自動運転技術の進展を支援する取組を推進する。

章	1 道路交通の安全
節	1 道路交通環境の整備
項 目	(15) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備
細 目	ア 道路使用及び占用の適正化等

実施機関	県土木部道路維持課
【計画の実施方針】 道路の占用許可にあたっては、道路の構造を保全し安全かつ円滑な道路交通を確保するため、原則として抑制する方針の下に適正な運用を行うとともに、占用物件等の維持管理の適正化を図り、併せて、違反広告物等不法占用物件の取り締まりを強化する。 【令和6年度事業計画の内容】 1 道路占用工事に係る掘り返し防止対策の徹底等 道路の構造を保全し、安全かつ円滑な道路交通を確保するため、道路占用工事等連絡協議会において、工期の調整等を図り、掘り返し防止対策を徹底する。 2 不法占用物件の指導取締り 不法占用物件等について、他の道路管理者、屋外広告物許可担当機関及び警察と連携して違反広告物等の一掃に努めるほか、所有者（広告主）に対する指導を強化する。	

章	1 道路交通の安全
節	1 道路交通環境の整備
項 目	(15) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備
細 目	イ 休憩施設等の整備の推進

実施機関	県土木部道路維持課
【計画の実施方針】 過労運転に伴う事故防止や近年の高齢運転者等の増加に対応して一般道路においても休憩施設の整備が必要となっていることから、道路利用者のための休憩機能と道路利用者や地域住民のための情報発信機能、地域の連携機能を備えた「道の駅」の整備を推進する。 また、分かりやすく使いやすい道路交通環境を整備し、安全で円滑な交通の確保を図るため、道路交通等に関する情報を迅速かつ的確に提供する道路情報提供装置や主要な交差点におけるわかりやすい道路案内を行うための交差道路標識の設置を推進する。 【令和6年度事業計画の内容】 「道の駅」について 令和6年4月現在では	

全国で	1,213箇所
九州・沖縄で	152箇所
県内で	23箇所

章	1 道路交通安全
節	1 道路交通環境の整備
項 目	(15) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備
細 目	ウ 子どもの遊び場等の確保

実施機関

県土木部都市計画課

【計画の実施方針】

子どものび場の不足を解消し、路上遊戯等による交通事故防止を図るととも，都市における良好な生活境づくり等を図るため，都市公園等の整備を推進する。

【令和6年度事業計画の内容】

都市公園等事業により，都市公園等を整備する。31事業で事業費1,915,512千円

(単位：千円)

事業名	事業量	事業費	備考
都市公園等事業	31事業	1,915,512	県4事業，19市町27事業

章	1 道路交通安全
節	1 道路交通環境の整備
項 目	(15) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備
細 目	エ 道路法に基づく通行の禁止又は制限

実施機関

九州地方整備局

【計画の実施方針】

道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路の破損、欠壊又は異常気象等により交通が危険であると認められる場合及び道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合には、道路法（昭和27年法律第180号）に基づき、迅速かつ的確に通行の禁止又は制限を行う。

【令和6年度事業計画の内容】

車両の通行制限の強化

道路の構造を保全し、また、交通の危険を防止するため、車両制限令の周知徹底を図り、違反車両については、関係機関と密接な連絡を保ちつつ指導取締りを強化する。

次の表の規格を超えるものについては、道路管理者の許可を受けなければならないので、これに伴う許可事務等の適正運営を期する。

幅	2.5 m	高　　さ	3.8 m（指定道路は高さ4.1 m）
重　　量	20 t（指定道路は重量25 t）	長　　さ	12.0 m
軸　　量	10 t	最小回転半径	12.0 m
輪　荷　重	5 t	隣　接　軸　重	18～20 t

(国際海上コンテナ車(40ft背高)においては、許可不要区間あり)

気象等基準値により、危険箇所の交通規制を実施する。

交通規制規制区間及び規制基準

- ・路線名：国道10号
規制区間：始良市重富～鹿児島市吉野町磯
距離標：447k900～459k200
規制基準：連続雨量が200mmに達した場合
気象観測所：竜ヶ水雨量観測所(テレメータ)
- ・路線名：国道225号
規制区間：鹿児島市平川町長谷迫～鹿児島市下福元町影原
距離標：34k100～37k900
規制基準：連続雨量が200mmに達した場合
気象観測所：野崎雨量観測所(テレメータ)
- ・路線名：国道220号
規制区間：垂水市牛根境
距離標：174k500～178k300
規制基準：連続雨量が200mmに達した場合
気象観測所：牛根境雨量観測所(テレメータ)

特殊通行規制区間

- ・路線名：国道10号
規制区間：始良市白浜
距離標：449k000～450k000
規制基準：越波があり、通行が危険と判断される場合
気象観測所：鹿児島地区气象台
- ・路線名：国道224号
規制区間：垂水市海潟新道～鹿児島市桜島赤水町
距離標：0k000～11k200
規制基準：①土石流が発生し通行が危険と判断される場合
②桜島爆発による噴火落石、降灰があり通行が危険と判断される場合
- ・路線名：国道226号
規制区間：鹿児島市喜入前之浜町
距離標：59k000～60k000
規制基準：越波があり、通行が危険と判断される場合
気象観測所：鹿児島地区气象台

章	1 道路交通安全
節	1 道路交通環境の整備
項目	(15) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備
細目	エ 道路法に基づく通行の禁止又は制限

実施機関 県土木部道路維持課

【計画の実施方針】

道路の構造を保全し、交通の危険を防止するために、道路の破損や欠壊、異常気象等により交通が危険であると認められる場合には、「道路法」(昭和27年法律第180号)に基づき、迅速かつ的確に通行の禁止又は制限を行う。

【令和6年度事業計画の内容】

豪雨、台風等の異常気象時において、落石、崩落土等があり、道路の通行が危険であると認められた場合、状況に応じて通行規制を行う。

また、通行規制箇所については道路情報総合システム、道路情報提供装置により情報提供を行う。

異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準

路 線 名	規 制 区 間	規制基準（通行止めにする基準）
(主)上屋久永田屋久線	熊毛郡屋久島町永田～瀬切	連続雨量220mm/24hに達した場合
(一)馬渡大川原線	曾於市財部町大川原	連続雨量200mm/24hに達した場合
(一)下東郷阿久根線	薩摩川内市城上町宇都川路	連続雨量220mm/24hに達した場合
(一)屋久島公園安房線	熊毛郡屋久島町安房	連続雨量220mm/24hに達した場合
(一)白谷雲水峡宮之浦線	熊毛郡屋久島町宮之浦	連続雨量220mm/24hに達した場合
国道３８９号	黒之瀬戸大橋 阿久根市黒之浜～ 出水郡長島町瀬戸	人・二輪…風速20m/sに達した場合 自動車 …風速25m/sに達した場合
(一)鹿島上甕線	甕大明神橋 薩摩川内市上甕町平良～中甕	風速25m/sに達した場合
(一)鹿島上甕線	甕大橋 薩摩川内市鹿島町藺牟田～ 上甕町平良	風速25m/sに達した場合
(主)伊仙天城線	秋利神大橋、天城大橋 大島郡天城町秋利神	風速20m/sに達した場合
(主)伊仙天城線	鹿浦大橋 大島郡伊仙町鹿浦	風速20m/sに達した場合
(主)西之表南種子線	カシミヤ橋 西之表市安城	風速20m/sに達した場合

章	1 道路交通の安全
節	1 道路交通環境の整備
項 目	(15) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備
細 目	オ 降灰除去活動の推進

実施機関	県土木部道路維持課
【計画の実施方針】 火山（桜島、新燃岳）の爆発における道路への降灰の除去を速やかに行うよう、降灰除去作業を実施する。 また、豪灰時においては各道路管理者等により「道路の降灰除去に関する連絡調整会議」における「豪灰時における道路交通確保のための緊急措置要領」による応援体制に基づき、降灰除去活動を実施する。 【令和６年度事業計画の内容】 火山（桜島、新燃岳）の爆発における道路への降灰の除去を速やかに行うよう、関係機関（気象台）からの情報や降灰範囲の現地確認等を踏まえ、降灰除去作業を実施する。	

章	1 道路交通の安全
節	2 交通安全思想の普及徹底
項 目	(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
細 目	ア 幼児に対する交通安全教育

実施機関	県男女共同参画局くらし共生協働課
【計画の実施方針】 幼児期における交通安全行動は、家庭における教育が重要であり、家庭の教育力を高めるため、交通安全母の会の活動を支援する。 【令和6年度事業計画の内容】 鹿児島県交通安全母の会連絡協議会活動の支援 子どもの交通事故防止のために、下記活動を支援する。 ・ 令和6年度総会 ・ 第44回交通安全母の会鹿児島県大会 ・ 世代間交流事業 ・ 「交通安全は家庭から」の推進 ・ 命を守る旗リレー ・ 「ふるさと交通安全フェア」における「母の会コーナー」の設置 ・ 母と子・高齢者の自転車教室 ・ 飲酒運転根絶キャンペーン ・ 電動カート講習会 ・ 免許自主返納の講演会	

章	1 道路交通の安全
節	2 交通安全思想の普及徹底
項 目	(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
細 目	ア 幼児に対する交通安全教育

実施機関	県教育委員会義務教育課
【計画の実施方針】 幼稚園における交通安全教育は、幼児の心身の発達の段階や地域の実情に応じて、幼稚園教育要領の心身の健康に関する領域「健康」の内容に基づき、身の回りを安全なものにするための生活に必要な習慣や態度を、幼稚園生活の自然な流れの中で身に付けていくようにする。 その際、家庭及び関係機関・団体等との連携・協力を図りながら、日常の教育・保育のあらゆる場面を捉えて交通安全教育を計画的かつ継続的に行うようにする。 【令和6年度事業計画の内容】 1 各種研修会での指導を通して、交通安全教育の充実を図る。 ・ 交通安全教室（年1回以上）の教育課程への位置付け ・ 絵本・紙芝居等の活用による日常的な交通ルール遵守の態度の育成 ・ 園外保育・行事等の機会を捉えた具体的マナー指導の実践 2 家庭及び関係機関・団体等との連携を図る。 ・ 保護者に対する交通安全講習会等の奨励 ・ 交通ボランティアとの連携による通園時の安全な行動の指導 ・ 幼児や地域の実態に応じた幅広い教材・教具・情報提供等の依頼	

章	1 道路交通の安全
節	2 交通安全思想の普及徹底
項 目	(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
細 目	ア 幼児に対する交通安全教育

実施機関	県警察本部交通企画課
【計画の実施方針】 幼児に対する交通安全教育は、心身の発達段階や地域の実情に応じて、基本的な交通ルールを遵守し、交通マナーを実践する態度を習得させるとともに、日常生活において、安全に道路を通行するため必要な基本的技能及び知識を習得させることを目標とする。 【令和6年度事業計画の内容】 - 交通安全教育車「ひまわり号」の派遣による参加・体験・実践型の交通安全教室の実施 - 幅広い教材、教具、情報の提供等により、幼稚園、保育園等において行われる交通安全教育を支援するとともに、保護者が家庭において適切な指導ができるよう保護者に対する情報提供を行う。 - 視聴覚に訴える教材、例えば、DVD等の視聴覚教材、腹話術等を取り入れた楽しく学べる交通安全教育が効果的であるため、幼児の特性を理解し、工夫を凝らした交通安全教育を実施する。	

章	1 道路交通の安全
節	2 交通安全思想の普及徹底
項 目	(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
細 目	イ 小学生に対する交通安全教育 ウ 中学生に対する交通安全教育 エ 高校生に対する交通安全教育

実施機関	県男女共同参画局くらし共生協働課																		
【計画の実施方針】 身近な交通環境における様々な危険に気づき、常に的確な判断の下に安全に行動できる実践的な態度を養うとともに、交通社会の一員として、自己の安全のみならず、他の人々の社会の安全に貢献できる健全な社会人を育成することを目指して、大部分の児童生徒が将来運転者となる現状を踏まえつつ、学校、家庭、地域社会との連携を図りながら、計画的かつ継続的に行う。 【令和6年度事業計画の内容】 「交通事故ゼロを目指す交通安全県民運動」の最重点事項に、「子どもと高齢者の交通事故防止」を設定し、関係機関・団体や地域が一体となって、子どもや高校生の交通事故防止、交通安全意識の高揚等の広報・啓発に努め、関係機関・団体の開催する交通安全教育やイベント等に啓発器材等の貸出、提供を行い、活動の支援を行う。																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>配 置 箇 所</th><th>D V D 等 本 数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県くらし共生協働課</td><td>83本</td></tr> <tr> <td>南薩地域振興局</td><td>21本</td></tr> <tr> <td>北薩地域振興局</td><td>9本</td></tr> <tr> <td>姶良・伊佐地域振興局</td><td>13本</td></tr> <tr> <td>大隅地域振興局</td><td>17本</td></tr> <tr> <td>熊 毛 支 庁</td><td>1本</td></tr> <tr> <td>大 島 支 庁</td><td>19本</td></tr> <tr> <td>合 計</td><td>163本</td></tr> </tbody> </table>		配 置 箇 所	D V D 等 本 数	県くらし共生協働課	83本	南薩地域振興局	21本	北薩地域振興局	9本	姶良・伊佐地域振興局	13本	大隅地域振興局	17本	熊 毛 支 庁	1本	大 島 支 庁	19本	合 計	163本
配 置 箇 所	D V D 等 本 数																		
県くらし共生協働課	83本																		
南薩地域振興局	21本																		
北薩地域振興局	9本																		
姶良・伊佐地域振興局	13本																		
大隅地域振興局	17本																		
熊 毛 支 庁	1本																		
大 島 支 庁	19本																		
合 計	163本																		

章	1 道路交通の安全
節	2 交通安全思想の普及徹底
項 目	(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
細 目	イ 小学生に対する交通安全教育

ウ	中学生に対する交通安全教育
エ	高校生に対する交通安全教育

実施機関	県教育庁社会教育課
【計画の実施方針】 地域・家庭及び関係団体がそれぞれの特性を生かし、学校、警察と連携を図りながら地域ぐるみの交通安全活動を推進する。 【令和6年度事業計画の内容】 1 子ども会活動の充実と安全教育の推進 (1) 県子ども会安全啓発初級指導者養成講習会 【鹿児島会場】 ・ 期 日 6月30日（日） ・ 場 所 カクイックス交流センター ・ 募集人員 60人 【徳之島会場】 ・ 期 日 7月7日（日） ・ 場 所 徳之島町文化会館（予定） ・ 募集人員 30人 (2) 地域での子ども会活動や地区子ども会大会での安全教育に関する研修の実施 ・ 地区子ども会大会・創作活動大会（県下7地区で実施予定 2,500人） ・ 救急法、KYT（危険予知トレーニング）等についての研修を実施 2 ジュニア・リーダークラブ等による交通安全に関する意識の高揚と実践活動の推進 (1) 地区ジュニア・リーダー研修会でのKYT（危険予知トレーニング）研修の実施 (2) 地域（各市町村、校区等の活動場所）での実践活動の推進 3 県PTA連合会との連携、交通安全に関する意識の高揚を図る取組と実践活動の推進 (1) 「自転車・バイク・歩行者のマナーアップ運動」の実施 (2) 登下校時における交通安全指導の促進と事故防止の強化 (3) 子どもの安全を守る地域活動の創出及び積極的参加 (4) 県PTA学生総合保障制度・全高P連賠償責任保障制度への加入促進	

章	1 道路交通安全
節	2 交通安全思想の普及徹底
項 目	(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
細 目	イ 小学生に対する交通安全教育 ウ 中学生に対する交通安全教育 エ 高校生に対する交通安全教育

実施機関	県教育庁保健体育課
【計画の実施方針】 学校（小学生・中学生・高校生）における交通安全教育は、生涯にわたる交通安全教育の一環として、自他の生命の尊重という基本理念に立って、児童生徒の心身の発達の段階や地域の実情に応じ、家庭及び地域や関係機関・団体との連携・協力を図りながら、学習指導要領に基づいて、学校の教育活動全体を通じて計画的かつ組織的に行う。 【令和6年度事業計画の内容】 1 登下校指導 (1) 各学校において、継続的に朝の登校指導、夕方の下校指導を実施する。	

- (2) P T Aや地域ボランティア等と連携した登下校指導を行う。
 - (3) 交通安全及び防犯等の側面から、通学路における危険箇所をあらかじめ調査し、安全な通学路を児童生徒及び家庭に周知徹底させる。
 - (4) 集団登下校を実施する場合、道路の状況に応じて、集団の人数や安全な隊形等について指導を徹底し、通学の安全が図られるようにする。
- 2 教育活動全般における交通安全教育の充実
- (1) 学校安全計画に基づき、各教科、道徳、総合的な学習の時間並びに特別活動など、すべての学校教育活動全体を通じて指導する。
 - (2) 児童生徒の発達の段階や学校及び地域の実情に応じた交通安全教育を実施する。また、「かごしま県民のための自転車の安全で適正な利用に関する条例」第9条、第11条第1項、第12条第1項及び第3項により、各学校において、自転車損害賠償保険等への加入及び自転車乗車用ヘルメットの着用をはじめとする児童生徒が自転車の安全で適正な利用に関する交通安全教育を実施するとともに、保護者への啓発を行う。
 - (3) 児童生徒の危険予知能力、危険回避能力等を高めるための具体的な指導を行い、自ら交通事故を回避する能力を高める。
 - (4) 児童会・生徒会活動等において、児童生徒の自主的・自発的活動を促進するような取組を行う。
 - (5) 警察や関係機関・団体との連携による交通安全教室や実技指導等（自転車の点検及び乗り方も含む）を実施する。
- 3 高等学校における交通安全教育の充実（二輪車安全利用を中心に）
- (1) 警察や関係団体等との連携による二輪車実技講習会、自転車又は原動機付自転車安全利用モデル校宣言等の実施を積極的に促進する。
 - (2) L H R等における、危険予測訓練や事故事例研究等を通じて、生徒の思考力や判断力を養う取組を促進する。
- 4 教職員の指導力の向上等
- 自転車通学許可校等担当者研修会
- ・ 対 象 : 小・中・高等学校の教職員等
 - ・ 期 日 : 令和6年7月26日（金）
 - ・ 場 所 : 鹿児島県運転技能向上センター
 - ・ 内 容 : 講義「学校における交通安全教育の現状と課題」
実技 交通法規を遵守した自転車の運転
- 学校安全教室の開催
- ・ 対 象 : 小・中・高等学校の教職員等
 - ・ 期 日 : 令和6年8月6日（火）
 - ・ 場 所 : 大隅地区（肝付町文化センター）
 - ・ 内 容 : 講義「学校における交通安全教育のあり方」
・ 交通安全の現状と課題
・ 交通安全教育計画作成（演習）
- 5 「交通事故0月間運動」の設定
- 小・中・高・特別支援学校、各市町村教育委員会等が一齐に7月・12月を「交通事故0月間」として設定し、平素の指導に加えて重点を置いた指導を行う。
- 【主な取組事例】
- ・ 登校時の街頭指導
 - ・ 交通安全教室の実施
 - ・ 自転車・原動機付自転車の安全点検及び実技指導
 - ・ 危険箇所マップ等の作成と配布
 - ・ 通学路の安全点検
 - ・ 地区奉仕作業による通学路の安全確保
 - ・ 公民館放送等による交通事故防止の呼びかけ等
 - ・ 「かごしま県民のための自転車の安全で適正な利用に関する条例」、「自転車安全利用五則」、自転車運転者講習制度の周知徹底

章	1 道路交通の安全
節	2 交通安全思想の普及徹底
項 目	(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
細 目	イ 小学生に対する交通安全教育 ウ 中学生に対する交通安全教育 エ 高校生に対する交通安全教育

実施機関	県警察本部交通企画課
【計画の実施方針】 1 小学生に対しては、歩行者及び自転車の利用者として必要な技能と知識を習得させるとともに、道路交通における危険を予測し、これを回避できる意識及び能力の向上を図る。 2 中学生に対しては、特に、自転車で道路を安全に通行するために必要な技能と知識を習得させるとともに、自己の安全ばかりでなく、歩行者等の安全にも配慮できる思いやりの精神の醸成を図る。 3 高校生に対しては、二輪車の運転者及び自転車の利用者として安全な通行に必要な技能と知識を習得させるとともに、交通社会の一員として交通ルールを遵守し、自他の生命を尊重するなど責任を持って行動できるように指導する。 4 交通安全教育指導者及び保護者に対しては、指導援助を行うことにより、交通安全教育レベルの向上を図る。 【令和6年度事業計画の内容】 1 学校や関係機関等と連携した交通安全教室の実施 2 スケアード・ストレイト技法や自転車シミュレータの活用等による参加・体験・実践型の自転車教室の推進 3 小学校、中学校等の教諭等に対する指導者向けマニュアルを活用した指導者育成、教育レベルの向上の推進 4 交通少年団等地域組織の結成促進と、その指導者の育成を支援 5 自主的な活動による交通安全意識を醸成させるため、児童・生徒を巻き込んだ自転車利用者を中心とした啓発キャンペーン等の実施	

章	1 道路交通の安全
節	2 交通安全思想の普及徹底
項 目	(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
細 目	オ 成人に対する交通安全教育

実施機関	県男女共同参画局くらし共生協働課
【計画の実施方針】 成人に対する交通安全教育は、自動車等の安全運転の確保の観点から、運転者の教育を中心として行うほか、社会人、大学生等に対する交通安全教育の充実に努める。 【令和6年度事業計画の内容】 「交通事故ゼロを目指す交通安全県民運動」の重点事項に、「交通ルールの遵守とマナーの向上」を設定し、関係機関・団体や地域が一体となって、社会人や大学生等の交通事故防止、交通安全意識の高揚等の広報・啓発に努める。 鹿児島県交通安全県民運動推進協議会構成機関・団体をはじめ、各企業、事業所に対し、職員に対する交通安全講習の積極的な実施を促進する。 各季の交通安全運動に関するチラシ、ポスター等を県内の各大学に配布し、学生の交通安全意識の	

高揚を図る。

章	1 道路交通の安全
節	2 交通安全思想の普及徹底
項 目	(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
細 目	オ 成人に対する交通安全教育

実施機関 県警察本部交通企画課

【計画の実施方針】

- 1 成人に対する交通安全教育は、自動車等の安全運転促進の観点から、運転者の教育を中心として推進し、特に運転する機会の多い社会人、大学生等に対する交通安全教育の充実に努める。
- 2 運転免許取得間もないの運転者教育は、運転者としての社会的責任の自覚、安全運転に必要な知識及び技術、特に危険予測・回避の向上、交通事故被害者の心情等交通事故の悲惨さに対する理解、飲酒運転の根絶等交通安全意識・交通マナーの向上を目標とする。
- 3 安全運転管理者等の法定講習をはじめとする各種研修会の充実に努めるほか、企業及び事業団体の自主的な事故防止のための活動を促進して、安全運転の促進を図る。
- 4 近年、自転車利用者のルール違反が全国的に社会問題化している状況を踏まえ、自転車の安全利用に関する教育を実施する。

【令和6年度事業計画の内容】

- 1 関係機関・団体と連携した広報啓発活動を通じた交通ルールの遵守と交通マナー意識の高揚
県安全運転管理協議会や県交通安全協会をはじめとする関係機関・団体が実施する交通安全教育や各種対策に対する協力・支援を行い、参加した成人の意識の高揚を図る。
- 2 運転者に対する安全運転励行の指導
 - (1) 運転適性診断車「さわやか号」による交通安全教室の推進
県警交通安全教育指導員による、運転適性診断車「さわやか号」を運用して県内各地を巡回し、事業所従業員等を対象に運転適性診断や診断結果に基づいた個別的な安全指導を実施する。
 - (2) 交通安全教育資機材を活用した運転者教育の推進
危険予測トレーニング装置（動画KYT）等の交通安全教育資機材を活用し教育の充実に努める。
 - (3) 「交通事故を起こさないための防衛運転法」の周知徹底
交通事故を未然に防ぐための基本事項を紹介した、「交通事故を起こさないための防衛運転法」等を活用して運転者の安全意識の高揚を図る。
- 3 自転車の安全利用に関する教育機会の確保
企業等で行う交通安全教育に自転車のルールに関する事項やいわゆる「かごしま自転車条例」を盛り込むほか、SNS等の各種媒体を活用した情報発信など、成人が自転車の安全利用に関する教育を受けられる機会を確保する。

章	1 道路交通の安全
節	2 交通安全思想の普及徹底
項 目	(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
細 目	カ 高齢者に対する交通安全教育

実施機関 県男女共同参画局くらし共生協働課

【計画の実施方針】

高齢者に対する交通安全教育は、加齢に伴う身体機能の変化が歩行者又は運転者としての交通行動に及ぼす影響を理解させるとともに、道路及び交通の状況に応じて安全に道路を通行するために必要

な実践的技能並びに交通ルール等の知識を習得させることを目標とする。

【令和6年度事業計画の内容】

1 高齢運転者交通安全推進事業

交通事故発生地点の分析により交通安全対策の対象地域を選定し、地域ぐるみで交通事故抑止対策に取り組むことで、高齢運転者の交通事故減少に資する。

○ 事業内容

県警の交通事故分析システムを活用し、高齢運転者の交通死亡事故多発地域において交通事故抑止講習会を実施し、地域ぐるみで交通事故抑止対策に取り組む。

2 「つけてますか？通信」の発行

高齢者交通事故に関する情報をまとめた広報紙「つけてますか？通信」を年4回発行し、県下市町村各地区老人クラブ代表に配布する。

章	1 道路交通の安全
節	2 交通安全思想の普及徹底
項目	(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
細目	カ 高齢者に対する交通安全教育

実施機関 県保健福祉部高齢者生き生き推進課

【計画の実施方針】

明るい長寿社会の実現と高齢者の保健福祉の向上を図るため、老人クラブが行う交通安全に係る活動や交通事故防止に係る運動等を促進する。

【令和6年度事業計画の内容】

1 各地域の老人クラブ活動における交通安全・交通事故防止活動等の推進

(1) 高齢者の交通事故防止のための運動の展開

- ・ 「交通安全運動」広報啓発キャンペーンへの参加

(2) 県老人クラブ大会等において、交通安全意識啓発のためのチラシを配布

(3) 高齢者交通事故防止講習会への参加

(4) 各地域の交通安全教室（各警察署交通課）への参加

(5) 市町村老人クラブ連合会におけるのぼり旗の掲出等による交通安全意識啓発活動

章	1 道路交通の安全
節	2 交通安全思想の普及徹底
項目	(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
細目	カ 高齢者に対する交通安全教育

実施機関 県警察本部交通企画課

【計画の実施方針】

1 高齢者に対する交通安全教育は、加齢に伴う身体機能の変化が歩行者又は運転者としての交通行動に影響を及ぼすことを理解させ、自ら納得して安全な交通行動を実践することができるよう必要な実践的技能及び交通ルール等の知識を習得させることを目標とする。

2 運転免許を持たないなど交通安全教育を受ける機会のない高齢者を中心に、運転者側から見た歩行者及び自転車の危険行動などについて理解の促進を図る。

【令和6年度事業計画の内容】

1 事故実態等の分析に基づいた参加・体験・実践型の交通安全教育の推進

- (1) 夜間における道路横断の危険性や夜光反射材の効果等を体験させる交通安全ナイトスクールの推進
- (2) 運転適性診断車「さわやか号」の積極的活用（高齢歩行者教育システム、運転適性診断等）
- (3) 運転技能自動評価システムを使用した実車による実践型交通安全教育の推進
- (4) 安全運転サポート車の体験試乗等による参加・体験・実践型の交通安全教育の推進
- (5) 三世代交流による交通安全教育の推進
- 2 高齢者の交通事故防止に効果的な安全教育の推進
 - (1) 「プラス1（ワン）運動」の展開
横断時の確認（道路中央での左側確認）、夜光反射材の着用及び明るい服装
 - (2) 「ちやいっぺ心・おもいやりの心で補償運転」の普及啓発
- 3 関係機関と連携した交通安全教育の推進
 - (1) 警察官、民生委員、自治会長等による戸別訪問での指導の充実
 - (2) 高齢者関連施設、郵便局、温泉センター等における交通安全の呼び掛け、出前型交通教室の実施
 - (3) 県医師会・県歯科医師会・県薬剤師会からなる「三師会」会員医療機関での「交通安全一口アドバイス」の実施
 - (4) 高齢者元気度アップ・ポイント事業を活用した受講者の拡大
 - (5) 自治体、老人クラブ等と連携した交通安全教室の実施
 - (6) 電動車椅子・農耕車販売店と連携した交通安全教育・広報活動の推進
 - (7) 県グラウンドゴルフ協会と連携した交通安全教育の実施
 - (8) 「安全運転体操」を活用した交通安全教育・広報活動の推進

章	1 道路交通の安全
節	2 交通安全思想の普及徹底
項 目	(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
細 目	キ 障害者に対する交通安全教育

実施機関 県男女共同参画局くらし共生協働課

【計画の実施方針】

障害者に対しては、関係機関・団体等に対する広報誌等の送付により、交通情勢等の情報提供を行い、関係機関・団体と連携した広報啓発活動に努め、交通安全のために必要な技能及び知識の習得に努めます。

【令和6年度事業計画の内容】

交通事故情勢や交通安全対策に関する話題を掲載した広報誌を配布する。

- ・ 広報誌名 「セーフティーマイト」
- ・ 発行回数 年4回発行

章	1 道路交通の安全
節	2 交通安全思想の普及徹底
項 目	(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
細 目	キ 障害者に対する交通安全教育

実施機関 県警察本部交通企画課

【計画の実施方針】

障害者に対しては、交通安全のために必要な技能及び知識の習得のため、手話通訳員の配置等に努

め、地域における福祉活動等の場を活用した参加・体験・実践型の交通安全教室を実施するなど、障害の程度に応じて、きめ細かい交通安全教育を推進する。

また、自立歩行できない障害者に対しては、介護者、交通ボランティア等を対象とした講習会等を開催する。

【令和6年度事業計画の内容】

- 1 障害者団体等と連携した交通安全教育と交通安全広報の推進
- 2 交通安全教育指導者に対する指導、援助の推進
- 3 タンデム自転車の安全利用に係る広報啓発の推進

章	1 道路交通の安全
節	2 交通安全思想の普及徹底
項 目	(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
細 目	ク 外国人に対する交通安全教育

実施機関 県男女共同参画局くらし共生協働課

【計画の実施方針】

外国人に対し、外客誘致等に係る関係機関・団体と連携し、多言語によるガイドブックやウェブサイト等の各種広報媒体を活用するなど、本県の交通ルール周知活動等を推進する。

【令和6年度事業計画の内容】

外国人に対して、交通ルールを周知・理解させるための交通安全広報と交通安全教育を推進し、外国人が関与する交通事故防止を図る。

章	1 道路交通の安全
節	2 交通安全思想の普及徹底
項 目	(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
細 目	ク 外国人に対する交通安全教育

実施機関 県警察本部交通企画課

【計画の実施方針】

外国人に対し、我が国の交通ルール周知による交通事故防止を目的として、母国との交通ルールや安全意識の違いを理解させるなど、効果的な交通安全教育を推進する。

また、外国人を雇用する使用者を通じ、外国人の講習会等への参加を促進に努める。

【令和6年度事業計画の内容】

- 1 関係機関・団体との連携による交通安全教育の実施
- 2 外国人が稼働する事業所と連携した交通安全教育の実施
外国人が稼働する事業所において交通安全教育等を実施する際には、通訳の確保を依頼するなど、自転車の安全利用を含む我が国の交通ルール周知を中心に、外国人に分かりやすい講習の実施に努める。
- 3 外国人旅行者等に対する交通事故防止対策の推進
宿泊施設やレンタカー事業所を通じ、外国人旅行者等に対し、外国語版「外国人運転者向け安全運転リーフレット」を配付するなど、国内の道路交通法や交通ルールの周知を図る。
- 4 外国人を雇用する使用者等に対する指導、援助の推進

章	1 道路交通の安全
節	2 交通安全思想の普及徹底
項 目	(2) 効果的な交通安全教育の推進
細 目	

実施機関	県男女共同参画局くらし共生協働課																		
【計画の実施方針】 交通安全教育の充実と交通安全意識の高揚を目指し、交通安全教育器材類の利用の促進と効果的な運用を図る。 【令和6年度事業計画の内容】 関係機関・団体の開催する交通安全教育やイベント等に啓発器材等の貸出、提供を行い、活動の支援を行う。 【啓発器材の例】 ・ ちびっ子免許証作成器材 ・ 交通安全教育ビデオ（DVD・VHS） 交通安全教育ビデオ（DVD・VHS）配置箇所及び本数等 （令和6年3月末日現在） <table border="1"> <thead> <tr> <th>配 置 箇 所</th><th>D V D 等 本 数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県くらし共生協働課</td><td>83本</td></tr> <tr> <td>南薩地域振興局</td><td>21本</td></tr> <tr> <td>北薩地域振興局</td><td>9本</td></tr> <tr> <td>始良・伊佐地域振興局</td><td>13本</td></tr> <tr> <td>大隅地域振興局</td><td>17本</td></tr> <tr> <td>熊 毛 支 庁</td><td>1本</td></tr> <tr> <td>大 島 支 庁</td><td>19本</td></tr> <tr> <td>合 計</td><td>163本</td></tr> </tbody> </table>		配 置 箇 所	D V D 等 本 数	県くらし共生協働課	83本	南薩地域振興局	21本	北薩地域振興局	9本	始良・伊佐地域振興局	13本	大隅地域振興局	17本	熊 毛 支 庁	1本	大 島 支 庁	19本	合 計	163本
配 置 箇 所	D V D 等 本 数																		
県くらし共生協働課	83本																		
南薩地域振興局	21本																		
北薩地域振興局	9本																		
始良・伊佐地域振興局	13本																		
大隅地域振興局	17本																		
熊 毛 支 庁	1本																		
大 島 支 庁	19本																		
合 計	163本																		

章	1 道路交通の安全
節	2 交通安全思想の普及徹底
項 目	(2) 効果的な交通安全教育の推進
細 目	

実施機関	県警察本部交通企画課
【計画の実施方針】 1 交通安全教育を行うに当たっては、受講者が、安全に道路を通行するために必要な技能及び知識を習得し、かつ、その必要性を理解できるようにするため、参加・体験・実践型の教育方法を積極的に活用する。 2 交通安全教育を行う機関・団体は、交通安全教育に関する情報を共有し、他の関係機関・団体の求めに応じて交通安全教育に用いる資機材の貸与、講師の派遣及び情報の提供等、相互の連携を図りながら交通安全教育を推進する。 3 受講者の年齢や道路交通への参加の態様等に応じた交通安全教育指導者の養成・確保、教材等の充実及び効果的な教育手法の開発・導入に努める。 4 従前の取組に加え、動画を活用した学習機会の提供、県警ウェブサイトやSNS等の各種媒体の積極的活用など、時代に即した交通安全教育や広報啓発活動についても効果的に推進する。	

【令和6年度事業計画の内容】

- 1 交通安全教育車「ひまわり号」の派遣による参加・体験・実践型の交通安全教室の推進
- 2 運転適性診断車「さわやか号」による歩行者教育システム、運転適性診断等を活用した安全教育の推進
- 3 関係機関等と連携した交通安全教育の実施等
- 4 交通安全教育指導者の育成
- 5 交通事故情報等、交通安全教育資料の積極的提供
- 6 飲酒運転根絶キャンペーン等の実施
- 7 スケアード・ストレイト技法や自転車シミュレータの活用等による参加・体験・実践型の自転車教室の推進

章	1 道路交通の安全
節	2 交通安全思想の普及徹底
項 目	(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進
細 目	ア 交通安全運動の推進 イ 横断歩行者の安全確保 ウ 自転車の安全利用の推進 エ 特定小型原動機付自転車に関する交通ルールの周知と安全教育の徹底 オ 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底 カ チャイルドシートの正しい使用の徹底 キ 反射材用品の普及促進 ク 飲酒運転の根絶に向けた交通安全教育及び広報啓発活動等の推進

実施機関 県男女共同参画局くらし共生協働課

【計画の実施方針】

県民一人ひとりに広く交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進するための県民運動として、交通安全運動を組織的・継続的に展開する。

【令和6年度事業計画の内容】

- 1 交通安全県民運動の効果的推進

関係機関・団体と連携して、各季の交通安全運動（交通事故防止運動）をはじめ、テーマに応じた交通安全運動を強力に推進する。

また、毎月15日を「高齢者交通安全の日」と定め、市町村をはじめ関係機関・団体が一斉に、街頭活動等の強化や広報・啓発活動を推進し、高齢者自身の交通安全意識の高揚を図り、高齢者の事故防止に努める。

さらに、毎月20日を「交通安全の日」と位置付け、県民一人ひとりが交通ルールの遵守と正しい交通マナーを実践し、交通安全の意識高揚を図るため、県民総ぐるみで事故防止対策を展開する。

このほか、交通死亡事故の多発状況に応じ、適宜、交通死亡事故多発警報の発令や特別対策を実施し、交通安全の確保に向けた県民の注意の喚起に努める。
- 2 令和6年度交通事故ゼロを目指す交通安全県民運動
 - (1) スローガン
「ルールとマナー みんなで守ろう かごしまじ 鹿児島路」
 - (2) 最重点
○ 子どもと高齢者の交通事故防止
 - (3) 重 点
ア 交通ルールの遵守とマナーの向上
イ 自転車等のヘルメット着用と安全利用の推進
「かごしま自転車条例」「自転車安全利用五則」等の更なる理解促進を図ることで自転車の

安全で適正な利用を促進する。

○ 自転車安全利用五則

- ① 車道が原則，左側を通行
歩道は例外，歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って，安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用

ウ 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
全席ベルト着用！！「します・させます運動」の展開

エ 夕暮れ時，夜間における交通事故防止

「3（サン）ライト運動」の展開と夜光反射材用品の着用の推進

○ 3（サン）ライト運動

- ① 夕暮れ時の早めのライト点灯
- ② 原則上向きライト点灯
- ③ トンネル内ライト点灯

の3つのライト点灯に関する習慣を運転者に呼びかける運動

○ ライト点灯の日

10月10日を「10（てん）10（とお）」の語呂合わせで，「ライト点灯の日」と定め，
県民に「3（サン）ライト運動」の周知徹底を図るとともに，早朝，夕暮れ時，夜間にお
ける交通事故防止を目的とした諸対策を実施する。

オ 飲酒運転の根絶

「飲酒運転8（やっ）せん運動」の展開

○ キャッチフレーズ

- ・ 酒を飲んだら運転しません。（運転者）
- ・ 運転するなら酒は飲みません。（運転者）
- ・ 酒を飲んだ人には運転させません。（ハンドルキーパー指定）
- ・ 酒を飲んだ人には車は貸しません。（車両提供者）
- ・ 運転する人に酒はすすめません。（酒類提供者）
- ・ 酒を飲んだ人の車には同乗しません。（同乗者）
- ・ 使用者は，従業員に飲酒運転を命じたり，認めたりしません。（使用者）
- ・ 酒を飲んだら自転車も乗りません。（自転車利用者）

○ 街頭キャンペーンの実施

- ・ 令和6年12月上旬，鹿児島市で実施予定

(4) 運動の名称及び期間

期 間	運 動 名
6. 4. 6 ～ 6. 4. 15	春の全国交通安全運動
6. 7. 11 ～6. 7. 20	夏の交通事故防止運動
6. 9. 21 ～6. 9. 30	秋の全国交通安全運動
6. 12. 10 ～7. 1. 10	年末年始の交通事故防止運動

2 ふるさと交通安全フェアの支援

県民の交通安全意識の高揚を図るため，関係機関・団体が主体となって，参加・体験型の安全
教育の場「ふるさと交通安全フェア」の支援を行う。

※ 令和5年度は，11月12日（日）伊佐市菱刈農村公園において「ふるさと交通安全フェア in
いさ」を開催。

章	1 道路交通安全
節	2 交通安全思想の普及徹底
項 目	(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進
細 目	イ 横断歩行者の安全確保

【計画の実施方針】

運転者に対して横断歩道手前での減速義務や横断歩道における歩行者優先義務を再認識させるため、交通安全教育、交通指導取締り等を推進する。

歩行者に対しては、横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うことといった交通ルールの周知を図る。

さらに、運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始め、横断中も周りに気をつけることなど、歩行者が自らの安全を守るための交通行動を促すための交通安全教育等を推進する。

【令和6年度事業計画の内容】

- 1 信号機のない横断歩道での歩行者横断時における、全国の車両一時停止状況調査の結果を活用した広報啓発活動の推進
- 2 各種講習会や街頭活動を通じた、手上げ横断を含む歩行者が自らの安全を守るための交通行動を促すための啓発指導に努める。
- 3 横断歩行者妨害に対する交通指導取締り活動の強化を図る。
- 4 県警ウェブサイト等による広報の推進。
- 5 「スマイルコンタクト」の推進
運転者と歩行者双方によるハンドサインや笑顔の意思疎通を促し、歩行者の安全をより高めることを目的とする「スマイルコンタクト」を推進し、横断歩行時の交通事故抑止を図る。

章	1 道路交通安全
節	2 交通安全思想の普及徹底
項 目	(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進
細 目	ウ 自転車の安全利用の推進

【計画の実施方針】

- 1 学校や自転車販売店等と連携し、全ての年齢層の自転車利用者に対して乗車用ヘルメット着用による被害軽減効果についての理解促進に努め、全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用の徹底を図る。
- 2 良好な自転車交通秩序の実現を図るため、自転車利用者に対し、自転車が道路を通行する場合は車両としてのルールを遵守するとともに、交通マナーを実践しなければならないことを周知する。
- 3 薄暮の時間帯から夜間にかけて、自転車の重大事故が多発する傾向にあることを踏まえ、自転車の灯火の点灯を徹底し、自転車の側面等の反射材の取付けを促進する。
また、幼児が同乗中の自転車の危険性や事故実態について広報啓発を推進する。

【令和6年度事業計画の内容】

- 1 地方公共団体や学校、自転車関係事業者等と連携し、交通の方法に関する教則や「自転車安全利用五則」を活用するなどして、集中的かつ効果的な広報啓発活動を実施するほか、関係事業者の協力を得ながら、自転車の点検整備や自転車損害賠償保険の加入促進に努める。
- 2 自転車安全教育の推進
 - (1) 各学校における自転車教室の推進
 - (2) スケアード・ストレイト技法や自転車シミュレーターを活用した参加・体験・実践型の自転車教室の推進
 - (3) 成人の自転車の安全利用に関する教育機会の確保
企業等で行う法令講習に自転車のルールやいわゆる「かごしま自転車条例」に関する事項を

- 盛り込むなど、成人が自転車の安全利用に関する教育を受けられる機会を確保する。
- 3 自転車月間中における取組
自転車月間（5月1日～31日）中に各警察署単位において、自転車利用者に対する遵守徹底のための広報キャンペーン等を展開する。
 - 4 自転車指導・啓発重点地区・路線の選定と公表
自転車事故や違反の多い地区や路線を「重点地区・路線」として選定し、これを公表するとともに、同地区・路線を中心に、地域交通安全活動推進委員や地域住民と協力した広報啓発や指導取締りを推進する。
 - 5 タンデム自転車の安全利用の推進
タンデム自転車の利用者や自転車販売店、レンタサイクル業者等に対して、安全利用に係る指導啓発を推進する。
 - 6 自転車運転者講習制度の適正な運用
自転車運転者講習については、適正に実施するとともに、県民への広報を実施する。
 - 7 幼児同乗用自転車の安全利用の推進
幼児同乗用自転車の転倒を防止し、安全な利用を推進するため、販売店等と連携した幼児同乗用自転車利用者への指導啓発を推進する。

章	1 道路交通の安全
節	2 交通安全思想の普及徹底
項 目	(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進
細 目	エ 特定小型原動機付自転車に関する交通ルールの周知と安全教育の徹底

実施機関	県警察本部交通企画課
【計画の実施方針】 1 特定小型原動機付自転車に関する交通ルールについて、関係機関や関係事業者等と連携し、交通の方法に関する教則を活用するなどして、効果的な交通安全教育を実施するとともに、県警ウェブサイトやSNS等による動画や情報の発信等の効果的な広報啓発活動を推進し、周知徹底を図る。 2 特定小型原動機付自転車の運転による交通の危険を防止するための講習（以下「特定小型原動機付自転車運転者講習」という。）を適正に運用し、危険行為を行った特定小型原動機付自転車運転者講習に該当する特定小型原動機付自転車運転者に対しては、同制度を適正に運用し、当該運転者の遵法意識の醸成を図る。 3 乗車用ヘルメット着用による被害軽減効果についての広報啓発活動を推進し、特定小型原動機付自転車の運転者に対して、乗車用ヘルメットの着用の徹底を図る。 【令和6年度事業計画の内容】 1 講習会や各種広報媒体を活用した特定小型原動機付自転車の安全利用に関する効果的な広報啓発活動の推進 2 街頭指導・交通安全教育時における安全指導の実施 3 特定小型原動機付自転車運転者講習制度の適正な運用 4 関係事業者が取り組むべきこととされている購入者及び利用者に対する教育等の協力・支援の実施	

章	1 道路交通の安全
節	2 交通安全思想の普及徹底
項 目	(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進
細 目	オ 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底

実施機関	県警察本部交通企画課
【計画の実施方針】 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底を図るため、関係機関・団体と連携し、各種講習・交通安全運動等のあらゆる機会を通じた広報啓発を図るとともに、着用義務違反に対する街頭での指導取締りの充実を図る。 【令和6年度事業計画の内容】 1 後部座席シートベルト着用状況調査の結果を活用した広報啓発活動の推進 2 各種講習会等を利用した交通安全教育の推進 各種講習会、交通安全運動等の機会を捉えて、後部座席を含めて全ての座席におけるシートベルトの正しい着用方法等について啓発指導に努めるとともに、衝突実験映像等を活用した着用による被害軽減効果を実感できる交通安全教育を推進する。 3 非着用者に対する街頭での指導取締り及び着用指導の強化 4 全席ベルト着用！！「します・させます」運動の推進 全席ベルト着用について、関係機関、団体との連携による広報活動等を強化し、県民への周知徹底を図る。	

章	1 道路交通の安全
節	2 交通安全思想の普及徹底
項目	(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進
細目	カ チャイルドシートの正しい使用の徹底

実施機関	県警察本部交通企画課
【計画の実施方針】 チャイルドシートの正しい使用の徹底を図るため、関係機関・団体と連携し、各種講習・交通安全運動等のあらゆる機会を通じて広報啓発を図るとともに、使用義務違反の交通指導取締りを強化する。 【令和6年度事業計画の内容】 1 チャイルドシート使用状況調査の結果を活用した広報啓発活動の推進 2 各種講習会、交通安全運動等の機会を捉えて、チャイルドシートの使用効果、正しい使用方法等について啓発指導の推進 3 不使用者に対する街頭での指導取締り活動の強化 4 県警ウェブサイト等による広報の実施	

章	1 道路交通の安全
節	2 交通安全思想の普及徹底
項目	(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進
細目	キ 反射材用品の普及促進

実施機関	県警察本部交通企画課
【計画の実施方針】 薄暮時・夜間において、歩行者及び自転車利用者が被害に遭う交通事故を防止するため、子どもや高齢者をはじめとする全ての年齢層を対象として、反射材用品、LEDライト等の視認効果や使用方法について理解を深め、自発的な着用を促すための参加・体験・実践型の交通安全教育を実施する。 また、関係機関団体と連携した反射材用品等の広報啓発活動を実施する。	

【令和6年度事業計画の内容】

- 1 自治体等、関係機関、団体等との連携による夜光反射材着用促進運動の実施
- 2 反射材の効果、ライトの上向き・下向きによる見え方の違いなどを体験させるための交通安全ナイトスクールの実施
- 3 各種交通安全教育時における反射材の着用指導の推進
- 4 衣類や靴、鞆等への反射材の組込推奨や適切な反射機能を有する製品についての情報提供の推進
- 5 高齢者交通安全教室等における反射材の配布及び直接貼付活動の実施
「プラス1（ワン）運動」の推進

章	1 道路交通の安全
節	2 交通安全思想の普及徹底
項 目	(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進
細 目	ク 飲酒運転の根絶に向けた交通安全教育及び広報啓発活動等の推進

実施機関 県保健福祉部障害福祉課

【計画の実施方針】

令和5年度に策定した、「鹿児島県第2期アルコール健康障害対策推進計画」に基づき、アルコール健康障害や関連問題及びアルコール依存症に関する正しい知識と理解を広く県民に啓発する。

また、アルコール依存症はもとより、アルコール依存症までは至っていない多量飲酒者に対して、相談機関等による相談や健康教室等を通して、早期治療のための普及啓発を行う。併せて、相談から治療、回復支援に至る関係機関との連携、支援体制の整備を行う。

【令和6年度事業計画の内容】

- 1 県民に広く「アルコール健康障害」などの飲酒に伴うリスクやアルコール依存症について正しい知識の啓発や、相談機関等についての情報提供を行う。
 - (1) 県精神保健福祉センターや保健所における研修会等
 - (2) 「アルコール関連問題啓発週間（11月10日～11月16日）」における広報誌等による普及・啓発
- 2 相談業務等に従事する職員の人材育成及び相談技術の向上
精神保健福祉センターにおいて、医療機関、保健所、市町村及びその他関係機関で相談業務に従事する職員を対象に研修会を開催する。
- 3 アルコール依存症の相談拠点
精神保健福祉センターにおいて、専門医による専門相談日を設定し、相談対応を行うほか、家族を対象とした支援教室を実施する。
- 4 関係機関の連携による相談から回復支援に至る支援体制の整備
 - (1) アルコール依存症者やその家族等に対して、保健所や県精神保健福祉センター等で相談対応し、専門医療機関の紹介や受診支援、生活支援を行う関係機関や当事者グループ等につなぐなどの支援を行う。
 - (2) 精神保健福祉センターにおいて、アルコール依存症当事者グループ（断酒会やAA）の活性化に向けた助言指導を行う。
 - (3) 庁内検討会等において、飲酒運転をした者やその家族について、精神保健福祉センターや保健所等の相談機関につなげる仕組みづくりについての検討を行う。
 - (4) アルコール依存症専門医療機関及び治療拠点機関（2か所）と連携を図りながら、医療連携体制の整備を行う。

章	1 道路交通の安全
節	2 交通安全思想の普及徹底
項 目	(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進
細 目	ク 飲酒運転の根絶に向けた交通安全教育及び広報啓発活動等の推進

【計画の実施方針】

飲酒運転根絶に向けて、飲酒運転の危険性について理解を深めるための参加・体験型の交通安全教育や、飲酒運転の悪質性・危険性及び飲酒運転による交通事故実態を周知する広報啓発活動を推進するほか、運転者はもちろんのこと、車両等を提供した者、酒類を提供した者及び自己の運送を要求・依頼して同乗した者に対する罰則、いわゆる「飲酒運転周辺三罪」についても周知を図る。

また、地域・職域を挙げた取組を強化して、「飲酒運転を絶対にしない、させない」という県民の規範意識の確立を図る。

【令和6年度事業計画の内容】

- 1 飲酒運転を根絶する気運の醸成
 - (1) 関係機関・団体と連携した、飲酒運転根絶の効果的な広報啓発活動等の推進
 - (2) 「飲酒運転8（やっ）せん運動」の広報
 - (3) 酒類提供飲食店等と連携したハンドルキーパー運動の広報
 - (4) 運転シミュレーターや飲酒体験ゴーグルを活用した参加・体験・実践型の飲酒運転防止講習会の開催
 - (5) 飲酒運転防止DVDを活用した交通講話の実施
 - (6) マスメディア、SNS、県警ウェブサイト等による広報の実施
- 2 飲酒運転取締りの推進

恒常的なミニ検問の実施や、過去の飲酒運転に起因する事故等の分析結果に基づき、牽制的かつ効果的な取締り等を実施する
- 3 運転代行サービスの普及促進と自動車運転代行業の健全化の推進

飲酒運転根絶の受け皿としての運転代行サービスの普及促進を図るとともに、自動車運転代行業者に対する指導監督を推進し、その健全化を図り、利用者の利便性安心感の向上を図る。
- 4 安全運転管理者による酒気帯び確認業務の周知

令和5年12月1日から、安全運転管理者の業務として、運転前後の運転者に対するアルコール検知器を用いて酒気帯びの有無を確認すること等が加わっていることについて周知を図る。

章	1 道路交通安全
節	2 交通安全思想の普及徹底
項目	(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進
細目	ケ 農耕車の安全利用の推進

【計画の実施方針】

農業の機械化、農業・農村の高齢化が進行する中で、農作業事故が後を絶たず、県内では農作業死亡事故が過去10年間（H26～R5）の平均で年間12件程度発生しており、その大半は農業機械による事故で、年齢的には65歳以上の高齢者層による事故である。

安定した農業経営を持続するためには、地域ぐるみの農作業安全意識の醸成及び組織的な農作業安全体制の確保が必要不可欠であるため、関係機関・団体と連携しながら、総合的な農作業安全対策を推進する。

【令和6年度事業計画の内容】

- 1 農作業事故防止の普及・啓発
 - (1) 農作業事故実態調査の実施・解析
 - ・ 農作業事故調査の実施
 - ・ 農作業事故発生の要因解析
 - (2) 農作業事故防止のための啓発・広報

- ・ 農作業事故ゼロ運動の実施（春：４～６月，秋：９～１０月）
- ・ 上記運動期間中に，啓発用ポスター，リーフレット，ステッカーの作成・配布
- ・ 上記運動期間中に，新聞，ラジオ等での啓発
- ・ 上記運動期間中に，市町村，農業協同組合等の広報誌，防災無線での呼びかけ
- ・ 農作業安全推進会議等（農林水産省主催）への参加による情報収集，意見交換
- (3) 農作業安全対策研修会の開催
 - ・ 農作業事故防止現地研修会の実施 ※各地域振興局・支庁開催
（参集範囲）一般農業者（特に65歳以上や新規就農者），地域の関係機関・団体
 - ・ 農作業・農業航空事業（ドローン等）安全対策推進研修会の開催
（参集範囲）一般農業者，市町村，農協，地域振興局・支庁農政普及課等
- (4) 農業機械展示会等での啓発
 - ・ JA農機大展示会等での農作業安全コーナー設置，啓発
- 2 農作業安全体制の推進
 - (1) 地域における農作業安全体制の推進
 - ・ 農業機械士の認定（大型特殊免許（農耕車限定）取得者を年間250人程度認定）
 - ・ 各地域における農業機械士の組織化促進
 - ・ 市町村単位での農作業安全対策協議会の設置呼びかけ
 - ・ 農作業安全に関する指導者（国が実施する研修の受講者）を講師とした地域密着型の研修の実施
 - (2) 農業者のための労災保険の加入推進
 - ・ 農作業事故防止現地研修会等での呼びかけ

章	1 道路交通の安全
節	2 交通安全思想の普及徹底
項 目	(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進
細 目	コ 効果的な広報の実施

実施機関	県男女共同参画局くらし共生協働課
【計画の実施方針】 県民一人ひとりの交通安全に対する関心と意識を高め，交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけるため，日常生活に密着した効果的な広報活動を推進する。 【令和6年度事業計画の内容】 交通安全に関し，実施要綱及びチラシの作成・配布，ラジオ，ホームページ並びに広報紙等を活用した広報を行い，交通安全思想の普及・啓発を図る。 1 各季の運動 (1) 春の全国交通安全運動 実施要綱（1,100部），チラシ（9,500枚） ラジオ（3本） (2) 夏の交通事故防止運動 チラシ（11,000枚） ラジオ（3本） (3) 秋の全国交通安全運動 実施要綱（1,100部），チラシ（9,500枚） ラジオ（3本） (4) 年末年始の交通事故防止運動 チラシ（11,000枚） ラジオ（3本） (5) 「交通事故ゼロを目指す交通安全県民運動」県実施要綱（1,300部） 2 一般運転者に対する広報啓発	

早朝，夕暮れ時，夜間に歩行中の高齢者が犠牲となる交通死亡事故が多発していることから，高齢者に対する広報啓発に加え，３（サン）ライト運動の「原則上向きライト点灯」や事故の特徴等，事故防止対策について記載した一般運転者に対する広報啓発のチラシを作成し配布する。

3 その他

- (1) 「マナーアップ鹿児島」運動推進ポスター２枚（各1,300枚）
- (2) 「つけてますか？通信」発行（年４回，各655部）
- (3) 県ホームページへの掲載
- (4) 交通安全指導車による広報啓発活動
- (5) かごしま自転車条例の広報啓発活動

章	1 道路交通の安全
節	2 交通安全思想の普及徹底
項目	(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進
細目	コ 効果的な広報の実施

実施機関	県警察本部交通企画課
------	------------

【計画の実施方針】

各種広報媒体を活用し，交通事故等の実態を踏まえた広報や日常生活に密着した具体的内容の広報のほか，交通事故被害者等の声を取り入れた訴求力のある広報等，実効性の高い広報を推進する。

また，関係機関，団体と連携の下，家庭・学校・職場・地域等に対し，交通安全に関する資料や情報提供を積極的に行い，官民一体となった広範な各種交通安全キャンペーンを実施する。

【令和６年度事業計画の内容】

- 1 テレビやラジオ，新聞等の広報媒体を活用した広報の実施
- 2 街頭ビジョン，インターネット，SNS等を活用した広報の実施
- 3 交通事故被害者の体験談や手記のほか，交通安全に関する作文や絵画等を活用した広報の実施
- 4 交通事故データの提供

G I Sを活用した事故分析に基づく交通事故データや犯罪事故発生マップ（仮称）による交通事故発生状況等の情報をわかりやすく提供し，実態の周知と交通安全意識の啓発を図る。

章	1 道路交通の安全
節	2 交通安全思想の普及の徹底
項目	(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進
細目	サ その他の普及啓発活動の推進

実施機関	九州運輸局鹿児島運輸支局
------	--------------

【計画の実施方針】

自動運転を前提とした先進安全自動車に関する技術の開発・実用化・普及促進として，衝突被害軽減ブレーキ等の先進技術を搭載した自動車について，安全運転を支援するシステムの情報をはじめ，自動車アセスメント情報や，安全装置の有効性，ドライブレコーダーの普及啓発，点検整備の方法，交通事故の概況等に係る情報，交通事故の概況などの情報を取りまとめ，自動車ユーザー，自動車運送事業者，自動車製作者などの情報受け手に応じ適時適切に届けることにより，関係者の交通安全に関する意識を高める。

【令和６年度事業計画の内容】

運輸支局窓口における自動車アセスメント情報の提供や街頭検査時における点検整備の方法の周知等自動車ユーザーに対する啓発活動をはじめ，整備管理者や運行管理者等の自動車運送事業者等を対象とした各種研修等における先端技術の情報展開を推進する。

また、先進安全技術導入の補助金制度について広く周知するとともに、普及啓発に努める。

章	1 道路交通の安全
節	2 交通安全思想の普及徹底
項 目	(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進
細 目	サ その他の普及啓発活動の推進

実施機関 県警察本部交通企画課

【計画の実施方針】

- 1 高齢者の交通事故防止に関する県民の意識を高めるとともに、他の年齢層に高齢者の特性を理解させ、高齢運転者標識を表示した自動車への保護意識を高めるような運転者教育に努める。
また、令和4年5月から導入されたサポートカー限定免許制度を周知するとともに安全運転サポートカーの普及促進を図る。
- 2 薄暮時間帯は交通事故が増加する傾向にあることから、この時間帯の事故実態、危険性を広く周知徹底し、交通事故防止を図る。
- 3 二輪車乗車中の死者の損傷主部位は頭部が最も多く、次いで胸部となっていることから、被害軽減を図るため、ヘルメットの正しい着用とプロテクターの着用について広報啓発活動を推進する。
- 4 電動キックボードに代表される新たなモビリティや特定自動運行など自動運行装置を備えた自動車について、地域公共交通会議等において周知を図るとともに、ウェブサイトを活用するなどして、使用上の注意点等の理解促進を図る。

【令和6年度事業計画の内容】

- 1 高齢者対策の推進
 - (1) 「高齢者交通安全の日」（毎月15日）における各種活動の推進
 - (2) 在宅福祉アドバイザー及び地域包括支援センター等との連携を強化
 - (3) 「ちやいっぺ心・おもいやりの心で補償運転」の普及啓発
 - (4) 高齢運転者標識（高齢者マーク）に関する広報の推進
 - (5) 警察施設を提供した安全運転サポートカーの体験試乗会の開催
- 2 「3（サン）ライト運動」の推進
広く車両運転者に対し、
 - ・ 夕暮れ時の早めのライト点灯
 - ・ 原則上向きライト点灯
 - ・ トンネル内ライト点灯
 の3つのライト点灯を呼びかけ、薄暮の時間から夜間における交通事故防止を図る。
- 3 「プラス1（ワン）運動」の推進
歩行者の事故防止運動である、
 - ・ 夜間歩行時、明るい服装、夜光反射材をプラスワン
 - ・ 道路横断時、道路中央付近での左の確認をプラスワン
 の周知を図る。
- 4 二輪車運転者に対する正しいヘルメット着用、プロテクターの着用の広報啓発活動の推進
関係機関・団体と連携した広報啓発活動を推進し、胸部等保護の重要性について理解増進に努める。

章	1 道路交通の安全
節	2 交通安全思想の普及徹底
項 目	(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進
細 目	サ その他の普及啓発活動の推進

【計画の実施方針】

交通死亡事故が連続集中的に発生する傾向にある場合、全県又は一定の地域を指定して、交通死亡事故多発地域であることの警報を発し、地域住民の注意を喚起するとともに、県・市町村をはじめ、関係機関・団体が協力して、総合的かつ集中的な交通事故防止対策を推進し、早期に交通死亡事故発生に歯止めをかけることを目的とする。

【令和6年度事業計画の内容】

- 1 名称
交通死亡事故多発警報
- 2 発令者
鹿児島県交通安全県民運動推進協議会会長（鹿児島県知事）
- 3 種別
 - (1) 全 県 警 報：県下全域を対象地区として発令する警報
 - (2) ブロック警報：交通安全対策広域市町村ブロックにおける1ブロックを対象として発令する警報
- 4 発令基準
 - (1) 全 県 警 報：県内全域において、短期間（概ね10日間とする。以下同じ。）に交通死亡事故の発生件数が5件に達したとき。
 - (2) ブロック警報：市町村ブロックにおける1ブロック内の地域において、短期間に交通死亡事故の発生件数が3件に達したとき。
（ただし、鹿児島ブロックは4件に達したとき）
- 5 発令及び期間
 - (1) 発令
 - ・ 会長は、警報発令の基準に該当すると認めたときは、県警察本部長の意見を聞いて、警報を発令する。
 - ・ 会長は、警報の発令を決定したときは、関係のある市町村長及び関係各機関・団体に対し通知する。
 - (2) 期間
警報発令期間は、発令の日からおおむね10日間とし、多発傾向が抑止されないと認めるときは、期間を10日間延長できるものとする。
- 6 発令時における推進事項
警報が発令されたときは、県交通安全県民運動推進協議会、市町村交通安全推進協議会等は、幹事会、連絡会議及びブロック会議を開催して推進体制を確立するとともに、連絡を密にし、定められた推進事項の具体的推進方法等について協議し、迅速かつ効果的な推進に努める。

【参考】

令和5年度の交通死亡事故多発警報はなし。

章	1 道路交通安全
節	2 交通安全思想の普及徹底
項 目	(4) 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進
細 目	

【計画の実施方針】

交通安全を目的とする民間団体については、交通安全指導者の要請等の事業及び諸行事に対する援助並びに必要な資料の提供活動を充実するなど、その主体的な活動を推進する。

【令和6年度事業計画の内容】

1 鹿児島県交通安全県民運動推進協議会構成機関・団体に対する情報提供

県の交通安全推進母体として民間団体を含めた108の機関・団体からなる「鹿児島県交通安全県民運動推進協議会」の各構成機関・団体に対し、交通事故情勢や交通安全対策に関する話題を掲載した広報誌を配布する。

(1) 広報誌名 「セーフティーマイト」

(2) 発行回数 年4回発行

2 「鹿児島県交通安全母の会連絡協議会」の支援

「交通安全は家庭から」の基本理念に基づき、交通安全活動を組織的に展開している鹿児島県交通安全母の会連絡協議会と連携を密にし、活動を支援する。

章	1 道路交通の安全
節	2 交通安全思想の普及徹底
項目	(4) 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進
細目	

実施機関 県警察本部交通企画課

【計画の実施方針】

交通安全を目的とする民間団体については、交通安全指導者の養成等の事業、諸行事に対する援助及び交通安全に必要な資料の提供活動を充実するなど、その主体的な活動を支援する。

また、地域団体、自動車販売団体等については、それぞれの立場に応じた交通安全活動が効果的かつ積極的に行われるよう働き掛けを行う。

そのため、相互において定期的な情報共有を図り、交通安全に関する活動を促進する。

【令和6年度事業計画の内容】

1 民間団体・企業等との連携による住民の安全意識の高揚に向けた広報啓発活動の推進

2 地域交通安全活動推進委員、交通ボランティア等との積極的な連携

3 県、包括連携協定締結企業との連携強化

4 交通安全指導者の養成等に対する支援

章	1 道路交通の安全
節	2 交通安全思想の普及徹底
項目	(5) 地域における交通安全活動への参加・協働の推進
細目	

実施機関 県男女共同参画局くらし共生協働課

【計画の実施方針】

行政、民間団体、企業等と住民が連携を密にした上で、それぞれの地域における実情に即した身近な活動を推進し、住民の参加・協働を積極的に促進する。

【令和6年度事業計画の内容】

各季の交通安全（交通事故防止）運動の展開に際し、各市町村の交通事故実態に即した施策を促進する。

また、鹿児島県交通安全県民運動推進協議会の各構成機関・団体に対しても、それぞれの立場で効果的な交通安全諸活動が推進されるよう要請する。

章	1 道路交通の安全
節	2 交通安全思想の普及徹底
項 目	(5) 地域における交通安全活動への参加・協働の推進
細 目	

実施機関	県警察本部交通企画課
【計画の実施方針】 各地域における交通の安全は、当該地域の安全意識により支えられている一面があることから、住民自らが交通安全に関する当事者意識を持つよう意識改革を促すことが重要である。 このため、それぞれの地域の実情に即した身近な活動を推進し、住民の参加・協働を積極的に促進する。 また、交通安全総点検や「交通安全マップ」の作成等の住民が積極的に参加できる仕組みにより、地域住民の意見を交通安全の取組にフィードバックする。 【令和6年度事業計画の内容】 1 関係機関・団体との連携による住民の安全意識の高揚 2 当該地域に係る交通事故実態等の広報・情報提供の推進 (1) 街頭指導、安全講習会、地元広報誌等を通じた広報 (2) 幼稚園、保育園、小・中・高校等に対する広報 3 地域交通安全活動推進委員、交通ボランティア等の積極的な活用・連携 4 交通安全総点検、交通死亡事故現場診断、「交通安全マップ」の作成等における地域住民の積極的な参加・協働 5 交通少年団への支援、新規結成の促進	

章	1 道路交通の安全
節	3 安全運転の確保
項 目	(1) 運転者教育等の充実
細 目	ア 運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実 ウ 二輪車安全運転対策の推進

実施機関	県警察本部免許試験課
【計画の実施方針】 自動車教習所の教習に関し、交通事故の発生状況、道路環境等の交通状況を勘案しつつ、教習カリキュラムの見直し・検討を進め効果的な推進を図るほか、教習指導員等の資質の向上、教習内容及び教習技法の充実を図り、教習水準を高める。 また、運転免許を取得しようとする者に対する取得時講習の充実に努めるとともに、二輪車安全運転対策を推進する。 【令和6年度事業計画の内容】 1 指定自動車教習所における教習の充実 (1) 教習・検定水準の維持向上 - ア 運転適性検査結果に基づく教習生個々の特性を的確に理解させ、安全意識の高い教習を行うよう適切な指導を行う。 - イ 適正な技能検定の実施と交通環境及び情勢をとらえた効果的かつ実践的教習の推進を図るよう指導するため指定校への立入りを強化する。 - ウ 知識及び技能の向上はもとより、安全意識の高い教習の充実を図る。 (2) 技能検定員及び教習指導員の資質の維持向上	

指定自動車教習所職員の資格と業務内容に応じた実践的方式による法定講習を実施し、技能検定員及び教習指導員の資質の維持向上を図る。

2 届出自動車教習所における教習の充実

運転免許取得希望者に対する教習内容を充実させるため、届出自動車教習所職員に対して指導を行う。

3 取得時講習の充実

(1) 原付免許、普通自動二輪免許、大型自動二輪免許、普通免許、準中型免許、中型免許、大型免許、普通二種免許、中型二種免許又は大型二種免許を取得しようとする者に対する取得時講習の充実に努める。

(2) 効果的な取得時講習とするため、講習機関に対する適正な指導に努めるとともに、研修等を通じて講習指導員の講習能力の向上を図る。

4 運転者としての社会的な責任を喚起する交付時講習の推進

「初心運転者期間制度」の教示や、身近で発生した初心運転者等による事故事例を引用し、運転者の社会的責任を喚起する交付時講習を実施する。

5 二輪車安全運転対策の推進

二輪車安全運転講習及び原付等安全講習に所要の協力を行う。

また、指定自動車教習所における自動二輪車に係る教習及び技能検定並びに交通安全教育活動に対する必要な指導・助言を行う。

章	1 道路交通の安全
節	3 安全運転の確保
項 目	(1) 運転者教育等の充実
細 目	イ 運転者に対する再教育等の充実

実施機関 県警察本部免許管理課

【計画の実施方針】

各種講習により運転者に対する再教育が効果的に行われるよう、講習施設・設備の充実に努めるほか、講習指導員の資質向上、講習資機材の高度化及び講習内容、講習方法の充実に努める。

【令和6年度事業計画の内容】

1 講習実施機関への指導監督

委託している更新時講習、高齢者講習、違反者・停止処分者講習の充実に努めるため、講習指導員の資質の向上、講習内容の充実に努め、必要な指導監督を強化する。

また、自動車学校が実施している初心運転者講習及び若年運転者講習の適正かつ円滑な運用に努める。

2 各種講習の充実

(1) 優良運転者・一般運転者・違反運転者・初回更新者の区分に応じた適正な講習を実施するほか、講習指導員の人員の確保と資質の向上、講習内容の充実、講習施設と資機材の整備・充実等を図ることにより、効果的な更新時講習を実施する。

(2) 令和6年度末までに実施予定のオンライン更新時講習で使用する地方版動画については、地域の交通情勢に応じた教育内容を盛り込むなど効果的な講習となるよう努める。

(3) 違反者講習及び停止処分者講習については、「運転技能向上センター」における実車指導や参加・体験型講習を実施し、運転者の安全マインドの醸成と運転技能の向上に努める。

3 適性検査等の充実

(1) 運転適性検査機器を活用した安全運転意識の高揚

運転適性検査機器を積極的に活用し、同診断に基づく指導を徹底することにより、安全運転意識の高揚に努める。

(2) 安全運転相談の充実

更新時における障害及び一定の病気、その家族等からの安全運転相談に的確に対応するため、

担当職員を増強するなど、体制の強化を図る。

また、更新申請者への免許取得についての可否判断を適正に行うため、担当職員の専門的知識・技能の向上を図るなど、安全運転相談のより一層の充実と相談窓口の広報に努める。

4 適正な運転免許行政の推進

免許更新申請に係る県民の負担軽減の観点から、運転免許更新申請者等の利便性の向上に配慮した施設の整備等を推進する。

章	1 道路交通の安全
節	3 安全運転の確保
項 目	(1) 運転者教育等の充実
細 目	イ 運転者に対する再教育等の充実

実施機関 県警察本部免許試験課

【計画の実施方針】

取消処分者講習については、公安委員会（免許試験課）と県下の指定自動車教習所の中から指定した10校の指定講習機関で講習を実施する。

また、指定自動車教習所においては、運転免許既得者に対する再教育を実施するなど、地域における交通安全教育センターとしての機能の充実に努める。

【令和6年度事業計画の内容】

1 実効ある取消処分者講習の実施

(1) 指定講習機関の講習実施については、新たに講習指導員として講習に従事する者に対して、公安委員会において実務実習を実施した後に講習に従事させるなどして、講習指導員の資質の向上に努める。

(2) 指定講習機関の講習に公安委員会及び他の指定講習機関の講習指導員を立ち合わせるなどして、各指定講習機関ごとの講習に対する格差をなくすとともに、講習内容の充実に努め、真に将来の安全運転教育に機能する講習体制の確立を図る。

(3) 飲酒運転による取消処分者に対しては、飲酒運転を根絶するという観点から、飲酒行動の改善や飲酒運転に対する規範意識の向上を目的とした「飲酒取消講習」を実施する。

また、妨害運転等の悪質・危険な運転者に対しては運転適性検査により、受講者の運転特性を診断した上で、必要な個別的指導等を実施し、悪質・危険な運転特性の矯正を図る。

(4) 取消処分者講習は、心理的、性格的危険性を有する者に対し、その改善の機会を与えるために行われる再教育の場であることから、指導員の資質の向上のための講習を実施するほか、中央研修所への派遣研修等を実施する。

また、運転シミュレーターやAV機器等の講習資機材を活用し、実効ある講習に努める。

2 運転免許を取得した者に対する再教育の推進

運転免許を取得した者に対する再教育を実施している指定自動車教習所等に対し、必要な指導・助言を行い、その水準の向上を図るとともに、運転免許取得者教育の認定制度の活用により、地域の交通安全教育センターとしての機能を充実強化する。

章	1 道路交通の安全
節	3 安全運転の確保
項 目	(1) 運転者教育等の充実
細 目	エ 高齢運転者対策の充実

実施機関 県警察本部免許管理課

【計画の実施方針】

高齢運転者の交通事故を防止するため、高齢者講習の効果的実施及び認知機能検査、運転技能検査

の適確な実施を図る。また、高齢運転者からの安全運転相談等に対して適切に対応し、必要に応じて運転免許の取消し等の行政処分を適確に実施する。

【令和6年度事業計画の内容】

1 高齢運転者に対する教育の充実

高齢者講習は、普通自動車及び運転適性検査器材を用いた検査を行うことにより、加齢に伴い身体機能に低下が生じているおそれがあることについて受講者に体験させ、その結果に基づいた指導を行うなど効果的に実施する。

また、講義は、加齢に伴う身体機能の変化について理解を深めさせるとともに、地域における交通事故実態、四輪車事故及び二輪車事故の特徴、改正が行われた道路交通法令及び高齢者の交通事故と防止策等について、教本及び視聴覚教材を活用し、教育の充実に努める。

2 臨時適性検査等の適確な実施

認知機能検査、安全運転相談等の機会を通じて、認知症の疑いがある運転者を把握した場合は、診断書提出命令や臨時適性検査等を確実に実施することにより、運転免許の取消し等の行政処分を適確に行う。

3 運転技能検査、認知機能検査の適確な実施

運転技能検査、認知機能検査については、公正性及び公平性を確保し、適確な実施に努める。

4 高齢運転者への適切な対応

高齢運転者やその家族等から、安全運転相談をはじめとした各種相談や運転免許関係手続案内、高齢運転者教育等を実施する際に、高齢運転者の特性や心情に配慮し、親切丁寧な対応を行う。

章	1 道路交通の安全
節	3 安全運転の確保
項 目	(1) 運転者教育等の充実
細 目	エ 高齢運転者対策の充実

実施機関 県男女共同参画局くらし共生協働課

【計画の実施方針】

「交通事故ゼロを目指す交通安全県民運動」の中で「子どもと高齢者の交通事故防止」を運動の最重点と位置付け、参加・体験・実践型の交通安全教育など、高齢運転者に対する教育を充実するほか、安全意識を高めるため、高齢者マークの積極的な使用のための広報を行う。

【令和6年度事業計画の内容】

1 各季の交通安全運動や各種キャンペーン、講習会等あらゆる機会を通じて高齢運転者標識の活用について啓発する。

2 高齢者支援施策の推進

各季の交通安全運動や各種キャンペーン、講習会等あらゆる機会を通じて、県警と連携し、運転免許証返納制度等の周知を図り、各市町村において実施されている自主返納者への割引サービス等の支援についての周知を図る。

章	1 道路交通の安全
節	3 安全運転の確保
項 目	(1) 運転者教育等の充実
細 目	オ シートベルト、チャイルドシート及び乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底

実施機関 県男女共同参画局くらし共生協働課

【計画の実施方針】

シートベルト、チャイルドシート及び乗車用ヘルメットは、交通事故発生時の被害軽減に効果が大

きいことから、これらの着用効果を積極的に広報し、その周知徹底を図る。

【令和6年度事業計画の内容】

- 1 交通安全運動実施要綱、啓発チラシによる広報・啓発
各季の交通安全運動の実施要綱及び啓発チラシ等にシートベルト、チャイルドシート並びに乗車用ヘルメットの被害軽減効果に関する資料を掲載し、これらの正しい着用を促進する。
- 2 全席ベルト着用!!「します・させます運動」の展開
交通事故をなくす県民運動の1つである全席ベルト着用!!「します・させます運動」を積極的に展開し、シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底を図る。
 - キャッチフレーズ
 - ・車を運転するならシートベルトをします。(運転者)
 - ・車に同乗するならシートベルトをします。(同乗者)
 - ・後部座席を含む全席にシートベルトをさせます。(運転者・同乗者)
 - ・子ども(幼児)にはチャイルドシートをさせます。(運転者・同乗者)

章	1 道路交通の安全
節	3 安全運転の確保
項 目	(1) 運転者教育等の充実
細 目	オ シートベルト、チャイルドシート及び乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底

実施機関	県警察本部交通企画課
------	------------

【計画の実施方針】

シートベルト、チャイルドシート及び乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底を図るため、関係機関・団体と連携し、各種講習・交通安全運動等のあらゆる機会を通じて、広報啓発を積極的に行うとともに、これらの着用義務違反に対する街頭での指導取締りの充実を図る。

【令和6年度事業計画の内容】

- 1 後部座席シートベルト及びチャイルドシートの着用調査結果を活用した広報啓発活動の推進
- 2 着用効果、適正な使用方法の指導取締り
各種講習会、交通安全運動等の機会を捉えて、シートベルト、チャイルドシート、乗車用ヘルメットの着用効果、正しい着用方法等について広報啓発を図るとともに、非着用者に対する指導取締りを強化する。
- 3 乗車用ヘルメットの着用促進
毎月8日の自転車指導啓発日における街頭指導や法令講習会、自転車交通安全教室、交通安全キャンペーン等において乗車用ヘルメットの着用促進を図る。
- 4 全席ベルト着用!!「します・させます」運動の推進
全席ベルト着用について、関係機関、団体と連携による広報活動等を強化し県民への周知徹底を図る。

章	1 道路交通の安全
節	3 安全運転の確保
項 目	(1) 運転者教育等の充実
細 目	ク 自動車運送業者等に従事する運転者に対する適性診断の充実

実施機関	九州運輸局鹿児島運輸支局
------	--------------

【計画の実施方針】

自動車運送事業等に従事する運転者に対する適正診断については、自動車運送事業等の安全を確保するため、事業者に対し、高齢運転者等に受診させるよう義務付けるとともに、受診の環境を整えるため、適性診断実施の認定基準を明確化したところであり、引き続き、適正診断の実施者への民間参入を促進します。

【令和6年度事業計画の内容】

1 事業用自動車の運転者教育の充実

自動車運送事業者等に対して、監査を行い運転者教育等の徹底を図る。

貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転の技術及び法令に基づき自動車の運転に関して遵守すべき事項について、運転者に対する適切な指導及び監督をするよう指導の徹底を図る。

また、一般乗用旅客自動車運送事業者は、新たに雇い入れた者については、10日間の指導・監督及び特別な指導を行った後でなければ、運転者として選任しないよう徹底を図る。

2 自動車運送事業等に従事する運転者に対する適性診断の充実

独立行政法人自動車事故対策機構や民間参入事業者による自動車運送事業者に従事する運転者に対する適性診断の受診を促進するため、受診結果を有効に活用するよう指導の徹底を図る。

また、自動車運送事業者は、次に掲げる者に対して、国土交通大臣が認定する適性診断を受診させるよう指導の徹底を図る。

- ・ 死者又は負傷者（重傷）が生じた交通事故を引き起こした運転者
- ・ 運転者として新たに雇い入れた者
- ・ 高齢者（65歳以上の者をいう。）である運転者

章	1 道路交通の安全
節	3 安全運転の確保
項目	(1) 運転者教育等の充実
細目	キ 危険な運転者の早期排除等

実施機関 県警察本部免許管理課

【計画の実施方針】

悪質危険な運転者等を道路交通の場から早期に排除するために、行政処分を迅速かつ適正に実施するとともに、自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれのある一定の病気等に係る運転者への適切な対応を推進する。

【令和6年度事業計画の内容】

1 行政処分の迅速かつ適正な実施

違反・事故登録に要する期間の短縮や長期未執行者の解消、また、仮停止を積極的に活用するなど、行政処分を迅速かつ適正に実施し、悪質危険な運転者等を道路交通の場から早期に排除する。

併せて、一定の病気等にかかっていると疑われる者等に対する臨時適性検査等の迅速かつ的確な実施に努める。

2 一定の病気等に罹患する者に対する適切な対応

(1) 免許更新時における一定の病気等に係る質問票の確実な運用に努めるとともに、プライバシー保護に万全を期す。

(2) 一定の病気等の疑いのある者について主治医からの届出が行われやすい環境づくり及び臨時適性検査の円滑な運用のため、医師団体との連携を強化する。

(3) 一定の病気等に該当する疑いがあると認められた場合、免許の暫定的停止、診断書提出命令を活用し、その円滑な運用を図る。

(4) 更新時認知機能検査及び臨時認知機能検査により「認知症のおそれあり」と判定された者に

対する臨時適性検査又は診断書提出命令を行い、必要に応じて迅速に行政処分の手続きを進めるなど、適確に実施する。

章	1 道路交通の安全
節	3 安全運転の確保
項 目	(2) 運転免許業務の改善
細 目	

実施機関 県警察本部免許管理課

【計画の実施方針】

運転免許更新等の各種手続の合理化を推進していくことにより、更新者の負担軽減を図る。
高齢者講習、認知機能検査及び運転技能検査（以下「高齢者講習等」という。）については、将来の受講者数等の増加に対応し得る継続的な実施体制の確保を図る。

【令和6年度事業計画の内容】

- 1 更新申請者の利便向上方策の推進
 - (1) 免許更新受付要領の効率化により、円滑な更新業務の推進と更新者の負担軽減を図る。
 - (2) 令和6年度に実施する運転者管理システムの警察庁共通基盤への移行及びマイナンバーカードと運転免許証の一体化において、自動受付機を導入することにより更新者の負担軽減を図るとともに、事務処理要領全般の見直し等により業務全般の高度化・合理化を推進する。
- 2 将来の高齢者講習等受講者の増加に対応し得る継続的な実施体制の確保
将来の受講者数等をきめ細かく予測し、これを高齢者講習等を実施している自動車教習所とも共有しながら地域の実情に応じた受講枠の拡大を図るなど、自動車教習所と緊密な関係を維持し、的確な対応を推進していく。

章	1 道路交通の安全
節	3 安全運転の確保
項 目	(3) 安全運転管理の推進
細 目	

実施機関 県警察本部交通企画課

【計画の実施方針】

安全運転管理者及び副安全運転管理者に対する講習の充実等により、これらの者の資質と安全意識の向上を図り、事業所内で交通安全教育指針に基づいた交通安全教育が適切に行われるよう安全運転管理者等を指導する。

また、安全運転管理者等の未選任事業所の一掃を図り、安全運転管理業務の徹底を図る。

さらに、事業活動に関して行われた道路交通法違反等についての使用者等への通報制度を活用するとともに、使用者、安全運転管理者等による下命、容認違反等については、使用者等の責任追及を徹底し、適正な運転管理を図る。

このほか、安全運転管理者による酒気帯び確認業務の確実な実施について、周知徹底を図る。

【令和6年度事業計画の内容】

鹿児島県安全運転管理協議会と連携し、次の対策を推進する。

- 1 安全運転管理の適正化に向けた強力な指導の実施
 - (1) 未選任・未届事業所の一掃
 - (2) 交通事故多発事業所や安全運転管理者講習未受講事業所等への指導強化
 - (3) 酒気帯びの有無の確実な確認及び記録についての指導強化
- 2 運転者教育等の推進

- (1) 安全運転管理者等の義務の遵守の指導
- (2) 若年運転者の指導教育の徹底
- (3) ドライブレコーダーの整備促進と同映像を活用した運転者教育
- (4) 従業員等に対する「交通事故を起こさないための防衛運転法」の周知徹底

3 交通安全活動の積極的推進

- (1) モデル事業所活動の推進
- (2) 高齢者交通安全対策の推進
- (3) 飲酒運転根絶対策の推進
- (4) 各種広報媒体（機関誌、ラジオ、テレビ等）を利用した広報
- (5) 2024「セーフティ・チャレンジ交通安全コンテスト」の実施
- (6) ドライブレコーダーの普及促進

4 使用者等への責任追及の徹底

企業等の事業活動に関してなされた道路交通法違反等については、九州運輸局鹿児島運輸支局と使用者等へ通知し、適切な行政措置や使用者等による自主的な改善措置が図られるように働き掛ける。

また、過積載運転、過労運転等については、違反取締りにとどまらず、使用者等に対する背後責任の追及を徹底し、自動車の使用者に対する指示及び使用制限命令を迅速かつ的確に行い、再発防止の徹底を図る。

章	1 道路交通安全
節	3 安全運転の確保
項 目	(4) 事業用自動車の安全プランに基づく安全対策の推進
細 目	ア 「新たな日常」における安全・安心な輸送サービスの実現 イ 抜本的対策による飲酒運転、迷惑運転等悪質な法令違反の根絶 ウ ICT、自動運転等新技術の開発・普及促進 エ 超高齢社会におけるユニバーサルサービス連携強化を踏まえた事故の防止対策 オ 原因分析に基づく事故防止対策の立案と関係者の連携による安全体質の強化 カ 道路交通環境の改善

実施機関	九州運輸局鹿児島運輸支局
【計画の実施方針】 自動車運送事業者等に対して、厳格な運行管理、運転者に対する日常的な指導・教育、車両の整備管理等を図るため、監査体制の強化、監査対象の重点化等により指導監督を強化するとともに、関係団体を通じての指導及びテレマティクス等を活用した安全運転の促進、貨物自動車運送事業安全性能評価事業及び一般貸切自動車運送事業安全性評価事業の促進等を図る。 このうち、過労運転の防止に係る指導等については、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間を定める場合の基準（平成13年国土交通省告示第1365号（貨物）又は平成13年国土交通省示第1675号（旅客））の履行について指導監督を行う。 なお、貨物自動車運送事業者については、貨物自動車運送適正化事業実施機関を、貸切バス自動車運送事業者については、一般貸切自動車事業適正化事業実施機関を通じ、過労運転・過積載の防止等、輸送の安全を確保するための指導の徹底を図る。 このほか、自動車運送事業者の飲酒運転ゼロを目指すために、平成23年5月1日に施行された点呼時におけるアルコール検知器の使用義務に関する指導監督の徹底を図る。 【令和6年度事業計画の内容】 1 自動車運送事業者等に対する指導監督の充実 自動車運送事業者等に対して、厳格な運行管理、運転者に対する日常的な指導・教育、車両の整備管理等を図るため監査体制の強化、監査対象の重点化等により指導監督の強化を図るとともに	

に、飲酒運転ゼロを目指すために自動車運送事業者に対し点呼時のアルコール検知器使用に関する指導の徹底を図る。

また、貨物自動車運送事業者については、貨物自動車運送適正化事業実施機関を、貸切バス自動車運送事業者については一般貸切自動車事業適正化事業実施機関を通じて輸送の安全を確保するための指導の徹底を図る。

2 事故情報の多角的分析の実施

事業用自動車の事故に関する情報の充実を図るため、自動車運送事業に係る交通事故対策検討会報告書をはじめ、事故情報の収集・分析・検索を行い事故防止対策としての有効活用を図る。

3 運行管理者等に対する指導講習の充実

運行管理者等に対する指導講習については、一般講習をはじめ特別講習において事故情報の多角的分析結果の活用等により講習内容を充実するとともに、視聴覚機材の活用等により効果的な講習を実施する。

章	1 道路交通安全
節	3 安全運転の確保
項目	(5) 交通労働災害の防止等
細目	ア 交通労働災害の防止 イ 運転者の労働条件の適正化等

実施機関	鹿児島労働局
【計画の実施方針】 交通労働災害防止のためのガイドラインの周知徹底や関係団体との連携により交通労働災害の防止を図る。また、労働基準法（昭和22年法律第49号）及び自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示第7号。以下「改善基準告示」という。）等の関係法令の履行確保等により自動車運転者の労働条件の確保・改善を図る。 【令和6年度事業計画の内容】 1 交通労働災害の防止 交通労働災害の防止に関しては、交通労働災害防止のためのガイドラインの周知徹底を図ることにより、事業場における労働安全衛生管理体制の確立、適正な労働時間等の管理及び走行管理、自動車運転者に対する教育等の実施及び健康管理、事業主及び自動車運転者の交通労働災害防止に対する意識の高揚、荷主及び元請による配慮等の実施などの積極的な取組の促進を図る。 さらに、これらの取組が効果的に実施されるよう関係団体と連携して、必要な権限を付与した交通労働災害防止担当管理者を配置するとともに、交通労働災害防止のためのガイドラインに基づく同管理者及び自動車運転者に対する教育の実施を推進する。 2 運転者の労働条件の適正化等 令和6年4月1日から適用された時間外労働の上限規制及び改善基準告示について周知を行う。 また、発着荷主等に対して、長時間の恒常的な荷待ち時間を発生させないこと等についての労働基準監督署による要請と、その改善に向けた労働局による働きかけを行う。 自動車運転者の労働条件の適正化等に関しては、労働基準法及び改善基準告示等の関係法令の履行確保を図るための監督指導を実施する。 監督指導の結果、重大な違反が認められた事業場に対しては、地方運輸機関に通報するとともに、必要に応じて地方運輸機関との合同による監督・監査を実施する。 また、過重労働運転が原因とみられる重大事故を引き起こした事業場等に対しては、司法処分を含め厳正に対処する。 その他、新規参入事業場等に対しては地方運輸機関と連携しながら、労働基準法及び改善基準告示等の関係法令を周知するための説明会を実施するとともに、「労働時間管理適正化指導員」を委嘱して自動車運転者を使用する事業場に対する指導・助言等を実施する。	

章	1 道路交通安全
節	3 安全運転の確保
項 目	(6) 道路交通に関連する情報の充実
細 目	ア 危険物輸送に関する情報提供の充実等

実施機関	九州運輸局鹿児島運輸支局
【計画の実施方針】 危険物の輸送時の事故による大規模な災害を未然に防止し、災害が発生した場合の被害の軽減に資する情報提供の充実等を図るため、イエローカード（危険有害物質の性状、事故発生時の応急措置、緊急通報・連絡先等事故の際、必要な情報を記載した緊急連絡カード）の携行、関係法令の遵守、乗務員教育の実施等について危険物運送事業者の指導を強化する。 【令和6年度事業計画の内容】 自動車運送事業に係る交通事故対策検討会報告書の事例を参考に、各種研修・講習等において留意する点など周知・指導を図る。	

章	1 道路交通安全
節	3 安全運転の確保
項 目	(6) 道路交通に関連する情報の充実
細 目	イ 気象情報等の充実

実施機関	鹿児島地方気象台
【計画の実施方針】 道路交通に影響を及ぼす台風、大雨、大雪、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、道路利用者等が必要な措置を迅速にとり得るよう、特別警報・警報・予報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。 また、これらの情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図るため、防災関係機関等との間の情報の共有やICT の活用等に留意し、主に次のことを行う。 【令和6年度事業計画の内容】 1 気象観測予報体制の整備等 台風、大雨、竜巻等の激しい突風などの気象現象を早期かつ正確に把握し、適時・適切な特別警報・警報・予報等を発表するため、観測予報体制の強化を図る。また、国際的な協力として、世界気象機関（WMO）が策定した世界気象監視（WWW）計画を積極的に推進する 2 地震・津波・火山の監視・警報体制の整備等 地震・津波・火山による災害を防止・軽減するため、地震・火山活動を常時監視して地震・津波・火山に関する防災情報を適時・適切に発表し、迅速かつ確実に伝達するとともに、主に次のことを行う。 (1) 緊急地震速報（予報及び警報）の利活用の推進 緊急地震速報（予報及び警報）について、受信時の対応行動等のさらなる周知・広報を行うとともに、交通機関における利活用の推進を図るため、有効性や利活用の方法等の普及・啓発及び精度向上に取り組む。 (2) 津波警報等の確実な運用	

地震計による観測等に基づき速やかに津波警報等の第一報の発表を行う。

その後、広帯域地震計を活用した地震の規模の精密な解析や沖合津波計を活用した津波の範囲・規模の予測等の解析を行い、それらに基づく津波警報等の更新を適切に行う

(3) 火山監視体制と噴火時等の避難体制の推進

火山活動の監視・評価の結果に基づき、警戒が必要な範囲（この範囲に入ると生命に危険が及ぶ）を明示して噴火警報等を発表するとともに、平常時からの火山防災協議会における避難計画の共同検討を通じて、噴火警戒レベルの改善を推進する。

3 情報の提供等

交通事故の防止・軽減に資するため、主に次の情報を適時・適切に発表し、関係機関等に迅速かつ確実に伝達する。また、住民に対し、気象庁ホームページや国土交通省防災情報提供センターを通じて気象情報等をリアルタイムで分かり易く提供する。

(1) 気象特別警報・警報・予報等

気象による道路交通障害が予想される時は、適時・適切に気象特別警報・警報・予報等を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。また、雨による災害発生の危険度を地図上にリアルタイムに表示する「大雨・洪水警報のキキクル（危険度分布）」や、積雪・降雪の面的な状況を示す「今後の雪（解析積雪深・解析降雪量・降雪短時間予報）」等についても、気象庁ホームページや報道機関等を通じて道路利用者に周知する。

さらに、特に大雪により深刻な道路交通障害が見込まれる場合は、国土交通省と連携し、大雪に対する国土交通省緊急発表を実施し、道路利用者に警戒を呼びかける。

(2) 緊急地震速報（予報及び警報）、津波警報等

地震・津波による道路交通障害が予想される時は、適時・適切に緊急地震速報（予報及び警報）、津波警報等、地震情報等を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

(3) 南海トラフ地震臨時情報等

気象庁長官は、大規模地震対策特別措置法の規定に基づく地震防災対策強化地域に係る大規模な地震が発生するおそれがあると認める時は、直ちに地震予知情報を内閣総理大臣に報告する。

また、南海トラフ沿いで異常な現象を観測した場合や南海トラフ地震発生の可能性が相対的に高まったと評価した場合等には、「南海トラフ地震臨時情報」を、北海道の根室沖から東北地方の三陸沖における大規模地震の発生の可能性が相対的に高まったと評価した場合には「北海道・三陸沖後発地震注意情報」を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

(4) 噴火警報等

火山現象による道路交通障害が予想される時は、平常時からの火山防災協議会で共同検討した避難計画に基づき、当該道路の交通規制等の防災対応がとられるよう噴火警戒レベルを付した噴火警報等を発表する。

また、道路利用者の降灰量に応じた適切な防災行動に資するよう、降灰予報を適時・適切に発表する。

これらの情報を、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

4 気象知識等の普及

運輸事業者や防災機関の担当者に対し、特別警報・警報・予報等の伝達等に関する説明会やワークショップ、気象情報等の利用方法等に関する講習会の開催、広報資料の作成・配布等により、気象、地象、水象に関する知識の普及を行う。

章	1 道路交通の安全
節	4 車両の安全性の確保
項 目	(1) 自動車アセスメント情報の提供等
細 目	

実施機関	九州運輸局鹿児島運輸支局
【計画の実施方針】 自動車使用者が安全な自動車やチャイルドシートを選ぶことができる環境を整えるとともに、メーカーによる安全な自動車等の開発を促進するとともに、安全な自動車等の普及を促進する。また、自動車の車種ごとの安全性に関する比較情報について、自動車使用者に定期的に提供する。 【令和6年度事業計画の内容】 自動車の車種ごとの安全性に関する比較情報（パンフレット）について、窓口において配布するとともに関係業界機関誌により広報を図る。	

章	1 道路交通の安全
節	4 車両の安全性の確保
項 目	(2) 自動車の検査及び点検整備の充実
細 目	ア 自動車の検査の充実

実施機関	九州運輸局鹿児島運輸支局
【計画の実施方針】 道路運送車両の保安基準の拡充・強化に合わせた検査・整備の高度化を推進することにより、道路運送車両法に基づく自動車検査の確実な実施を図るとともに検査データの収集、分析及び活用を進める。 また、街頭検査体制の充実強化を図ることにより、不正改造車両を始めとした整備不良車両の排除等を推進していくと共に可搬式ナンバープレート読み取り装置を活用した無車検運行車両の排除に努めるほか、硫黄分析装置を用いた不正軽油の取締を実施する等、公害の防止に取り組む。 【令和6年度事業計画の内容】 1 自動車の検査時において、「自動車使用者の保守管理責任」についてのパンフレット等を活用し、検査及び点検整備制度の趣旨の周知徹底を図る。 また、街頭検査時においては、不正改造車をはじめとした整備不良車両の排除を図る。 2 車載式故障診断装置（OBD）を活用した自動車検査を推進し、先進安全装置を搭載した自動車の電子装置機能確認の対応を図る。 3 指定自動車整備事業者等に対する指導監督を強化し、民間における検査体制の適正化を図る。	

章	1 道路交通の安全
節	4 車両の安全性の確保
項 目	(2) 自動車の検査及び点検整備の充実
細 目	イ 自動車点検整備の充実

実施機関	九州運輸局鹿児島運輸支局
------	--------------

【計画の実施方針】

特定整備制度にかかる自動車整備事業の運用を推進するとともに自動車点検整備の充実を図る。
また、整備管理者制度の改善及び不正改造車の排除を図る。

【令和6年度事業計画の内容】

- 1 自動車特定整備事業者及び自動車運送事業者に対する監査の機会をとらえ、点検整備の確実な実施について指導するとともに、各種研修会において周知徹底を図る。
- 2 関係機関の協力の下、「自動車点検整備推進運動」、「不正改造車を排除する運動」を展開することにより、自動車の保守管理の徹底及び不正改造防止について啓発を図る。

章	1 道路交通安全の安全
節	4 車両の安全性の確保
項目	(3) リコール制度の充実・強化
細目	

実施機関	九州運輸局鹿児島運輸支局
------	--------------

【計画の実施方針】

設計等に起因する安全・環境基準に適合しない又は適合しなくなるおそれがある自動車について、自動車製作者等に対して改善措置の届出等を確実かつ早期に行うよう指導するなど、リコール制度の適正な運用を図り、自動車の安全確保について自動車製作者等の指導監督の徹底に努める。

【令和6年度事業計画の内容】

自動車販売店を含めた自動車製作者等に対して、改善措置の届出回収を確実かつ早期に行うよう指導監督の徹底を図るとともに、自動車使用者からの自動車不具合情報の収集によりリコール対象車両の早期発見に努める。

章	1 道路交通安全の安全
節	4 車両の安全性の確保
項目	(4) 自転車の安全性の確保
細目	

実施機関	県警察本部交通企画課
------	------------

【計画の実施方針】

自転車利用者に対し、いわゆる「かごしま自転車条例」に定められているとおり、定期的な自転車安全整備店における点検整備の励行や、自転車事故の被害者救済の充実を図るため、自転車損害賠償保険等への全員加入に向けた広報啓発に努める。

さらに、夜間における交通事故を防止するため、灯火の取付けの徹底と反射器材普及を促進し、自転車の被視認性の向上を図る。

【令和6年度事業計画の内容】

- 1 街頭指導・交通安全教育時における安全指導の実施
- 2 損害賠償保険等の加入促進
自転車利用者に対する交通安全教育の場や街頭指導等において、事故の加害者になった場合の責任の重大性を認識させ、いわゆる「かごしま自転車条例」に義務として定められている損害賠償保険への加入に係る広報啓発を行う。
- 3 自動点灯式自転車の普及及び反射材用品の取付け促進
暗くなると自転車の前照灯が自動的に点灯する「自動点灯式自転車」の普及及び夜光反射材の

取付け促進により、自転車の被視認性向上を図る。

章	1 道路交通の安全
節	5 道路交通秩序の維持
項 目	(1) 交通の指導取締りの強化等
細 目	ア 一般道路における効果的な指導取締りの強化等

実施機関 県警察本部交通指導課

【計画の実施方針】

交通事故実態の分析結果等を踏まえ、事故多発路線等において街頭指導活動及び交通指導取締りを効果的に推進する。

特に、無免許運転、飲酒運転、妨害運転、著しい速度超過、交差点関連違反等の交通事故に直結する悪質性、危険性、迷惑性の高い違反に重点を置いた取締りを実施する。

また、令和5年7月1日から、電動キックボード等の新たなモビリティのうち、一定の要件を満たすものについては「特定小型原動機付自転車」と規定され、その交通方法等に関する改正道路交通法が施行されたことから、特定小型原動機付自転車の悪質・危険な違反行為の取締りを推進する。

さらに、交通事故実態の分析結果等を踏まえて検証し、その検証結果を取締り計画の見直しに反映させるサイクルをより一層機能させる。

【令和6年度事業計画の内容】

- 1 交通事故総量の更なる抑制と交通死亡事故を抑止するために、交通事故発生状況等の分析を的確に行い、分析結果に基づき取締りの時間・場所、違反種別等を選定し、真に交通事故抑止に資する効果的な取締りを推進する。
- 2 無免許運転、飲酒運転、妨害運転、著しい速度超過、交差点関連違反等の悪質性、危険性の高い違反、県民から取締り要望等の多い迷惑性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りを推進するとともに、無免許運転に絡む無免許運転周辺者二罪（車両提供・同乗）及び飲酒運転に絡む飲酒運転周辺者三罪（酒類提供・車両提供・同乗）等の捜査を徹底する。
- 3 事業活動に関してなされた過積載、過労運転等の違反については、自動車の使用者等に対する責任追及を徹底するとともに、必要に応じ自動車の使用制限命令や荷主等に対する再発防止命令を行うとともに、事業者の背後責任が明らかとなった場合は、それらの者に対する指導、監督処分等を行うことにより、この種違反の防止を図る。
- 4 子ども、高齢者、障害者の保護の観点に立った交通指導取締りを推進する。
通学路における児童の安全確保の観点から、可搬式速度違反自動取締装置を活用した効果的な速度違反取締りを行うなど、登下校時間帯に重点を置いた真に交通事故抑止に資する交通指導取締りを推進する。
また、自転車利用者による無灯火、二人乗り、信号無視、一時不停止違反等に対する積極的な指導警告を推進するとともに、悪質・危険な自転車利用者に対する検挙措置を推進する。
- 5 電動キックボード等について、飲酒運転、信号無視、通行区分違反等の悪質・危険な違反行為に重点を置いて取締りを強化するとともに、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等に適合しない電動キックボード等を公道から排除するため、整備不良車両の運転等に対する取締りを徹底する。

章	1 道路交通の安全
節	5 道路交通秩序の維持
項 目	(1) 交通の指導取締りの強化等
細 目	イ 高速道路における指導取締りの強化等

実施機関 県警察本部高速道路交通警察隊

【計画の実施方針】

高速道路は、軽微な違反行為が重大な事故に直結するおそれがあることから、交通量や交通事故の発生状況を分析し、交通事故の発生実態に即した効果的な機動警らや駐留監視活動を実施し、交通事故の未然防止及び交通流の整序を図る。

【令和6年度事業計画の内容】

高速道路における交通事故は、高速走行であるが故に、重大事故に発展する危険性が極めて高いことから、レッドランによる機動警ら及びインターチェンジやトールバリア等における駐留監視活動を強化するとともに、悪質性、危険性、迷惑性の高い違反に重点を置いた取締りを実施し、特に、死亡事故や重大事故に繋がる著しい速度超過、飲酒運転、妨害運転、妨害運転の要因起因となる車間距離不保持違反、通行帯違反等の取締りを強化するほか、交通事故時に車外放出の原因となり、重大な被害となるおそれのあるシートベルト非着用やチャイルドシート使用義務違反の取締りを行い、全席シートベルト着用の普及やチャイルドシートの適正な使用に関する啓発活動を強化する。

また、令和6年4月1日から大型貨物自動車等の高速道路における最高速度が90キロメートル毎時に引き上げられたが、本県の高速道路の指定最高速度は70～80キロメートル毎時である旨の周知を図る。

章	1 道路交通の安全
節	5 道路交通秩序の維持
項 目	(2) 交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進
細 目	ア 危険運転致死傷罪の立件を視野に入れた捜査の徹底 イ 交通事故事件等に係る捜査力の強化等 ウ 交通事故事件等に係る科学的捜査の推進

実施機関	県警察本部交通指導課
【計画の実施方針】 交通事故事件等の捜査においては、飲酒運転、信号無視、妨害運転等が疑われるものについては、初動の段階から危険運転致死傷罪等の立件を視野に入れた捜査を徹底する。 また、捜査員の能力向上や客観的な証拠に基づいた科学的な交通事故事件等の捜査を推進する。	
【令和6年度事業計画の内容】 1 交通事故事件の認知段階から、捜査幹部が的確に捜査指揮を行い、積極的に危険運転致死傷罪の適用に努める。 2 捜査員の能力向上のための各種教養・講習の実施と研修の充実を図る。 3 3Dレーザースキャナや捜査支援システム等を積極的に活用し、客観的証拠に基づいた科学的な交通事故事件等の捜査を推進する。	

章	1 道路交通の安全
節	5 道路交通秩序の維持
項 目	(3) 暴走族対策の推進
細 目	ア 暴走族追放気運の高揚及び家庭、学校等における青少年の指導の充実 イ 暴走行為阻止のための環境整備 ウ 暴走族に対する指導取締りの推進 エ 暴走族関係事犯者の再犯防止 オ 車両の不正改造の防止

実施機関	県警察本部交通指導課
【計画の実施方針】 暴走族の追放を促進するために、関係機関・団体と連携して、家庭、学校等における青少年の指導の充実を図るとともに、暴走行為を阻止するための環境整備を図る。 また、暴走族及び違法行為を敢行する旧車会員に対しては、あらゆる法令を適用して指導取締りを推進し、解散指導及び再犯防止を積極的に行う。 【令和6年度事業計画の内容】 1 暴走族追放の気運を高揚させるため、各種法令を活用して取締りを推進するとともに、報道機関等に対する資料提供を積極的に行うほか、家庭、学校、職場、地域等において、青少年に対し、暴走族に加入しないよう適切な指導等が促進されるよう働き掛ける。 2 暴走族及びこれに伴う群衆の集合場所として利用されやすい施設の管理者等に協力を求め、暴走族等を集合させないための施設の管理改善等の環境づくりを推進する。 また、事前情報の入手に努め、集団不法事案に発展するおそれがあるときは、早期に暴走族と群衆を隔離するなどの措置を講じる。 3 集団暴走行為、爆音暴走行為その他悪質事犯に対しては、共同危険行為等の禁止違反をはじめとする各種法令を適用して検挙及び補導を徹底し、あわせて解散指導を積極的に行うなど、暴走族に対する指導取締りを推進する。 また、車両の不正改造事案については、不正改造車両の押収のほか、不正改造等暴走行為を助長する行為に対しても背後責任の追及を行う。 4 暴走族関連事犯の捜査に当たっては、個々の犯罪事実はもとより、組織の実態やそれぞれの被疑者の非行の背景となっている行状、性格、環境等の諸事情をも明らかにしつつ、グループの解体や暴走族グループから構成員を離脱させるなど暴走族関係事犯者の再犯防止に努める。 また、暴走行為に対する運転免許に係る行政処分を迅速かつ厳正に実施する。	

章	1 道路交通の安全
節	6 救助・救急活動の充実
項目	(1) 救助・救急体制の整備
細目	ア 救助体制の整備・拡充 イ 多数傷者発生時における救助・救急体制の充実 ウ 自動体外式除細動器の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進 エ 救急救命士の養成・配置等の促進

実施機関	県危機管理防災局消防保安課
【計画の実施方針】 1 救助体制の整備・拡充 交通事故に起因する救助活動の増大及び事故の種類・内容の複雑多様化に対処するため、救助体制の整備・拡充を図り、救助・救急活動の円滑な実施を期する。 2 集団救助・救急体制の整備 大規模道路交通事故等の多数の負傷者が発生する大事故に対処するため、連絡体制の整備及び救護訓練の実施等、集団救助・救急体制を促進する。 3 心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の促進 現場におけるバイスタンダー（救急現場に居合わせた方）による応急手当の実施により、救命効果の向上が期待できることから、自動体外式除細動器（AED）の使用も含めた応急手当について、消防機関等が行う講習会等、普及啓発活動を促進する。 4 救急救命士の養成・配置等の促進 プレホスピタルケア（救急現場及び搬送途上における応急処置）の充実のため、県下の消防機関において救急救命士を計画的に配置できるようその養成を図り、救急救命士の処置範囲の拡大	

により可能となった気管挿管等を円滑に実施するための講習及び実習の実施を促進する。

【令和6年度事業計画の内容】

1 集団救助・救急体制の整備

救急の日（9月9日）を含む救急医療週間に消防機関において、救助・救急訓練を実施するとともに啓発活動を実施する。

2 心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の促進

各消防本部において講習会等を実施し、地域住民に対して自動体外式除細動器（AED）の使用も含めた応急手当の知識・実技の普及を図る。

3 救急救命士の養成・配置等の促進

救急救命士国家試験受験資格を取得させるために、救急振興財団の救急救命九州研修所及び救急救命東京研修所において、県内16消防本部20人の救急隊員が研修を受講する。

また、指導救命士を養成するため、救急振興財団の救急救命九州研修所及び救急救命東京研修所において、県内9消防本部12人の救急隊員が研修を受講する。

医師の指示又は指導・助言の下に救急救命士を含めた救急隊員による応急処置等の質を確保するメディカルコントロール体制の充実を図るため、県及び地域救急業務高度化協議会を開催する。

章	1 道路交通の安全
節	6 救助・救急活動の充実
項目	(1) 救助・救急体制の整備
細目	イ 多数傷者発生時における救助・救急体制の充実

実施機関 県保健福祉部保健医療福祉課

【計画の実施方針】

救急医療機関や消防機関との緊密な協力関係の確保を図るとともに、傷病者の状況に応じた適切な搬送及び受入体制の整備に努め、多数の傷病者が生じる大規模交通事故が発生した場合に備え、災害派遣医療チーム（DMAT）の活用を促進する。

【令和6年度事業計画の内容】

国または国と地方公共団体との合同で実施される防災訓練等への災害派遣医療チーム（DMAT）の参加を促進し、災害派遣医療チーム（DMAT）の活動に必要な技能の向上及び関係機関との連携体制の構築を図る。

（災害派遣医療チーム整備事業 R6予算：4,801千円）

章	1 道路交通の安全
節	6 救助・救急活動の充実
項目	(1) 救助・救急体制の整備
細目	オ 救助・救急用資機材の整備の推進 カ 消防・防災ヘリコプターにおける救急業務の推進 キ 救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実

実施機関 県危機管理防災局消防保安課

【計画の実施方針】

1 救助・救急施設の整備の促進

救助工作車、救助資機材、高規格救急自動車、高度救命処置用資機材等の整備を促進するとともに、救急指令装置、救急医療情報収集装置、救急業務用地図等検索装置を一体化した消防緊急

通信指令施設の導入を促進する。

2 消防・防災ヘリコプターにおける救急業務の推進

ヘリコプターは、事故の状況把握、負傷者の救急搬送に有効であることから、救急業務におけるヘリコプターの活用を推進する。

3 救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実

複雑多様化する救助・救急事象に対応すべく、救助隊員及び救急隊員の知識・技能等の向上を図るため、教育訓練の充実を推進する。

【令和6年度事業計画の内容】

1 救助・救急施設の整備の促進

救急・救助活動実施市町村に対して、救急車・救助工作車等の資機材の整備促進について指導を行う。

2 消防・防災ヘリコプターによる救急業務の推進

救命効果の向上の観点から、急患搬送等のために県消防・防災ヘリコプターを活用する。

3 救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実

県消防学校、(一財)救急振興財団において、教育訓練、研修を行う。

(1) 消防学校

初 任 教 育	164日間	67人
救 急 科	55日間	62人
救 助 科	30日間	43人

救急救命士研修（新規養成） 7か月 20人

指導救命士養成研修 30日間 12人

章	1 道路交通の安全
節	6 救助・救急活動の充実
項 目	(2) 救急医療体制の整備
細 目	

実施機関 県保健福祉部保健医療福祉課

【計画の実施方針】

交通事故による負傷者及び救急患者の医療を確保するため、救急医療体制の整備・充実を図る。

【令和6年度事業計画の内容】

1 初期救急医療

休日または夜間における急病患者の医療を確保するため、市町村が、郡市医師会に委託して実施する在宅当番制の普及定着を促進する。

2 第二次救急医療

休日及び夜間における入院治療を必要とする重傷救急患者の医療を確保するため、県下9救急医療圏のうち、7医療圏については、地域の実情に即して実施している病院群輪番制病院及び共同利用型病院の運営の円滑化を図る。

(第二次救急医療施設運営費補助、R6予算：62,500千円)

また、熊毛地域においては、救急医療を実施する病院の運営の円滑化を図る。

(離島救急医療施設運営費補助、R6予算：2,669千円)

3 第三次救急医療

重症救急患者の医療を確保するため、鹿児島市立病院に設置してある県下全域を対象とした救命救急センターの運営の円滑化を図る。

(救命救急センター運営事業、R6予算：30,000千円)

4 添乗医師等確保対策

重症救急患者をヘリコプター等で搬送するために必要な添乗医師等を確保するため、同事務を

行う鹿児島県市町村総合組合の運営費を助成する。
(添乗医師等確保対策事業、R6予算：1,274千円)

章	1 道路交通の安全
節	6 救助・救急活動の充実
項 目	(3) 救急関係機関の協力関係の確保等
細 目	

実施機関	県保健福祉部保健医療福祉課
【計画の実施方針】 救急医療機関や消防機関との緊密な協力関係の確保を図るとともに、傷病者の状況に応じた適切な搬送及び受入体制の整備に努め、多数の傷病者が生じる大規模交通事故が発生した場合に備え、災害派遣医療チーム（DMA T）の活用を促進する。 【令和6年度事業計画の内容】 国または国と地方公共団体との合同で実施される防災訓練等への災害派遣医療チーム（DMA T）の参加を促進し、災害派遣医療チーム（DMA T）の活動に必要な技能の向上及び関係機関との連携体制の構築を図る。 (災害派遣医療チーム整備事業 R6予算：4,801千円)	

章	1 道路交通の安全
節	7 被害者支援の充実と推進
項 目	(1) 自動車損害賠償保障制度の充実等
細 目	ア 無保険（無共済）車両対策の徹底 イ 任意の自動車保険（自動車共済）の広報・啓発等

実施機関	九州運輸局鹿児島運輸支局
【計画の実施方針】 1 無保険（無共済）車両の運行防止の徹底 自賠責保険（自賠責共済）期間の期限切れ、掛け忘れに注意が必要であることを広報活動を通じて広く県民に周知するとともに、街頭指導の強化等を行い、無保険（無共済）車両の運行の防止を徹底する。 2 任意の自動車保険（自動車共済）の充実等 自賠責保険（自賠責共済）とともに重要な役割を果たしている任意保険（自動車共済）について、被害者救済等の充実を図るため、その普及率の向上に努める。 【令和6年度事業計画の内容】 1 無保険（無共済）車両の運行防止の徹底 原動機付自転車、軽二輪自動車等検査対象外車両の自動車損害賠償責任保険への加入率の向上を図るため、街頭指導及び指導員制度による街頭監視、広報活動等を推進することにより無保険（無共済）車両の運行の防止を徹底する。 2 任意の自動車保険（自動車共済）の充実 運送事業及びレンタカー用等の自動車に対し、一定額以上の任意保険（自動車共済）の締結を義務付ける。	

章	1 道路交通の安全
節	7 被害者支援の充実と推進
項 目	(1) 自動車損害賠償保障制度の充実等
細 目	ア 無保険（無共済）車両対策の徹底

実施機関	県警察本部交通指導課
【計画の実施方針】 自動車損害賠償責任保険（共済）の期限切れ、掛け忘れに対し、街頭における交通指導取締り等による注意喚起を推進し、無保険（無共済）車両の運行の防止を図る。 【令和6年度事業計画の内容】 自動車損害賠償責任保険（共済）加入の徹底に向けて、悪質な無保険（無共済）車両の運行に対しては適切な捜査を推進する。	

章	1 道路交通の安全
節	7 被害者支援の充実と推進
項 目	(2) 損害賠償の請求についての援助等
細 目	ア 交通事故相談活動の推進 イ 損害賠償請求の援助活動等の強化

実施機関

県男女共同参画局くらし共生協働課

【計画の実施方針】

交通事故相談所において、交通事故被害者救済の一環として、交通事故被害者の福祉の向上を図るため、損害賠償問題等に対する助言を行うとともに、必要に応じ関係機関への斡旋を行うほか、交通事故相談活動の周知を図る。

【令和6年度事業計画の内容】

1交通事故相談業務の充実

相談内容の多様化、複雑化に対処するため、交通事故相談員の資質の向上を図り、適切な相談業務の実施に努める。

2公的相談所の利用についての広報の充実

ポスター、広報誌等による広報を充実するとともに、関係機関・団体の連携を密にして公的相談所の利用促進を図る。

【参考】

令和5年度交通事故相談所の相談実績

実施場所	相談受理件数	相談員数
県交通事故相談所（県庁舎内）	260件	2人
大隅地域振興局（出張相談）	5件	
大島支庁（出張相談）	2件	
計	267件	2人

※大隅（鹿屋）と大島については、平成30年度から出張相談として対応

章	1 道路交通の安全
節	7 被害者支援の充実と推進
項 目	(3) 交通事故被害者支援の充実強化
細 目	ア 自動車事故被害者等に対する援助措置の充実

実施機関	県男女共同参画局くらし共生協働課
【計画の実施方針】 県交通被災者たすけあい協会における更生援護活動の一層の充実が図られるよう適切な助言指導を行う。 【令和6年度事業計画の内容】 交通遺児等への援助活動の促進 公益財団法人鹿児島県交通被災者たすけあい協会が行う交通被災者への援助活動を促進する。	

章	1 道路交通の安全
節	7 被害者支援の充実と推進
項 目	(3) 交通事故被害者支援の充実強化
細 目	イ 交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進

実施機関	県警察本部交通指導課
【計画の実施方針】 交通事故被害者等の心情に配慮した相談業務を、警察署、交通安全活動推進センター等により推進するとともに、関係機関相互の連携を図り、さらに、民間の犯罪被害者支援団体等との連携を図る。 【令和6年度事業計画の内容】 交通事故被害者等に対して、刑事手続きの流れや保険制度等をまとめた手引書「交通事故の被害者とその家族のために」を交付するとともに、交通事故の概要、捜査経過、事件処理結果等の情報を提供する等、被害者支援を推進する。 特に、ひき逃げ事件、交通死亡事故等の被害者等については、加害者の検挙状況、処分状況（送致先検察庁、起訴された裁判所）を連絡する「被害者連絡制度」の適切な運用を推進する。	

章	1 道路交通の安全
節	8 交通事故分析の高度化
項 目	
細 目	

実施機関	県警察本部交通企画課
【計画の実施方針】 交通事故の実態を的確に把握し、効果的かつ詳細な交通安全施策の検討・立案等に資するため、人、道路及び車両、原因等について総合的な観点からの事故分析を行う。 さらに、官民の保有する交通事故調査・分析に係る情報を県民に対して積極的に提供することにより、交通安全に対する県民の意識の高揚を図る。 【令和6年度事業計画の内容】 1 交通事故情報管理システムによる分析の高度化 交通統計の詳細な分析による交通事故発生の傾向等を把握するほか、交通事故情報管理システムの活用により、交通事故の発生要因を多角的に分析するなど、交通事故分析の高度化・精緻化を図る。 2 分析結果に基づく情報提供 分析により得られた情報については、交通事故防止のための各種施策に活用するほか、各種広	

報用資料として県警ウェブサイトへ掲載するなど、関係機関、団体をはじめ、県民への情報提供を積極的に行い、効果的な交通安全対策の推進及び交通安全意識の高揚を図る。

章	2 鉄道交通の安全
節	1 鉄道交通環境の整備
項 目	(1) 鉄道施設等の安全性の向上
細 目	

実施機関	九州運輸局鉄道部
【計画の実施方針】 鉄道施設の維持管理及び補修の適切な実施を指導するとともに、老朽化が進んでいる橋梁等の施設について、長寿命化に資する補強・改良の促進を図る。 特に、人口減少等による輸送量の伸び悩み等から厳しい経営を強いられている地域鉄道については、補助制度等を活用しつつ、施設、車両等の適切な維持・補修等の促進を図る。 研究機関の専門家による技術支援制度を活用する等の技術力の向上に向けた取り組みについても推進する。 また、多発する自然災害へ対応するために、防災・減災対策の強化が喫緊の課題となっている。このため、切土や盛土等の土砂災害への対策の強化等を推進する。 切迫する南海トラフ地震等に備えて、鉄道ネットワークの維持や一時避難場所としての機能の確保等を図る。 さらに、駅施設等について、高齢者、障害者等の安全利用にも十分配慮し、段差の解消、ホームドア又は内方線付き点状ブロック等による転落防止設備の整備等によるバリアフリー化を引き続き推進する。 【令和6年度事業計画の内容】 鉄道施設の維持管理及び補修の適切な実施を指導するとともに、老朽化が進んでいる橋梁等の施設について、長寿命化に資する補強・改良の促進を図る。 特に、人口減少等による輸送量の伸び悩み等から厳しい経営を強いられている地域鉄道については、補助制度等を活用しつつ、施設、車両等の適切な維持・補修等の促進を図る。 研究機関の専門家による技術支援制度を活用する等の技術力の向上に向けた取り組みについても推進する。 また、多発する自然災害へ対応するために、防災・減災対策の強化が喫緊の課題となっている。このため、切土や盛土等の土砂災害への対策の強化等を推進する。 切迫する南海トラフ地震等に備えて、鉄道ネットワークの維持や一時避難場所としての機能の確保等を図る。 さらに、駅施設等について、高齢者、障害者等の安全利用にも十分配慮し、段差の解消、ホームドア又は内方線付き点状ブロック等による転落防止設備の整備等によるバリアフリー化を引き続き推進する。	

章	2 鉄道交通の安全
節	1 鉄道交通環境の整備
項 目	(1) 鉄道施設等の安全性の向上
細 目	

実施機関	九州旅客鉄道株式会社鹿児島支社
【計画の実施方針】 鉄道輸送の基本的条件である安全・安定輸送確保のための施策をはじめ、収入確保、サー	

ビス改善及び経費節減に直結する施策に関し、調査結果や経年などを勘案し、老朽化の著しい資産を中心に更新や改修等の適切な投資を行うことで、鉄道事業の基盤強化を図っていく。

そこで、令和6年度は「命を守る!!を確かなものへ」をスローガンとして安全創造運動を展開し、安全管理体制を確立する。

また、環境への配慮とコスト意識を持ち、業務の改善を図りながら、お客さまに安心・快適な線路設備を提供できるよう、技術の向上と継承に努める。

【令和6年度事業計画の内容】

- 1 輸送設備の維持更新，老朽設備取替
 - (1) 線路設備，電路設備，保守用機械，運輸設備など，経年設備の適時・適切な取替や撤廃により，設備の故障防止に取り組む。
- 2 保安・防災対策
 - (1) 踏切事故の未然防止を目的として全方向踏切警報機等の整備に取り組む。
 - (2) 構造物の耐震補強，新幹線の脱線防止ガードの設置，津波ハザードマップの更新や避難経路の整備など，継続して地震・津波対策を推進する。
- 3 安定輸送対策
 - (1) 線路の保全機能向上やお客さまの乗り心地改善を目的に動揺対策，TPCまくらぎ化などを引き続き実施する。
 - (2) 列車検知機能向上や軌道回路装置の安定稼働を目的としたスキャニング式列車検知装置の整備を推進する。
- 4 経営体質の改善，業務運営方式の改善
 - (1) ホーム照明や踏切照明などのLED照明への取替を推進する。
- 5 安全・安心な駅づくり
 - (1) 利用しやすさ，分かりやすさ，使いやすさを追求した，駅整備の改善や，駅のバリアフリー化を行い，地域に愛される駅づくりを行う。
- 6 車両
 - (1) お客さまの安全確保のためのホーム検知装置の拡大。
 - (2) 老朽車両の淘汰，リニューアル工事，内燃車の機関換装，計画用変圧器（PT）破損対策等を行う。
 - (3) 検査周期の遵守により予防保全を徹底する。

章	2 鉄道交通の安全
節	1 鉄道交通環境の整備
項目	(1) 鉄道施設等の安全性の向上
細目	

実施機関 肥薩おれんじ鉄道株式会社

【計画の実施方針】

- 1 車両の点検整備

鉄道輸送の基本条件である「安全の確保」は，国土交通省の「鉄道に関する技術上の基準を定める省令」等に従い，肥薩おれんじ鉄道で「車両整備に関する実施基準」等を定め，それらに基づいて検査・点検を確実に実施することで安全が確保されているが，その他にも春・秋の全国交通安全運動期間や年末年始輸送安全総点検期間に具体的な項目を定めて点検を実施し，輸送の安全確保に努める。
- 2 線路・トンネル・橋梁等の点検整備

鉄道に関する技術上の基準を定める省令及び社内規程（施設設備実施基準）等に基づき，軌道設備，土木設備の設備補修を実施する。
- 3 信号保安設備及び電力設備の点検整備

社内規程（電気設備実施基準・運転保安設備実施基準）等に基づき定期点検を実施し、運転保安の維持を図っている。また、春・秋の全国交通安全運動週間や多客期などに併せて項目を定め、定期点検を実施し安全の確保に努める。

4 自然災害への適切な対応

梅雨やゲリラ豪雨、台風などの自然災害が予測される場合、気象台などからの情報を収集し災害の未然防止、災害発生時の早期復旧に努め、安全安定輸送の確保に努める。

【令和6年度事業計画の内容】

車両及び各種設備などについては、上記のとおり定められたルールに基づいた定期点検を実施し、その結果に基づき、必要な設備補修を行い、安全輸送を維持する。

章	2 鉄道交通の安全
節	1 鉄道交通環境の整備
項 目	(2) 運転保安設備の整備
細 目	

実施機関	九州運輸局鉄道部
【計画の実施方針】 曲線部分等への速度制限機能付きATS等、運転士異常時列車停止装置、運転状況記録装置等について、法令により整備の期限が定められたものの整備については完了したが、これらの装置の整備については引き続き推進を図る。 【令和6年度事業計画の内容】 曲線部分等への速度制限機能付きATS等、運転士異常時列車停止装置、運転状況記録装置等について、法令により整備の期限が定められたものの整備については完了したが、これらの装置の整備については引き続き推進を図る。	

章	2 鉄道交通の安全
節	1 鉄道交通環境の整備
項 目	(2) 運転保安設備の整備
細 目	

実施機関	九州旅客鉄道株式会社鹿児島支社
【計画の実施方針】 安全・安定輸送を確保するため、輸送設備の計画的かつ適時・適切な維持更新に取り組む。 【令和6年度事業計画の内容】 木まくらぎのTPCまくらぎ化（2,954本） レール重軌条化（1,504軌m） ロングレール化（1,550軌m） 路盤改良の推進（52m） 全方向踏切警報灯への取替（3箇所）	

章	2 鉄道交通の安全
節	1 鉄道交通環境の整備
項 目	(2) 運転保安設備の整備
細 目	

実施機関	肥薩おれんじ鉄道株式会社
【計画の実施方針】 社内規程（運転保安設備実施基準）に定められた設備ごとの検査方法・検査期間に基づいた点検の実施。 【令和6年度事業計画の内容】 自動列車停止装置（ＡＴＳ）については、電気検測車による点検を年２回実施し、その他乗務員や運転指令などから不具合の申告があった場合は、その都度検査・修繕を行う。 また、列車無線については、周波数・出力・機器本体の状態など、基地局・移動局の設備点検を年１回実施する。 鳥獣との接触による車両の破損や列車の遅延が減少するように、車両前照灯にLED照明の配備をすすめる。	

章	2 鉄道交通の安全
節	1 鉄道交通環境の整備
項 目	(1) 鉄道施設等の安全性の向上 (2) 運転保安設備の整備
細 目	

実施機関	鹿児島市交通局電車事業課												
【計画の実施方針】 安全輸送の理念に基づき、軌道施設の定期的な点検、改良、保守等を行い、安全な軌道施設の維持に努める。 【令和6年度事業計画の内容】 1 軌道の整備 <table> <tr> <td>まくらぎの更換</td><td>30本</td></tr> <tr> <td>併用軌道舗装切削（みずほ通り交差点）</td><td>1式</td></tr> <tr> <td>併用軌道交差点改良（騎射場交差点）</td><td>1式</td></tr> <tr> <td>併用軌道横断歩道舗装改修</td><td>1式</td></tr> </table> 2 電車架線の整備 <table> <tr> <td>電車線（トロリー線）張替</td><td>1,500m</td></tr> <tr> <td>センターポール可動ブラケット取替</td><td>15本</td></tr> </table> 3 その他 令和5年度に引き続き、軌道施設等の整備を計画的に進める。		まくらぎの更換	30本	併用軌道舗装切削（みずほ通り交差点）	1式	併用軌道交差点改良（騎射場交差点）	1式	併用軌道横断歩道舗装改修	1式	電車線（トロリー線）張替	1,500m	センターポール可動ブラケット取替	15本
まくらぎの更換	30本												
併用軌道舗装切削（みずほ通り交差点）	1式												
併用軌道交差点改良（騎射場交差点）	1式												
併用軌道横断歩道舗装改修	1式												
電車線（トロリー線）張替	1,500m												
センターポール可動ブラケット取替	15本												

章	2 鉄道交通の安全
節	2 鉄道交通の安全に関する知識の普及
項 目	
細 目	

実施機関	九州運輸局鉄道部
【計画の実施方針】 踏切障害事故と人身障害事故の多くは、利用者や踏切通行者、鉄道沿線住民等が関係するものであることから、これらの事故の防止には、鉄道事業者による安全対策に加えて、利用者等の理解と協力が必要である。 このため、学校、沿線住民、道路運送事業者等を幅広く対象として、関係機関等の協力の下、全国交通安全運動や踏切事故防止キャンペーンなどの実施や、鉄道事業者・携帯電話業者が一体となって、鉄道利用者にホームの「歩きスマホ」による危険性の周知や酔客に対する事故防止のための注意喚起を行うプラットホーム事故0（ゼロ）運動等による広報活動を積極的に行い、鉄道の安全に関する正しい知識の浸透を図る。 また、駅ホーム及び踏切道における非常押ボタン等の安全設備について分かりやすい表示の整備や非常押ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図る。 【令和6年度事業計画の内容】 踏切障害事故と人身障害事故の多くは、利用者や踏切通行者、鉄道沿線住民等が関係するものであることから、これらの事故の防止には、鉄道事業者による安全対策に加えて、利用者等の理解と協力が必要である。 このため、学校、沿線住民、道路運送事業者等を幅広く対象として、関係機関等の協力の下、全国交通安全運動や踏切事故防止キャンペーンなどの実施や、鉄道事業者・携帯電話業者が一体となって、鉄道利用者にホームの「歩きスマホ」による危険性の周知や酔客に対する事故防止のための注意喚起を行うプラットホーム事故0（ゼロ）運動等による広報活動を積極的に行い、鉄道の安全に関する正しい知識の浸透を図る。 また、駅ホーム及び踏切道における非常押ボタン等の安全設備について分かりやすい表示の整備や非常押ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図る。	

章	2 鉄道交通の安全
節	2 鉄道交通の安全に関する知識の普及
項目	
細目	

実施機関	九州旅客鉄道株式会社鹿児島支社
【計画の実施方針】 鉄道交通の安全を確保するため、ポスターの掲示、チラシの配布等による広報活動及び沿線自治体の広報紙等への掲載などを積極的に推進する。 【令和6年度事業計画の内容】 鉄道の運転事故には、列車妨害、線路への立入り、踏切道への自動車の進入等、部外者によるものが大部分であり、特に踏切事故は、列車脱線などの重大事故の可能性が高く社会的損害が大きい。 従って、踏切の通行指導や沿線の学校等への啓発活動を強力に推進し、更に踏切事故防止講習会では模擬踏切を使用した踏切滞留時脱出訓練の実施により踏切通行者に啓発を図る。 また、全国交通安全運動等の期間を活用して、自治体や警察等の協力による幅広い広報活動を積極的に推進する。 また児童等の鉄道の交通安全に対する意識の高揚を図る。	

章	2 鉄道交通の安全
節	2 鉄道交通の安全に関する知識の普及
項 目	
細 目	

実施機関	肥薩おれんじ鉄道株式会社
【計画の実施方針】 1 通常の業務における鉄道交通の安全に関する広報活動の実施 2 警察・消防などと連携した駅周辺の巡回強化 3 見学者に対する踏切安全教育の実施 【令和6年度事業計画の内容】 1 春・秋の全国交通安全運動期間中は、乗務員が車内放送で、運動期間中である旨をお客さまにご案内する。 2 線路を巡回する社員は、巡回中に線路侵入者、若しくは接近者を認めた場合、注意喚起を行うだけでなく、該当者に対して線路への侵入、接近の危険性を指導する。 3 春・秋の全国交通安全運動期間中は、駅及び線路沿線の見回り強化を警察に依頼する。 4 運輸部への見学者に対して、踏切横断時の注意事項周知、踏切内に車が立ち往生しているのを目撃した場合の対応方（踏切支障報知装置の使用、同装置が無い場合の連絡先）及び踏切支障報知装置使用による列車妨害防止に関する指導・教育等を実施し、不幸な事故を未然に防ぐ取り組みを実施する。 また、必要により学校等に伺い、同様の指導・教育を行う。 5 沿線7市町に依頼し、広報誌に踏切事故防止記事の掲載により注意喚起を行う。	

章	2 鉄道交通の安全
節	2 鉄道交通の安全に関する知識の普及
項 目	
細 目	

実施機関	県警察本部地域課鉄道警察隊
【計画の実施方針】 鉄道交通の安全に関する知識の普及について、 ドライバーに対する踏切事故防止 乗客に対する列車内での痴漢被害や盗撮被害防止 を中心に啓発、未然防止活動を実施する。 【令和6年度事業計画の内容】 1 踏切事故防止・痴漢、盗撮防止キャンペーンの実施 2 通勤、通学時間帯を対象とした警戒活動・列車警乗の強化 3 沿岸警察署との連携による事案対策の実施 4 JR九州、肥薩おれんじ鉄道との連絡体制の確立 5 各事業者と連携した訓練の実施	

章	2 鉄道交通の安全
節	2 鉄道交通の安全に関する知識の普及
項 目	
細 目	

実施機関	鹿児島市交通局電車事業課
【計画の実施方針】 定期的な研修の実施により、事故関係法令の熟知及び技術の向上を図るとともに、必要に応じて適切な個人指導、適性検査を実施して事故の防止に努める。 また、事故防止に対する意識の高揚を図るため、ポスター掲示及びチラシの配布や市の広報誌での広報、啓発活動に努める。 【令和6年度事業計画の内容】 1 乗務員への全体研修の実施 2 緊急時対応訓練の実施 3 管理職による危険箇所等の安全総点検の実施 4 「市電は急に止まらない」の事故防止ポスターを、県警及び市関係機関、市電・市バス車内に掲出する。 また、市の広報誌への記事掲載など、広報、啓発活動を行う。	

章	2 鉄道交通の安全
節	3 鉄道の安全な運行の確保
項 目	(1) 保安監査の実施
細 目	

実施機関	九州運輸局鉄道部
【計画の実施方針】 鉄道事業者に対し、定期的に保安監査を実施するほか、重大事故、同種トラブルの発生時等、特に必要と認める場合にも臨時に保安監査を行う。 保安監査の実施にあたっては、メリハリの効いたより効果的な保安監査を実施することにより、輸送の安全を確保する。 保安監査においては、施設及び車両の保守管理状況、運転取扱いの状況、乗務員等に対する教育訓練の状況等を確認、適切に指導を行うとともに、過去の指導のフォローアップを実施する。 このほか、年末年始の輸送等安全総点検により、事業者の安全意識を向上させる。 【令和6年度事業計画の内容】 鉄道事業者に対し、定期的に保安監査を実施するほか、重大事故、同種トラブルの発生時等、特に必要と認める場合にも臨時に保安監査を行う。 保安監査の実施にあたっては、メリハリの効いたより効果的な保安監査を実施することにより、輸送の安全を確保する。 保安監査においては、施設及び車両の保守管理状況、運転取扱いの状況、乗務員等に対する教育訓練の状況等を確認し、適切に指導を行うとともに、過去の指導のフォローアップを実施する。 このほか、年末年始の輸送等安全総点検により、事業者の安全意識を向上させる。	

章	2 鉄道交通の安全
節	3 鉄道の安全な運行の確保
項 目	(1) 保安監査の実施
細 目	

実施機関	鹿児島市交通局電車事業部
【計画の実施方針】 1 現車を使用した異常時訓練の実施 2 本部係員（司令・監督）による添乗指導・立哨指導の実施 3 運転技能の実施 【令和6年度事業計画の内容】 1 電車事業課脱線復旧訓練の実施（車両基地内）・・・・・・・・・・年1回 2 県警とのテロ対策訓練の実施（車両基地内）・・・・・・・・・・年1回 3 添乗指導の実施（営業線）・・・・・・・・・・全乗務員について3ヶ月に1回（年4回） 4 立哨指導の実施（主要電停・交差点）・・・・18ヶ所について2ヶ月に1回（年6回） 5 運転技能訓練の実施・・・・・・・・・・全乗務員について年1回	

章	2 鉄道交通の安全
節	3 鉄道の安全な運行の確保
項 目	(2) 運転士の資質の保持
細 目	

実施機関	九州運輸局鉄道部
【計画の実施方針】 運転士の資質の向上等を目的とした、動力車操縦者運転免許試験をはじめ、動力車操縦者運転免許に関する省令に基づく取組を推進する。 また、運転士が作業を行うのに必要な知識及び技能を保有させるための教育及び訓練が適切に実施されるよう運転管理者会議の開催等の機会を捉えて指導する。 【令和6年度事業計画の内容】 運転士の資質の向上等を目的とした、動力車操縦者運転免許試験をはじめ、動力車操縦者運転免許に関する省令に基づく取組を推進する。 また、運転士が作業を行うのに必要な知識及び技能を保有させるための教育及び訓練が適切に実施されるよう運転管理者会議の開催等の機会を捉えて指導する。	

章	2 鉄道交通の安全
節	3 鉄道の安全な運行の確保
項 目	(2) 運転士の資質の保持
細 目	

実施機関	九州旅客鉄道株式会社鹿児島支社
【計画の実施方針】 鉄道交通の安全を確保するため、運転士及び保安要員の資質の維持・向上を図る。	

【令和 6 年度事業計画の内容】

鉄道輸送の安全な運行を確保するため、運転士に対し毎月 1 回の定例的な教育訓練の実施のほか、指導担当運転士等による添乗指導を行う。また、訓練をより充実させるための取り組みとして、現車・現物・試運転列車を活用して車両構造や機器等への習熟の深度化や異常時対応力の向上を図る。シミュレータ訓練等による正しい基本動作の定着と“信号を見る”に特化した対策の推進を行う。

また、システムを活用して適性検査の管理を徹底し、乗務員等の資質の確保に努める。

○ 安全を支える人材の育成

コンクール、訓練、シミュレータを活用した技術力および安全意識の向上

（脱線復旧訓練、大規模災害訓練、基本動作コンクール、異常時訓練、各種発表会）

知識、技術、安全意識向上を目的とした定期的なフォロー教育（乗務員）を実施する。

新たなテーマを設定した安全創造館研修（7 巡目）の実施。

章	2 鉄道交通の安全
節	3 鉄道の安全な運行の確保
項 目	(2) 運転士の資質の保持
細 目	

実施機関 肥薩おれんじ鉄道株式会社

【計画の実施方針】

- 1 現車を使用した異常時訓練の実施
- 2 工務関係社員に対する事故防止教育の実施

【令和 6 年度事業計画の内容】

- 1 J R 九州主催の総合脱線復旧訓練への参加（熊本車両センター）・・・年 1 回
 - 2 J R 貨物との合同脱線復旧訓練の実施（八代駅）・・・年 1 回
 - 3 警察・消防との総合脱線復旧訓練の実施（出水駅）・・・年 1 回
 - 4 異常時運転取扱訓練の実施（場所 R 6 年 袋駅）・・・年 1 回
 - 5 乗務員定例訓練の実施（机上）・・・月 1 回
 - 6 工務関係社員事故防止教育（机上）・・・年 1 回以上
- ※ 6 については協力会社の社員も参加

章	2 鉄道交通の安全
節	3 鉄道の安全な運行の確保
項 目	(3) 安全上のトラブル情報の共有・活用
細 目	

実施機関 九州運輸局鉄道部

【計画の実施方針】

鉄道事業者の安全担当者等を対象とした鉄道保安連絡会議を開催し、事故等及びその再発防止対策に関する情報共有等を行う。

また、安全上のトラブル情報を収集し、速やかに鉄道事業者へ周知・共有することにより事故等の再発防止に活用する。

また、運転状況記録装置等の活用や現場係員による安全上のトラブル情報の積極的な報告を推進するよう指導する。

【令和 6 年度事業計画の内容】

鉄道事業者の安全担当者等を対象とした鉄道保安連絡会議を開催し、事故等及びその再発防止対策に関する情報共有等を行う。

また、安全上のトラブル情報を収集し、速やかに鉄道事業者へ周知・共有することにより事故等の再発防止に活用する。

また、運転状況記録装置等の活用や現場係員による安全上のトラブル情報の積極的な報告を推進するよう指導する。

章	2 鉄道交通の安全
節	3 鉄道の安全な運行の確保
項 目	(3) 安全上のトラブル情報の共有・活用
細 目	

実施機関 九州旅客鉄道株式会社鹿児島支社

【計画の実施方針】

支社内の会議を活用した他系統への展開とグループ会社との情報共有の強化を図るとともに、対策のトレースを実施し実行度を確認する。

【令和6年度事業計画の内容】

1 安全に関する社外情報共有の活用

鉄道事故調査報告書等を活用した事故事例の共有化と対策の水平展開。

章	2 鉄道交通の安全
節	3 鉄道の安全な運行の確保
項 目	(3) 安全上のトラブル情報の共有・活用
細 目	

実施機関 肥薩おれんじ鉄道株式会社

【計画の実施方針】

1 速やかな情報発信と情報共有の徹底

2 安全上のトラブルに関する再発防止対策の検討

【令和6年度事業計画の内容】

列車運行に支障のあるトラブル情報は、現場の工務関係社員や乗務員等の発見者は速やかに運転指令に報告することとしている。

この情報は、運転指令から「異常時連絡体制表」に基づき、速やかに安全統括管理者（運輸部長）を始め関係社員へ伝達することで組織全体での情報共有を図る。

また、毎月実施している定例会議において、最善の対策の検討と情報共有を行い、再発防止に取り組む。

章	2 鉄道交通の安全
節	3 鉄道の安全な運行の確保
項 目	(3) 安全上のトラブル情報の共有・活用
細 目	

実施機関 鹿児島市交通局電車事業課

【計画の実施方針】

- 1 速やかな情報発信と情報共有の徹底
- 2 安全上のトラブルに関する再発防止対策の検討

【令和6年度事業計画の内容】

運行に支障するようなトラブル情報は、乗務員や施設係員が発見し、運転司令に報告している。この情報は、運転司令より、速やかに安全統括管理者を始め関係職員へ発信され、組織全体での情報共有が図られている。

また安全上のトラブルや事故等発生した時は、発生直後の局議や事故等調査委員会において、再発防止策を検討するなどし、再発防止に取り組んでいる。

章	2 鉄道交通の安全
節	3 鉄道の安全な運航の確保
項 目	(4) 気象情報等の充実
細 目	

実施機関	鹿児島地方気象台
------	----------

【計画の実施方針】

鉄道交通に影響を及ぼす台風、大雨、大雪、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、乗務員等が必要な措置を迅速にとり得るよう、特別警報・警報・予報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。また、これらの情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図るため、「第1章第3節(6)イ気象情報等の充実」で述べた気象観測予報体制の整備、地震・津波・火山監視体制の整備、各種情報の提供、気象知識等の普及を行う。

特に、竜巻等の激しい突風による列車転覆等の被害の防止に資するため、竜巻注意情報を適時・適切に発表するとともに、分布図形式の短時間予測情報として竜巻発生確度ナウキャストを提供する。

また、走行中の列車における地震発生時の転覆等の被害の防止に資するため、緊急地震速報（予報及び警報）の鉄道交通における利活用の推進を図る。なお、噴火警戒レベルに応じて鉄道事業者等がとるべき防災対応について、平常時からの火山防災協議会における共同検討を通じて合意を図る。

【令和6年度事業計画の内容】（「第1章第3節(6)イ気象情報等の充実」の再掲）

1 気象観測予報体制の整備等

台風、大雨、竜巻等の激しい突風などの気象現象を早期かつ正確に把握し、適時・適切な特別警報・警報・予報等を発表するため、観測予報体制の強化を図る。また、国際的な協力として、世界気象機関（WMO）が策定した世界気象監視（WWW）計画を積極的に推進する。

2 地震・津波・火山の監視・警報体制の整備等

地震・津波・火山による災害を防止・軽減するため、地震・火山活動を常時監視して地震・津波・火山に関する防災情報を適時・適切に発表し、迅速かつ確実に伝達するとともに、主に次のことを行う。

(1) 緊急地震速報（予報及び警報）の利活用の推進

緊急地震速報（予報及び警報）について、受信時の対応行動等のさらなる周知・広報を行うとともに、交通機関における利活用の推進を図るため、有効性や利活用の方法等の普及・啓発及び精度向上に取り組む。

(2) 津波警報等の確実な運用

地震計による観測等に基づき速やかに津波警報等の第一報の発表を行う。

その後、広帯域地震計を活用した地震の規模の精密な解析や沖合津波計を活用した津波

の範囲・規模の予測等の解析を行い、それらに基づく津波警報等の更新を適切に行う。

(3) 火山監視体制と噴火時等の避難体制の推進

火山活動の監視・評価の結果に基づき、警戒が必要な範囲（この範囲に入ると生命に危険が及ぶ）を明示して噴火警報等を発表するとともに、平常時からの火山防災協議会における避難計画の共同検討を通じて、噴火警戒レベルの改善を推進する。

3 情報の提供等

交通事故の防止・軽減に資するため、主に次の情報を適時・適切に発表し、関係機関等に迅速かつ確実に伝達する。また、住民に対し、気象庁ホームページや国土交通省防災情報提供センターを通じて気象情報等をリアルタイムで分かり易く提供する。

(1) 気象特別警報・警報・予報等

気象による道路交通障害が予想される時は、適時・適切に気象特別警報・警報・予報等を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。また、雨による災害発生の危険度を地図上にリアルタイムに表示する「大雨・洪水警報のキキクル（危険度分布）」や、積雪・降雪の面的な状況を示す「今後の雪（解析積雪深・解析降雪量・降雪短時間予報）」等についても、気象庁ホームページや報道機関等を通じて道路利用者に周知する。

さらに、特に大雪により深刻な道路交通障害が見込まれる場合は、国土交通省と連携し、大雪に対する国土交通省緊急発表を実施し、道路利用者に警戒を呼びかける。

(2) 緊急地震速報（予報及び警報）、津波警報等

地震・津波による道路交通障害が予想される時は、適時・適切に緊急地震速報（予報及び警報）、津波警報等、地震情報等を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

(3) 南海トラフ地震臨時情報等

気象庁長官は、大規模地震対策特別措置法の規定に基づく地震防災対策強化地域に係る大規模な地震が発生するおそれがあると認める時は、直ちに地震予知情報を内閣総理大臣に報告する。

また、南海トラフ沿いで異常な現象を観測した場合や南海トラフ地震発生の可能性が相対的に高まったと評価した場合等には、「南海トラフ地震臨時情報」を、北海道の根室沖から東北地方の三陸沖における大規模地震の発生の可能性が相対的に高まったと評価した場合には「北海道・三陸沖後発地震注意情報」を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

(4) 噴火警報等

火山現象による道路交通障害が予想される時は、平常時からの火山防災協議会で共同検討した避難計画に基づき、当該道路の交通規制等の防災対応がとられるよう噴火警戒レベルを付した噴火警報等を発表する。

また、道路利用者の降灰量に応じた適切な防災行動に資するよう、降灰予報を適時・適切に発表する。

これらの情報を、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

4 気象知識等の普及

運輸事業者や防災機関の担当者に対し、特別警報・警報・予報等の伝達等に関する説明会やワークショップ、気象情報等の利用方法等に関する講習会の開催、広報資料の作成・配布等により、気象、地象、水象に関する知識の普及を行う。

章	2 鉄道交通の安全
節	3 鉄道の安全な運行の確保
項目	(4) 気象情報等の充実
細目	

実施機関	九州旅客鉄道株式会社鹿児島支社
【計画の実施方針】 鉄道交通の安全を確保するため、関係機関との連携を強化し、気象に関する情報を的確に収集する。 【令和6年度事業計画の内容】 マスメディアからの情報はもちろんインターネット等を利用し、タイムリーな気象情報を収集して列車の安全運行に活用する。 また、台風や大雪等により列車の運行を見合わせた場合は、JR九州モニタリングシステム（ハレックス）からの情報を参考に列車の安全運行確保や計画的な線路点検計画を立て、早期運転再開に努める。 また、計画運休及びその後の運転再開に関しては、自治体、報道機関等への情報共有を図る。	

章	2 鉄道交通の安全
節	3 鉄道の安全な運行の確保
項 目	(4) 気象情報等の充実 (7) 計画運休への取組
細 目	

実施機関	肥薩おれんじ鉄道株式会社
【計画の実施方針】 気象に関する速やかな情報収集に務め、関係機関と連携して安全運行に努める。 【令和6年度事業計画の内容】 インターネットや現地確認等によりの確な情報収集に努め、社内で定めた基準に基づき、徐行運転や運転見合わせ等により安全運行に繋げる。 また、徐行運転・運転見合わせ等を行う際は、ホームページやSNS、デジタルサイネージにより、利用者への情報提供に努めるとともに、自治体等の関係機関とも情報共有を図る。	

章	2 鉄道交通の安全
節	3 鉄道の安全な運行の確保
項 目	(4) 気象情報等の充実
細 目	

実施機関	鹿児島市交通局電車事業課
【計画の実施方針】 軌道交通の安全を確保するため、気象に関する情報を的確に収集する。 【令和6年度事業計画の内容】 マスメディアからの情報はもちろんインターネット等を利用し、タイムリーな気象情報を収集して電車の安全運行に活用する。 また、台風や大雪等により電車の運行を見合わせた場合は、電車の安全運行確保や計画的な線路点検計画を立て、早期運転再開に努める。 また、計画運休及びその後の運転再開に関しては、自治体、報道機関等への情報共有を図る。	

章	2 鉄道交通の安全
節	3 鉄道の安全な運行の確保
項 目	(5) 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応
細 目	

実施機関	九州運輸局鉄道部
【計画の実施方針】 国及び鉄道事業者における、夜間・休日の緊急連絡体制等を点検・確認し、大規模な事故又は災害が発生した場合に、迅速かつ的確な情報の収集・連絡を行う。 また、事故等が発生した場合の混乱を軽減するため、鉄道事業者に対し、列車の運行状況を的確に把握して、乗客への適切な情報提供を行うとともに、迅速な復旧に必要な体制を整備するよう指導する。 【令和6年度事業計画の内容】 国及び鉄道事業者における、夜間・休日の緊急連絡体制等を点検・確認し、大規模な事故又は災害が発生した場合に、迅速かつ的確な情報の収集・連絡を行う。 また、事故等が発生した場合の混乱を軽減するため、鉄道事業者に対し、列車の運行状況を的確に把握して、乗客への適切な情報提供を行うとともに、迅速な復旧に必要な体制を整備するよう指導する。	

章	2 鉄道交通の安全
節	3 鉄道の安全な運行の確保
項 目	(5) 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応
細 目	

実施機関	九州旅客鉄道株式会社鹿児島支社
【計画の実施方針】 早期の運転再開や事故等の原因究明を図るための体制づくりが迅速に行われるための訓練や知識技能の向上を図る。 【令和6年度事業計画の内容】 大規模な事故又は災害に速やかに対応するため、乗務員等の運転取扱の教育・訓練を実施するとともに異常時における連絡体制の充実および異常時を想定した訓練を行い、緊急時の対応能力向上を図る。 また、豪雨や地震・津波の際には、社員の安否確認を実施するとともに、直ちに参集し早期復旧に努める。 (異常時における運行状況の把握と早期正常化) 指令員の、過去の異常時の運転整理についての振り返りとその反省を生かしたPRCシミュレータ訓練の実施による早期のダイヤ正常化スキルの向上。 指令員のレベルアップを目的とした指令勉強会の開催と指令長を担える人材の育成。	

章	2 鉄道交通の安全
節	3 鉄道の安全な運行の確保
項 目	(5) 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応
細 目	

実施機関	肥薩おれんじ鉄道株式会社
【計画の実施方針】 1 警察署・消防署・クレーン会社などの連絡体制表の整備 2 運転指令員・運転士への重大事故発生時の対応方に関する教育の実施 【令和6年度事業計画の内容】 1 警察・消防・クレーン関連会社の連絡先は既に掲出済、万全の態勢を整えている。 2 運転指令員及び乗務員に対して「異常時取扱いマニュアル」に基づいた教育を年1回実施し、その時々状況に応じた適切な指示、行動、情報発信について理解させている。	

章	2 鉄道交通の安全
節	3 鉄道の安全な運行の確保
項 目	(5) 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応
細 目	

実施機関	鹿児島市交通局電車事業課
【計画の実施方針】 自然災害や運転事故、軌道施設破損など、重大事故の発生に対して、マニュアルに従い、迅速な避難活動、救助・救急活動を行えるよう、緊急時の対応訓練など研修等の充実を図る。 【令和6年度事業計画の内容】 1 緊急時の対応訓練 1 回程度 2 県警と連携したテロ対策訓練 1 回程度	

章	2 鉄道交通の安全
節	3 鉄道の安全な運行の確保
項 目	(6) 運輸安全マネジメント評価の実施
細 目	

実施機関	九州運輸局鉄道部
【計画の実施方針】 鉄道事業者の安全管理体制の構築・改善状況を国が確認する運輸安全マネジメント評価を引き続き実施する。 また、運輸安全マネジメントを通じて、運輸事業者による防災意識の向上及び事前対策の強化等を図り、運輸防災マネジメントの取組を強化するとともに、感染症による影響を踏まえた運輸事業者の安全への取組及び事業者によるコンプライアンスを徹底・遵守する意識付けの取組を的確に確認する。 【令和6年度事業計画の内容】 鉄道事業者の安全管理体制の構築・改善状況を国が確認する運輸安全マネジメント評価を引き続き実施する。 また、運輸安全マネジメントを通じて、運輸事業者による防災意識の向上及び事前対策の強化等を図り、運輸防災マネジメントの取組を強化するとともに、感染症による影響を踏まえた運輸	

事業者の安全への取組及び事業者によるコンプライアンスを徹底・遵守する意識付けの取組を的確に確認する。

章	2 鉄道交通の安全
節	3 鉄道の安全な運行の確保
項 目	(6) 運輸安全マネジメント評価の実施
細 目	

実施機関 九州旅客鉄道株式会社鹿児島支社

【計画の実施方針】

経営トップの主体的関与の下に安全管理体制を確立し、輸送の安全の維持及び向上を図ることを目的とした安全管理規程に基づき、社員の声を反映した業務運営、安全総点検の実施等により安全管理の強化に努める。「運輸安全マネジメント評価」受検にあたり、国の評価や助言に基づき改善等を図り、更なる安全性の向上に努める。

【令和6年度事業計画の内容】

安全マネジメントの基本的なPDCAサイクルを適切に機能させ、安全監査及び安全点検等の実施により社内の安全マネジメント体制のチェックを行い、輸送の安全の確保に取り組む。

章	2 鉄道交通の安全
節	3 鉄道の安全な運行の確保
項 目	(6) 運輸安全マネジメント評価の実施
細 目	

実施機関 鹿児島市交通局電車事業課

【計画の実施方針】

安全重点施策の策定や公表、安全管理体制の構築・改善に必要な教育・訓練等の実施及び内部監査など、国のガイドラインに定められた取組を行うとともに、安全管理体制を構築し、また、より安全性を向上させるため、国における評価や助言に基づく改善等を図ることにより、安全運行の推進に努める。

【令和6年度事業計画の内容】

- 1 運輸安全マネジメント委員会の開催：年3回
- 2 内部監査員養成研修会の実施：年1回
- 3 内部監査の実施：年1回

章	2 鉄道交通の安全
節	3 鉄道の安全な運行の確保
項 目	(7) 計画運休への取組
細 目	

実施機関 九州旅客鉄道株式会社鹿児島支社

【計画の実施方針】

- 1 速やかな計画運休の実施

- 2 運転再開に向けた安全確保の徹底
- 3 利用者等に向けての情報提供の強化

【令和6年度事業計画の内容】

- 1 気象情報をもとに計画運休を早めに計画し、駅間停車や駅での混乱等を未然に防止する。
- 2 安全確認作業を効率的に実施するため、必要な箇所への要員・資機材の配置など事前準備の強化に努める。
また、運転再開時に向けて踏切等の設備を確実に点検し、安全を確保する。
- 3 情報提供を行うにあたっては、多様な情報提供手段、運行情報アプリ、駅頭掲示により、運休や運転再開等の運行情報を迅速かつ的確に多言語で提供する。

章	2 鉄道交通の安全
節	3 鉄道の安全な運行の確保
項 目	(7) 計画運休への取組
細 目	

実施機関 九州運輸局鉄道部

【計画の実施方針】

鉄道事業者に対して、大型の台風が接近・上陸する場合など、気象状況により列車の運転に支障が生ずるおそれが予測される場合は、一層気象状況に注意するとともに、安全確保の観点から、路線の特性に応じて、前広に情報提供した上で計画的に列車の運転を休止するなど、安全の確保に努めるよう指導する。

また、情報提供を行うにあたっては、訪日及び定住外国人にも対応するため、事故等発生時における多言語案内体制の強化も指導する。

【令和6年度事業計画の内容】

鉄道事業者に対して、大型の台風が接近・上陸する場合など、気象状況により列車の運転に支障が生ずるおそれが予測される場合は、一層気象状況に注意するとともに、安全確保の観点から、路線の特性に応じて、前広に情報提供した上で計画的に列車の運転を休止するなど、安全の確保に努めるよう指導する。

また、情報提供を行うにあたっては、訪日及び定住外国人にも対応するため、事故等発生時における多言語案内体制の強化も指導する。

章	2 鉄道交通の安全
節	3 鉄道の安全な運行の確保
項 目	(7) 計画運休への取組
細 目	

実施機関 鹿児島市交通局電車事業課

【計画の実施方針】

- 1 気象情報等の迅速・的確な収集と情報共有の徹底
- 2 運休決定時の利用者への速やかな周知

【令和6年度事業計画の内容】

軌道交通の安全を確保するため、気象等に関する情報を迅速・的確に収集するとともに、組織全体で情報共有を図る。

また、対策本部において運休を決定したときは、マスメディアやHP・SNS等を活用し速や

かに利用客へ周知する。

章	2 鉄道交通の安全
節	4 救助・救急活動の充実
項 目	
細 目	

実施機関	九州運輸局鉄道部
【計画の実施方針】 鉄道の重大事故等の発生に対して、避難誘導、救助・救急活動を迅速かつ的確に行うため、主要駅における防災訓練の充実や鉄道事業者と消防機関、医療機関その他の関係機関との連携・協力体制の強化を図る。 【令和6年度事業計画の内容】 鉄道の重大事故等の発生に対して、避難誘導、救助・救急活動を迅速かつ的確に行うため、主要駅における防災訓練の充実や鉄道事業者と消防機関、医療機関その他の関係機関との連携・協力体制の強化を図る。	

章	2 鉄道交通の安全
節	4 救助・救急活動の充実
項 目	
細 目	

実施機関	九州旅客鉄道株式会社鹿児島支社
【計画の実施方針】 1 鉄道運転事故等が発生した場合の乗務員の対処能力向上及び早期運転再開に向けた警察、消防との連携の強化を図る。 2 地震等の大災害発生時における旅客の安全な避難誘導、鉄道交通の安全を確保するため、関係機関との連携を強化し、気象に関する情報を的確に収集する。 【令和6年度事業計画の内容】 1 「脱線復旧訓練」を実施し、鉄道運転事故発生時における対応能力の向上を図る。 2 大災害が発生した場合を想定したお客さま避難誘導訓練を実施、発生時の対応等について確認を行う。	

章	2 鉄道交通の安全
節	4 救助・救急活動の充実
項 目	
細 目	

実施機関	肥薩おれんじ鉄道株式会社
【計画の実施方針】 警察署・消防署・クレーン会社など発生箇所に応じた連絡表の掲出、及びそれを活用した速やかな出動要請の実施	

【令和6年度事業計画の内容】

既に発生場所に応じた連絡体制表は掲出しており、速やかな対応が可能な環境が整っている。

章	3 踏切道における交通の安全
節	1 踏切道の立体交差化，構造の改良及び歩行者横断施設の整備の促進 2 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施
項 目	
細 目	

実施機関 鹿児島市交通局電車事業課

【計画の実施方針】

安全輸送の理念に基づき，軌道施設の定期的な点検，改良，保守等を行い，安全な軌道施設の維持に努める。

踏切道の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	1 種	4 種	合 計
1 系統	16	3	19
2 系統	0	0	0
合 計	16	3	19

1 系 統：鹿児島駅前～騎射場～谷山

2 系 統：鹿児島駅前～郡元

1 種踏切：常時遮断機が作動している踏切

4 種踏切：遮断機も警報機もない踏切

【令和6年度事業計画の内容】

1 踏切保安設備の整備 16箇所

2 踏切保安設備の更新 1 箇所

3 その他

令和5年度に引き続き，踏切の保安設備の更新など計画的な整備を図る。

章	3 踏切道における交通の安全
節	1 踏切道の立体交差化，構造の改良及び歩行者横断施設の整備の促進 2 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施 3 踏切道の統廃合の促進 4 その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置
項 目	
細 目	

実施機関 九州旅客鉄道株式会社鹿児島支社

【計画の実施方針】

1 踏切道の立体交差化及び構造の改良の促進

鉄道と交差する道路の新設改良に当たっては，極力立体交差化を基本とし踏切統廃合を推進する。また，自動車が通行する踏切道であってその幅員が接続する道路の幅員より狭いものや環境変化に伴い交通量が増加している踏切道については，「踏切道の拡幅に係わる指針」（平成13年10月1日）に基づき道路管理者と協議して構造改良の促進を図る。

2 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施

自動車が増加傾向にある踏切及び通行量の多い踏切で警報機、遮断機のない踏切については、関係する道路管理者と協議を行い踏切保安設備を整備していく。

また、非認定道路となっている踏切について認定道路への格上げ要請を行いながら保安設備の整備を進めていく。

一方、交通規制の実施については、踏切道の交通量、幅員、交通規制の実施状況、迂回路の状況等を勘案し、関係機関と協力を図り推進する。

3 踏切道の統廃合の促進

踏切を改良、新設する場合又は立体交差化等の計画協議段階において、踏切道の利用状況、迂回路の状況等を勘案して地域住民の通行に支障を及ぼさないと認められる箇所については、関係機関と協議を行い統廃合を推進する。

4 その他踏切道の交通安全と円滑化を図るための措置

踏切事故は、警報無視、直前横断等に起因するものが多いことに鑑み、自動車運転者、二輪車（自転車を含む。）や歩行者に対する安全意識の高揚及び踏切支障時における非常信号等の緊急措置の周知徹底を図るため、春・秋の交通安全運動期間等に積極的な保安指導広報活動（含む踏切滞留時脱出訓練）を実施し、踏切事故防止のPRを行う。また、踏切道における交通安全と円滑化を図るため、必要に応じて車両などの踏切通行等の違反行為に対する取締強化を関係機関に要請する。

踏切道数の状況（鹿児島県内分）（令和6年4月1日現在）

区 分	1 種	3 種	4 種	合 計
鹿児島本線	39	6	5	50
日豊本線	50	2	10	62
指宿枕崎線	135	3	12	150
肥薩線	40	3	4	47
吉都線	3	0	1	4
日南線	2	0	3	5
合 計	269	14	35	318

1 種踏切；常時遮断機が作動している踏切

3 種踏切；警報機が設置されている踏切（遮断機はない）

4 種踏切；遮断機も警報機もない踏切

【令和6年度事業計画の内容】

1 踏切道の構造改良（拡幅）

3 種・4 種踏切道の規制強化、廃止及び格上げ要請の実施

鹿児島本線 広木・鹿児島中央間第二乾燥場踏切廃止に向けた協議

2 踏切の安全対策

全方向踏切警報灯設置（3箇所）

章	3 踏切道における交通の安全
節	1 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者横断施設の整備の促進
項 目	
細 目	

実施機関 九州運輸局鉄道部

【計画の実施方針】

遮断時間が特に長い踏切道（開かずの踏切）や、主要な道路で交通量の多い踏切道等については、抜本的な交通安全対策である連続立体交差化等により、除却を促進するとともに、道路の新設・改築及び鉄道の新線建設に当たっても、極力立体交差化を図る。

加えて、立体交差化までに時間の掛かる「開かずの踏切」等については、早期に安全・安心を確保するため各踏切道の状況を踏まえ、歩道拡幅等の構造改良や歩行者等立体横断施設の設置等、

カラー舗装や駅周辺の駐輪場整備等の一体対策を促進する。

また、歩道が狭隘な踏切についても、踏切道内において歩行者と自動車等が錯綜することがないよう歩行者滞留を考慮した踏切拡幅など、事故防止効果の高い構造への改良を促進する。さらに、平成27年10月の高齢者等による踏切事故防止対策検討会の取りまとめを踏まえ、平滑化等のバリアフリー化を含めた高齢者等が安全で円滑に通行するための対策を促進する。

以上のとおり、立体交差化等による「抜本対策」と構造の改良等による「速効対策」の両輪による総合的な対策を促進する。

また、従前の踏切対策に加え、駅の出入口の新設や踏切周辺道路の整備等、踏切横断交通量削減のための踏切周辺対策等を促進する。

【令和6年度事業計画の内容】

遮断時間が特に長い踏切道（開かずの踏切）や、主要な道路で交通量の多い踏切道等については、抜本的な交通安全対策である連続立体交差化等により、除却を促進するとともに、道路の新設・改築及び鉄道の新線建設に当たっても、極力立体交差化を図る。

加えて、立体交差化までに時間の掛かる「開かずの踏切」等については、早期に安全・安心を確保するため各踏切道の状況を踏まえ、歩道拡幅等の構造改良や歩行者等立体横断施設の設置等、カラー舗装や駅周辺の駐輪場整備等の一体対策を促進する。

また、歩道が狭隘な踏切についても、踏切道内において歩行者と自動車等が錯綜することがないよう歩行者滞留を考慮した踏切拡幅など、事故防止効果の高い構造への改良を促進する。さらに、平成27年10月の高齢者等による踏切事故防止対策検討会の取りまとめを踏まえ、平滑化等のバリアフリー化を含めた高齢者等が安全で円滑に通行するための対策を促進する。

以上のとおり、立体交差化等による「抜本対策」と構造の改良等による「速効対策」の両輪による総合的な対策を促進する。

また、従前の踏切対策に加え、駅の出入口の新設や踏切周辺道路の整備等、踏切横断交通量削減のための踏切周辺対策等を促進する。

章	3 踏切道における交通の安全
節	2 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施
項	目
細	目

実施機関	九州運輸局鉄道部
------	----------

【計画の実施方針】

踏切遮断機の整備された踏切道は、踏切遮断機の整備されていない踏切道に比べて事故発生率が低いことから、踏切道の利用状況、踏切道の幅員、交通規制の実施状況等を勘案し、着実に踏切遮断機の整備を行う。

主要な都市にある踏切道のうち、列車運行本数が多く、かつ、列車の種別等により警報時間に差が生じているものについては、必要に応じ警報時間制御装置の整備等を進め、踏切遮断時間を極力短くする。

自動車交通量の多い踏切道については、道路交通の状況、事故の発生状況等を勘案して、必要に応じ、障害物検知装置、オーバーハング型警報装置、大型遮断装置等、より事故防止効果の高い踏切保安設備の整備を進める。

高齢者等の歩行者対策としても効果が期待できる、全方位型警報装置、非常押ボタンの整備、障害物検知装置の高規格化を推進する。

【令和6年度事業計画の内容】

踏切遮断機の整備された踏切道は、踏切遮断機の整備されていない踏切道に比べて事故発生率が低いことから、踏切道の利用状況、踏切道の幅員、交通規制の実施状況等を勘案し、着実に踏

切遮断機の整備を行う。

主要な都市にある踏切道のうち、列車運行本数が多く、かつ、列車の種別等により警報時間に差が生じているものについては、必要に応じ警報時間制御装置の整備等を進め、踏切遮断時間を極力短くする。

自動車交通量の多い踏切道については、道路交通の状況、事故の発生状況等を勘案して、必要に応じ、障害物検知装置、オーバーハング型警報装置、大型遮断装置等、より事故防止効果の高い踏切保安設備の整備を進める。

高齢者等の歩行者対策としても効果が期待できる、全方位型警報装置、非常押ボタンの整備、障害物検知装置の高規格化を推進する。

章	3 踏切道における交通の安全
節	3 踏切道の統廃合の促進
項 目	
細 目	

実施機関	九州運輸局鉄道部
【計画の実施方針】 踏切道の立体交差化、構造改良等の事業の実施に併せて、近接踏切道のうち、その利用状況、う回路の状況等を勘案して、第3、第4種踏切道など地域住民の通行に特に支障を及ぼさないと認められるものについて、統廃合を進めるとともに、これら近接踏切道以外の踏切道についても同様に統廃合を促進する。 ただし、構造改良のうち、踏切道に歩道がないか、歩道が狭小な場合の歩道整備については、その緊急性を考慮して、近接踏切道の統廃合を行わずに実施できることとする。 【令和6年度事業計画の内容】 踏切道の立体交差化、構造改良等の事業の実施に併せて、近接踏切道のうち、その利用状況、う回路の状況等を勘案して、第3、第4種踏切道など地域住民の通行に特に支障を及ぼさないと認められるものについて、統廃合を進めるとともに、これら近接踏切道以外の踏切道についても同様に統廃合を促進する。 ただし、構造改良のうち、踏切道に歩道がないか、歩道が狭小な場合の歩道整備については、その緊急性を考慮して、近接踏切道の統廃合を行わずに実施できることとする。	

章	3 踏切道における交通の安全
節	2 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施 3 踏切道の統廃合の促進 4 その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置
項 目	
細 目	

実施機関

肥薩おれんじ鉄道株式会社

【計画の実施方針】

道路改良の実施に併せて、近接踏切道で迂回路の状況等を考慮し、踏切の整備や統廃合を推進する。

また、必要により学校等に伺い、指導・教育を行うことで、事故の未然防止を図る。

踏切道数の状況

(令和5年4月1日現在)

区 分	1 種	3 種	4 種	合 計
肥薩おれんじ鉄道線	74	5	5	84

- 1 種踏切：踏切警報器と遮断機の両方が設置されている踏切
- 3 種踏切：遮断機はないが、踏切警報器が設置されている踏切
- 4 種踏切：踏切警報器も遮断機もない踏切（警標のみ）

章	3 踏切道における交通の安全
節	4 その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置
項 目	
細 目	

実施機関	九州運輸局鉄道部
【計画の実施方針】 緊急に対策が必要な踏切道は、「踏切安全通行カルテ」を作成・公表し、透明性を保ちながら各踏切の状況を踏まえた対策を重点的に推進する。 自動車運転者や歩行者等の踏切道通行者に対し、交通安全意識の向上及び踏切支障時における非常ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図るため、踏切事故防止キャンペーンを推進する。 また、鉄道事業者等による高齢者施設や病院等の医療機関へ踏切事故防止のパンフレットの配布等啓発活動を促進する。 平常時の交通の安全及び円滑化等の対策に加え、災害時においても、踏切道の長時間遮断による救急・救命活動や緊急物資輸送に支障を来す等の課題に対応するため、関係者間で遮断時間に関する情報共有を図るとともに、遮断の解消やう回に向けた災害時の管理方法を定める取組を推進する。 【令和6年度事業計画の内容】 緊急に対策が必要な踏切道は、「踏切安全通行カルテ」を作成・公表し、透明性を保ちながら各踏切の状況を踏まえた対策を重点的に推進する。 自動車運転者や歩行者等の踏切道通行者に対し、交通安全意識の向上及び踏切支障時における非常ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図るため、踏切事故防止キャンペーンを推進する。 また、鉄道事業者等による高齢者施設や病院等の医療機関へ踏切事故防止のパンフレットの配布等啓発活動を促進する。 平常時の交通の安全及び円滑化等の対策に加え、災害時においても、踏切道の長時間遮断による救急・救命活動や緊急物資輸送に支障を来す等の課題に対応するため、関係者間で遮断時間に関する情報共有を図るとともに、遮断の解消やう回に向けた災害時の管理方法を定める取組を推進する。	

章	3 踏切道における交通の安全
節	4 その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置
項 目	
細 目	

実施機関	県警察本部交通指導課
【計画の実施方針】 車両等の踏切通行時の違反行為に対する交通指導取締りを推進する。 【令和6年度事業計画の内容】 踏切不停止等違反の交通指導取締りを推進する。	

令和 6 年度 鹿児島県交通安全実施計画

令和 6 年 6 月

発 行	鹿児島県交通安全対策会議
編 集	鹿児島県交通安全対策会議事務局
	(鹿児島県総務部男女共同参画局くらし共生協働課内)
	〒890-8577
	鹿児島市鴨池新町 1 0 - 1
	T E L (099) 286-2523



鹿児島県総務部男女共同参画局くらし共生協働課